

\*\*\*\*\*

平成 2 7 年 第2回定例会

# 上富良野町議会会議録

\*\*\*\*\*

開会 平成 2 7 年 6 月 15 日

開会 平成 2 7 年 6 月 16 日

上富良野町議会

# 目 次

## 第 1 号 (6月15日)

○議 事 日 程 .....	1
○出 席 議 員 .....	1
○欠 席 議 員 .....	1
○地方自治法第121条による説明員の職氏名 .....	1
○議会事務局出席職員 .....	1
○開会宣告・開議宣告 .....	2
○諸 般 の 報 告 .....	2
○日程第 1 会議録署名議員の指名について .....	2
○日程第 2 会期の決定について .....	2
○日程第 3 行 政 報 告 .....	2
○日程第 4 報告第 1 号 監査・例月現金出納検査結果報告について .....	4
○日程第 5 報告第 2 号 平成26年度上富良野町一般会計継続費繰越計算書の報告につ いて .....	5
○日程第 6 報告第 3 号 平成26年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告 について .....	5
○日程第 7 報告第 4 号 法人の経営状況の報告について .....	6
○日程第 8 町の一般行政について質問 .....	7
3 番 村 上 和 子 君 .....	7
1 空き家対策について相談窓口の充実や、法律に準じた条例の制定が必要 では	
2 町のエネルギー施策について	
3 放課後学習支援教室（アフタースクールサポート）の実施について	
7 番 中 村 有 秀 君 .....	14
1 主要町道の歩道に設置されている「植樹柵」の維持管理について	
2 使用済みの「カセットボンベ」及び「スプレー缶」の取扱いについて	
3 地方創生の総合戦略策定の基本方針と行程表について	
○散 会 宣 告 .....	22

# 目 次

## 第 2 号 (6月16日)

○議 事 日 程	2 5
○出 席 議 員	2 5
○欠 席 議 員	2 5
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	2 5
○議会事務局出席職員	2 5
○開 議 宣 告	2 7
○諸 般 の 報 告	2 7
○日程第 1 会議録署名議員の指名について	2 7
○日程第 2 町の一般行政について質問	2 7
4 番 米 沢 義 英 君	2 7
1 商業振興について	
2 農業振興について	
3 東中中学校の活用について	
4 国民健康保険について	
5 防災対策について	
6 子育て支援について	
1 番 佐 川 典 子 君	3 5
1 上富良野自治基本条例について	
2 ひとり親世帯への「みなし寡婦控除」について	
○日程第 3 議案第 1 号 平成27年度上富良野町一般会計補正予算(第2号)	4 0
○日程第 4 議案第 2 号 平成27年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	4 7
○日程第 5 議案第 3 号 平成27年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	4 8
○日程第 6 議案第 4 号 平成27年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第1号)	4 8
○日程第 7 議案第 5 号 平成27年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第1号)	4 9
○日程第 8 議案第 6 号 平成27年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)	5 0
○日程第 9 議案第 7 号 平成27年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	5 1
○日程第10 議案第 8 号 平成27年度上富良野町病院事業会計補正予算(第1号)	5 1
○日程第11 議案第 9 号 上富良野町個人情報保護条例の一部を改正する条例	5 2
○日程第12 議案第10号 上富良野町個人番号の利用に関する条例	5 2
○日程第13 議案第11号 上富良野町いじめの防止等に関する条例	5 3
○日程第14 議案第12号 上富良野中学校校舎耐震改修及び老朽改修工事(建築主体工事)請負契約の締結について	5 4
○日程第15 議案第13号 上富良野中学校校舎耐震改修及び老朽改修工事(機械設備工事)請負契約の締結について	5 4
○日程第16 議案第14号 上富良野中学校校舎耐震改修及び老朽改修工事(電気設備工事)請負契約の締結について	5 4
○日程第17 議案第15号 財産の取得について(除雪トラック購入)	5 7
○日程第18 議案第16号 財産の取得について(学校給食センター調理機器購入)	5 8
○日程第19 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について	5 9

○日程第20	発議案第1号 議員派遣について	60
○日程第21	閉会中の継続調査申し出について	60
○閉会宣言		61

## 第 2 回 定 例 会 付 託 事 件 一 覧 表

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	平成27年度上富良野町一般会計補正予算（第2号）	6月16日	原 案 可 決
2	平成27年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	6月16日	原 案 可 決
3	平成27年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	6月16日	原 案 可 決
4	平成27年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第1号）	6月16日	原 案 可 決
5	平成27年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第1号）	6月16日	原 案 可 決
6	平成27年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	6月16日	原 案 可 決
7	平成27年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	6月16日	原 案 可 決
8	平成27年度上富良野町病院事業会計補正予算（第1号）	6月16日	原 案 可 決
9	上富良野町個人情報保護条例の一部を改正する条例	6月16日	原 案 可 決
10	上富良野町個人番号の利用に関する条例	6月16日	原 案 可 決
11	上富良野町いじめの防止等に関する条例	6月16日	原 案 可 決
12	上富良野中学校校舎耐震改修及び老朽改修工事（建築主体工事）請負契約の締結について	6月16日	原 案 可 決
13	上富良野中学校校舎耐震改修及び老朽改修工事（機械設備工事）請負契約の締結について	6月16日	原 案 可 決
14	上富良野中学校校舎耐震改修及び老朽改修工事（電気設備工事）請負契約の締結について	6月16日	原 案 可 決
15	財産の取得について（除雪トラック購入）	6月16日	原 案 可 決
16	財産の取得について（学校給食センター調理機器購入）	6月16日	原 案 可 決
	行 政 報 告	6月15日	
	町の一般行政について質問	6月15 ・16日	

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
	報 告		
1	監査・例月現金出納検査結果報告について	6月15日	報 告
2	平成26年度上富良野町一般会計継続費繰越計算書の報告について	6月15日	報 告
3	平成26年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	6月15日	報 告
4	法人の経営状況の報告について	6月15日	報 告
	発 議		
1	議員派遣について	6月16日	原 案 可 決
	諮 問		
1	人権擁護委員候補者の推薦について	6月16日	適 任
	閉会中の継続調査申し出について	月 日	原 案 可 決

平成27年第2回定例会

上富良野町議会会議録（第1号）

平成27年6月15日（月曜日）

○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について  
第 2 会期の決定について 6月15日～16日 2日間  
第 3 行政報告 町長 向山 富夫 君  
第 4 報告第 1号 監査・例月現金出納検査結果報告について  
代表監査委員 米田 末範 君  
第 5 報告第 2号 平成26年度上富良野町一般会計継続費繰越計算書の報告について  
第 6 報告第 3号 平成26年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について  
第 7 報告第 4号 法人の経営状況の報告について  
第 8 町の一般行政についての質問
- 

○出席議員（13名）

1番	佐川 典子 君	2番	小野 忠 君
3番	村上 和子 君	4番	米沢 義英 君
5番	金子 益三 君	6番	徳武 良弘 君
7番	中村 有秀 君	9番	岩崎 治男 君
10番	中澤 良隆 君	11番	今村 辰義 君
12番	岡本 康裕 君	13番	長谷川 徳行 君
14番	西村 昭教 君		

---

○欠席議員（1名）

8番	谷 忠 君
----	-------

---

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	向山 富夫 君	副 町 長	田中 利幸 君
教 育 長	服部 久和 君	代表監査委員	米田 末範 君
農業委員会会長	青地 修 君	会 計 管 理 者	藤田 敏明 君
総 務 課 長	石田 昭彦 君	産 業 振 興 課 長	辻 剛 君
保 健 福 祉 課 長	北川 和宏 君	健康づくり担当課長	杉原 直美 君
町民生活課長	鈴木 真弓 君	建設水道課長	佐藤 清 君
農業委員会事務局長	北越 克彦 君	教育振興課長	野崎 孝信 君
ラベンダー・ハイツ所長	大石 輝男 君	町立病院事務長	山川 護 君

---

○議会事務局出席職員

局 長	林 敬永 君	次 長	佐藤 雅喜 君
主 事	新井 沙季 君		



午前 9時00分 開会  
(出席議員 13名)

---

◎開会宣告・開議宣告

○議長(西村昭教君) 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は13名でございます。

これより、平成27年第2回上富良野町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

◎諸般の報告

○議長(西村昭教君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長(林 敬永君) 御報告申し上げます。

今期定例会は、6月12日に告示され、同日、議案等の配付をいたしました。その内容はお手元に配付の議事日程のとおりであります。

今期定例会の運営については、議会運営委員長から5月27日及び6月10日、議会運営委員会を開き、会期及び日程等並びに今期定例会までに受理しました5件の陳情、要望の取り扱いの結果報告がありました。

今期定例会に提出の案件は、町長から提出の議案16件及び報告案件3件並びに議員からの発議案1件であります。また、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については、あす配付いたしますので御了承願います。

監査委員から、監査・月例現金出納検査結果報告書の提出がありました。

町長から今期定例会までの主要な事項について、行政報告の発言の申し出がありました。その資料として、行政報告とともに平成27年度建設工事発注状況を配付しましたので、参考に願います。

町の一般行政について、村上和子議員外3名の議員から一般質問の通告がありました。その要旨は本日配付したところであり、先例により質問の順序は通告を受理した順となります。

今期定例会までの議会の主要な行事は、お手元に配付の議会の動向に掲載したところであります。

今期定例会の議案説明のため、町長以下関係者の出席を求め、別紙配付のとおり出席しております。

以上であります。

○議長(西村昭教君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(西村昭教君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

5番 金子 益三 君

6番 徳武 良弘 君

を指名いたします。

---

◎日程第2 会期の決定について

○議長(西村昭教君) 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月16日までの2日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月16日までの2日間と決しました。

---

◎日程第3 行政報告

○議長(西村昭教君) 日程第3 行政報告を行います。

今期定例会までの主な行政執行経過について、町長から報告の申し出がありますので、発言を許します。

町長、向山富夫君。

○町長(向山富夫君) おはようございます。

議員各位におかれましては、公私ともに何かと御多用のところ、第2回定例町議会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

さて、5月29日、鹿児島県屋久島町の口之永良部島新岳が噴火し、幸いに一人の犠牲者もないものの、島民137人全員が島外避難を余儀なくされました。同じく火山と共存する本町といたしましても、他人事と言えるものではなく、今後、避難生活を強いられる屋久島町民の心中を察しますと、大変胸が痛むところであります。町といたしましては、お見舞いの言葉とあわせ、支援金を送らせていただきましたが、何より一日も早い避難生活の解除と口之永良部島の復興を願うところであります。

それでは、去る3月定例町議会以降におけます町政執行の概要について報告させていただきます。

初めに、本年度4月からの執行体制についてですが、職員数につきましては、昨年度中の定年退職者など11名の欠員に対して、看護師4名と栄養士1名、一般事務職4名の採用を行い、昨年度当初から2名減の183名による執行体制とし、さら

に再任用職員として2名の採用を行い、うち1名については社会福祉協議会への派遣を行ったところであり、また、北海道からの職員派遣事業により1名の派遣を受け、引き続き商工振興部門の強化を図ったほか、健康づくり担当課長を配置したところでもあります。

今後とも、町民皆様との協働のまちづくりを進めるため、必要な組織体制の見直しを加えながら、業務の円滑な推進と体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

次に、国の栄典関係についてであります。4月29日付の発令による春の叙勲で、消防功労として1名が瑞宝単光章を受章され、また、危険業務従事者叙勲においては、防衛功労として1名が瑞宝双光章、3名が瑞宝単光章を受章されました。改めて、受章されました皆様のこれまでの御功績に心から敬意を表するものであります。

次に、町政運営実践プランについてであります。町政運営改善プランの後継計画として、本年度から第5次総合計画の終期となる平成30年度までの4年間を推進期間として策定したところであります。長期目標と年次目標を掲げながら、職員の行政運営に対する意識の醸成を図り、その着実な実践に努めてまいります。

次に、十勝岳山麓ジオパーク推進協議会についてであります。昨年度末から美瑛町と進めております十勝岳山麓ジオパーク認定に向けた活動を行うため、両町内におけるさまざまな団体、関係行政機関及び十勝岳に造詣の深い学識経験者の方々に参加をいただき、4月14日、推進協議会設立総会が開催され、設立の運びとなりました。その後、日本ジオパークネットワークへも準会員として加盟し、具体的な活動を開始したところであります。今後は、推進協議会を中心とし、美瑛町と連携を図りながら認定申請に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、自衛隊関係についてであります。3月23日、翌24日には、富良野地方自衛隊協力会上富良野支部により、上富良野駐屯地現状規模堅持更なる拡充を求める要望を防衛省及び北海道選出国會議員に要望を行ってまいりました。

また、記念行事関係では、5月30日の北部方面後方支援隊創隊記念行事、6月7日の第2師団及び旭川駐屯地創立記念行事へ、それぞれ参加をしたところであります。

次に、町税等の徴収状況であります。例年どおり、管理職20名による滞納プロジェクトの臨戸訪問徴収や夜間納税相談窓口の開設などに加え、滞納者に対する差し押さえを執行し、徴収の強化を図ってまいりました。これらによりまして、平成26年

度の収納率は、滞納繰り越し分を含め、町税で0.8%、国保税で2.6%向上したところであり、滞納繰越金は、前年対比で町税769万4,000円、国保税844万8,000円減少し、町税で1,035万7,000円、国保税で1,307万6,000円となっております。今後も、納期内納税の啓発と、さらなる収納率の向上に努めてまいります。

次に、オリジナルナンバープレートの交付状況についてであります。本年4月からの導入後、5月末日現在で53台に交付したところであります。内訳といたしましては、原動機自動二輪車50cc以下は21枚、90cc以下は3枚、125cc以下は3枚、ミニカーは1枚、農作業用車両は25枚となっております。今後も引き続き広報誌等を通じて町民の皆様様に周知してまいります。

次に、交通安全対策についてであります。本町におきましては、6月7日に交通死亡事故ゼロ2,000日を達成したところであり、これもひとえに、町民、関係機関が一丸となり交通安全の取り組みを進めてきた結果であり、皆様の御協力に感謝申し上げます。この達成を踏まえ、6月8日には、生活安全推進協議会による交通安全町民大会2015が開催されたところであり、180名を超える町民の皆様とともに私も参加させていただきました。大会では、交通事故による犠牲者を一人でも少なくするため、さらなる交通安全に対する意識を参加者全員で宣言いたしました。

次に、農作物の生育状況についてであります。今春は例年になく積雪が少なかったことから、耕起作業を初め、播種、移植など、全ての作業が順調に推移し、その後の生育も順調に進んでいるところであります。引き続き、今後の生育状況を注視しつつ、農業関係機関相互の連絡をより密にし、農業者の皆様とともに豊穰の秋を迎えられるよう努めてまいります。

次に、国の緊急支援交付金を活用した商品券発行事業についてであります。まず、プレミアム商品券については、5月から8月までの上半期分と、10月から1月までの下半期の2回に分けて、総額1億7,400万円分の商品券を発行することとしており、上半期分については7,000組、総額8,400万円の販売を行い、5月20日までに1,493世帯の方々に購入いただき、完売の報告を受けているところであります。また、同交付金を活用した子育て応援商品券につきましては、子育て世帯臨時特例給付金とあわせて、6月1日より申請受け付けを開始したところであります。

次に、建設産業安全大会についてであります。建設工事の繁忙期を迎えるに当たって、4月24日

に、建設業協会と商工会工業部会の共催により、従事者約120名が集い開催されました。大会では、交通事故や労働災害の防止を参加者全員で確認し、誓ったところであります。

次に、治水砂防関係についてであります。5月26日は北海道治水砂防海岸事業促進同盟通常総会、28日には全国治水砂防協会の通常総会にそれぞれ出席し、砂防事業等の拡充及び促進のための活動について確認したところであります。

次に、上富良野高校の入学状況についてであります。今春の入学人数は地元の中学卒業生25名を含む33名となり、昨年度より6名の増となったところであります。今後においても、地域の皆さんの御理解と御協力をいただき、魅力ある学校づくりへの支援と地元高校の存続に努めてまいります。

次に、放課後児童クラブについてであります。国の新たな運営基準に基づき、本年度から上富良野小学校に統合して運営を行っているところであります。利用児童を、これまでの3年生までから6年生までに広げるとともに、新たに朝夕の延長預かりを行うなど、事業内容の充実を図ったところであり、今春の登録者数は5月31日現在で117名となっております。今後においても、子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、子どもの健全な育成を図ってまいります。

最後に、建設工事の発注状況についてであります。本年度入札執行した建設工事は、6月10日現在、件数で13件、事業費総額で14億3,169万円となっております。また、本年度発注予定の建設工事は39件で、その情報については4月1日付で公表したところであります。

なお、お手元に平成27年度建設工事発注状況を配付いたしましたので、後ほど御高覧いただきたく存じます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 以上をもって、行政報告を終わります。

#### ◎日程第4 報告第1号

○議長（西村昭教君） 日程第4 報告第1号監査・例月現金出納検査結果報告について、監査委員より報告を求めます。

代表監査委員、米田末範君。

○代表監査委員（米田末範君） 監査及び例月現金出納検査結果について御報告いたします。概要のみ申し上げますので、御了承を賜りたいと存じます。

初めに、定期監査の結果について御報告を申し上げます。

1ページをお開きください。

地方自治法第199条第4項の規定により、定期監査を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果を御報告いたします。

定期監査の概要ですが、町立病院貯蔵品検査について、平成27年4月21日に病院の棚卸しを監査の対象として、平成26年度末に係る貯蔵品調書等関係帳簿を検閲するとともに、貯蔵品の実地検査を行いました。検査の結果、棚卸しはおおむね適正に執行されていると認められました。

次に、2ページをお開きください。

車両検査について、平成27年6月2日に、公用車両の整備及び管理状況を監査の対象として、公用車両75台中74台の車両の実地検査を行いました。出張、現場等の公務により当日検査できなかった車両1台については、6月8日に検査を行いました。監査の結果、公用車両の整備及び管理の状況は、おおむね良好であると認められました。

次に、3ページから15ページの例月現金出納検査の結果について御報告申し上げます。

地方自治法第235条の2第1項の規定により執行いたしましたので、同条第3項の規定により、その結果を御報告いたします。

平成26年度2月分から4月分及び平成27年度4月分について、概要並びに監査結果を一括して御報告いたします。

例月現金出納検査を別紙報告書のとおり執行し、いずれも、各会計の出納の収支状況は別紙資料に示すとおりであり、現金は適正に保管されていることを認めました。

なお、資料につきましては御高覧いただいたものと存じ、説明を省略させていただきます。

また、税の収納状況につきましては、平成26年度分を16ページに、平成27年度分を17ページに添付してございますので、参考としていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、質疑があれば賜ります。

5番金子益三君。

○5番（金子益三君） 資料なのですけれども、ただいまの監査の方法が、1ページの26年度ということで御説明があったのですけれども、25年度というふうに載っているのですけれども、どちらでしょう。

○議長（西村昭教君） 代表監査委員、答弁。

○代表監査委員（米田末範君） 大変失礼しました。25年度と記載してございますけれども、26年度の誤りでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 質疑がなければ、これをもって監査・例月現金出納検査結果の報告を終わります。

---

#### ◎日程第5 報告第2号

○議長（西村昭教君） 日程第5 報告第2号平成26年度上富良野町一般会計継続費繰越計算書の報告について、報告を求めます。

総務課長。

○総務課長（石田昭彦君） ただいま上程いただきました報告第2号平成26年度上富良野町一般会計継続費繰越計算書の報告について、その概要を御説明申し上げます。

それでは、裏面の継続費繰越繰越計算書をごらん願います。

第20号橋及び第21号橋の架替事業につきまして、昨年9月、定例町議会において、それまでの河川協議の結果、事業費の増額とあわせて事業の完成に2カ年を要することとなったことから、継続費の設定を御議決いただいたところでもあります。

第20号橋につきましては、継続費の総額2億2,625万円のうち、平成26年分として予算計上した1億6,125万円に対し、事業執行に伴う支出済額が1億4,995万1,502円となったことから、その差額であります1,129万8,498円を平成27年度に逐次繰り越したところでもあります。

第21号橋につきましても、継続費の総額1億2,123万9,000円のうち、平成26年度予算計上分1億5,133万9,000円に対し、支出済額が9,839万7,281円となったことから、674万1,719円を同じく平成27年度に逐次繰り越したところでもあります。

以上、2事業の合計で1,804万2,177円を地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき、平成27年度に繰り越すとともに、その内容を報告するものであります。

以上をもちまして、報告第2号平成26年度上富良野町一般会計継続費繰越計算書の報告についての説明といたします。

○議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、質疑があれば賜ります。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 質疑がなければ、これをもって本件の報告を終わります。

---

#### ◎日程第6 報告第3号

○議長（西村昭教君） 日程第6 報告第3号平成26年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報告を求めます。

総務課長。

○総務課長（石田昭彦君） ただいま上程いただきました報告第3号平成26年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、その概要を御説明申し上げます。

それでは、裏面の繰越明許費計算書をごらん願います。

まず、表中6行目の社会保障・税番号制度システム整備事業については、平成26年度事業分として昨年6月定例議会において予算議決をいただいたところですが、厚生労働省分に係るシステム整備の仕様の決定がおくれ、同省関係分のシステム改修が平成26年度に及ぶこととなったことから、3月定例町議会において繰越明許費の議決をいただいたところでもあります。平成26年度会計の決算期を迎え、厚労省分の整備費として予算設定しておりました577万2,000円を平成27年度へ繰り越したものであります。

次に、表中7行目の防災無線基地局及び遠隔制御器更新事業については、更新予定機材の生産中止により、年度内の代がえ機器の納入が困難となったことから、3月定例議会において繰越明許費の議決をいただいたところでもあります。平成26年度会計の決算期を迎え、予算で設定した全額347万8,000円を平成27年度会計へ繰り越したものであります。

次に、残りの16件の事業につきましては、国の平成26年度補正予算に係る地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用する事業として、3月定例議会において予算議決をいただいたところでもあります。同交付金の地方消費喚起型生活支援型事業として、子育て世帯への交付を含めたプレミアム商品券発行事業1件、また、地方創生先行型として、平成26年度事業として予算計上していた事業の前出しを含め、地方版総合戦略策定事業など、15件について、同3月定例議会において繰越明許費の議決をいただいたところでもあります。平成26年度会計の決算期を迎え、予算で設定しました全額9,891万円を平成27年度会計へ繰り越したものであります。

以上、18事業の合計で1億816万円を地方自治法第213条第1項の規定に基づき平成27年度会計に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、その内容を報告するものであります。

なお、事業ごとの財源内訳で、国庫支出金など、

未収入特定財源につきましては、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金にあっては一括して、その他については事業完了時期等に応じて受け入れ手続を行ってまいります。

以上をもちまして、報告第3号平成26年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての説明といたします。

○議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 質疑がなければ、これをもって本件の報告を終わります。

#### ◎日程第7 報告第4号

○議長（西村昭教君） 日程第7 報告第4号法人の経営状況の報告について、報告を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（辻 剛君） ただいま上程いただきました、報告第4号法人の経営状況報告の件につきまして、株式会社上富良野振興公社の経営状況を御報告いたします。

経営状況に関する書類の1ページをお開きください。

平成26年度事業報告書であります。ここでは、株主総会、取締役会、監査役会の開催状況及び審議項目等について記載しております。

次のページをごらんください。

平成26年度部門別報告書であります。2ページから3ページにかけて、本公社が指定管理者として町から受託しております4施設について、それぞれの経営、運営概要を記載しております。

一つ目の保養センター白銀荘についてですが、利用実績でいきますと、入館者数7万5,796人で、前年度実績よりも2,633人の増加となり、売り上げも6,255万3,000円で、前年度実績よりも142万円増加し、前年度対比102.3%の売り上げ実績となりました。

また、例年12月から3月を期間として、70歳以上の高齢者及び障がいを持たれている方を対象とした入浴料等の優遇期間における対象となる方の来館者数は1,335人で、前年度実績よりも362人減少し、前年度対比78.7%の来館実績となったところであります。

次に、二つ目の日の出公園オートキャンプ場ですが、総入場者数が1万6,127人で、前年度実績よりも214人増加し、前年度対比101.3%、また、売り上げでは1,541万4,000円となり、前年度実績よりも13万1,000円増加し、前年度対比100.9%の実績となったところであ

ります。

3ページをお開きください。

次に、三つ目の町営スキー場ですが、リフト券の総売上枚数は1,857枚で、前年度実績よりも62枚増加し、前年度対比103.5%、また、利用収益につきましては110万8,000円で、これは前年度実績とほぼ同額で、前年度対比100.0%の実績となりました。

また、リフトの輸送人員は6万7,982人で、前年度実績よりも1万2,191人減少し、前年度対比84.8%の実績となったところです。

次に、日の出公園についてですが、御案内のとおり、一昨年にラベンダーの植えかえを終了し、今年度においては見栄えも向上するものと期待をしていましたが、6月初旬の高温や害虫の発生により花芽に被害が生じ、防除作業に追われた経緯にあります。また、展望施設の活用として、町内のNPO法人が運営するレストランの開業により、約2,000名の方の御利用があり、観光への波及、地域PRにつながっております。

次に、決算報告書であります。5ページをお開きください。

貸借対照表について申し上げます。

資産の部の流動資産は2,475万5,134円で、その内訳は現金、預金が2,322万8,855円、商品が152万6,279円、固定資産は3万円、出資金であります。

資産の部合計は、2,478万5,134円となっております。

次に、負債の部でございます。

流動資産は520万4,077円で、その内訳は未払い金、預かり金等であります。

次に、純資産の部ですが、株式資本は1,958万1,057円で、その内訳は、上富良野町、富良野農業協同組合、旭川信用金庫、上富良野町商工会の出資による資本金が1,000万円、利益剰余金が958万1,057円で、負債及び純資産の合計は2,478万5,134円となっております。

次に、6ページをごらんください。

損益計算書についてであります。

最初に、営業収益となります売上高についてであります。営業収益と売店収益を合わせた売り上げ高合計は7,934万9,024円となっております。

次に、営業費用であります売上原価につきましては、期首商品棚卸高と商品仕入高を合わせた1,087万2,452円から期末商品棚卸高152万6,279円を差し引いた934万6,173円となります。

このことから、売上総利益金額は、売上高7,934万9,024円から売上原価934万6,173円を差し引いた7,000万2,851円となっております。

さらに、販売費及び一般管理費合計9,451万7,681円を差し引いた営業損失金額は、2,451万4,830円となっております。

営業外収益は、受託収入の2,909万5,115円を初め、受取利息、受取配当金、雑収入を合わせ、合計2,914万6,577円となっております。

営業外費用ですが、町への寄附でございまして、経営努力によりまして430万円の寄附を行っております。

以上のことから、営業損失金額2,451万4,830円に営業外収益2,914万6,577円を加え、営業外費用430万円を差し引いた経常利益金額は33万1,747円となっております。

さらに、経常利益金額33万1,747円から法人税等の14万円を差し引きまして、当期純利益金額は19万1,747円となったところであります。

7ページから11ページにつきましては、ただいま説明した内容の資料等となっております、説明は省略をさせていただきます。

次に、12ページをごらんください。

平成27年度事業計画及び予算について御説明いたします。

白銀荘及びオートキャンプ場につきましては、年々、外国人観光客の利用が増加の一途をたどっていることから、その受入体制の強化を図りつつ、一方では、町民利用者等憩いの場として快適な環境をお届けできるように努めます。

また、日の出公園につきましても、展望施設のレストラン活用など、来園者の利便性の向上、観光波及につなげたいと思っています。

いずれにいたしましても、各施設の管理運営につきましては、従業員の教育はもとより、積極的な営業活動等を展開し、健全な運営に努めてまいります。

次に、各管理運営施設ごとの予算概要について説明いたします。13ページをお開きください。

まず、白銀荘についてですが、既に新年度における運営を行っておりますが、白金とをつなぐ横断道路の開通がゴールデンウィークに間に合ったこともあり、5月に入ってからからの入り込みを中心に、好調に推移しております。

本年度の予算についてですが、計画入館者数で、宿泊客が8,250人、日帰り客が6万8,250人

の計7万6,500人とし、売上高は6,270万円を見込んだ予算としております。

次に、14ページをごらんください。

上段、日の出公園オートキャンプ場ですが、計画総入場者数を1万2,610人として、売上高は1,416万5,000円を見込んだ予算としております。

下段、町営スキー場につきましては、利用券売り上げ枚数1,980枚、売上高は119万3,000円を見込んだ予算としております。

なお、日の出公園につきましては受託収入及び公園使用料を財源として見込み、予算としてしているところです。

15ページから22ページにつきましては、管理運営施設ごとの予算損益計算書と販売費及び一般管理費予定額を掲載しておりますが、御高覧いただくことで、説明は省略をさせていただきます。

最後に23ページをごらんいただきたいと思いますが、去る5月29日の株主総会、取締役会を経まして、長年、常務取締役として本公社の運営に御尽力いただいた松岡繁氏が退任され、その後任に佐川昭博氏が、また、監査役でありました岡本英男氏が退任され、その後任に温泉敏一氏が就任いたしましたので、あわせて御報告いたします。

以上で、株式会社上富良野振興公社の経営状況の報告といたします。

○議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 質疑がなければ、これをもって本件の報告を終わります。

## ◎日程第8 町の一般行政について質問

○議長（西村昭教君） 日程第8 町の一般行政について質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

初めに、3番村上和子君。

○3番（村上和子君） 私は、さきに通告してあります3項目について質問いたします。

1項目めは、空き家対策について相談窓口の充実や法律に準じた条例の制定が必要では。全国の住宅のおよそ7戸に1戸が空き家になっている状況が、5年に一度の総務省住宅土地統計調査で明らかになった。上富良野町も空き家がふえている状況が見られ、中には放置された危険な空き家もあり、次の点について伺う。

1点目は、ふえる空き家に対しての相談窓口の充実や国の補助金を活用した空き家の利用など模索で

きないか。また、町としても補助金など考えられないか。

2点目は、まだ住める空き家は空き家バンクとして登録してもらい取り組みをしている。現在、何件の登録があり、どのような成果が出ているのかお伺いいたします。

3点目は、居住困難で倒壊の危険があるような空き家は所有者の責任で撤去すべきである。しかし、撤去費用がかかり、更地にすると固定資産税の負担が増すため放置している所有者も少なくない。国では平成27年度に空き家対策の推進に関する特別措置法が施行され、上富良野町が立入調査を行う権限や空き家の所有者に対して適正な維持管理を求める努力義務を規定した。また、倒壊のおそれがあるなどの特定空き家に対して自治体が必要な措置を勧告できるなどとしている。空き家の所有者の転居先などがわからず、対策が暗礁に乗り上げるケースが少なくないなど課題もあり、町としても、これらの町の判断基準を盛り込んだ条例の制定の必要があると考えるが、いかがでしょうか、町長にお伺いいたします。

2項目めは、町のエネルギー施策について。

富良野圏域1市2町1村においては、衛生用品を固形燃料化する実証実験が行われている。富良野市においては、現在、生産されている固形燃料と衛生用品の燃料化料を合わせて年間2,500トンの燃料供給を目標としている。町として、衛生ごみの固形燃料化など、産学連携により地域の廃棄物を活用したエネルギー施策の考えはないのか、町長にお伺いいたします。

3項目めは、放課後学習支援教室（アフタースクールサポート）の実施について教育長に伺います。

子どもたちが放課後に学習する機会をつくり、進んで学習する習慣を身につけ、考える力や表現する力を高めてはどうか。小学校高学年の希望者を対象にして国語・算数コースを設置し、指導者は旭川の大学と連携するなど、放課後学習支援教室を実施してはとありますが、教育長にお伺いいたします。

以上です。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番村上議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの空き家対策に関する3点の御質問にお答えさせていただきます。

1点目の、空き家対策の相談窓口や国及び町の補助金制度についてであります。現在、町では、空き家対策を行う総合的な相談窓口は設置しておりませんが、建物に関する相談や指導は建設水道課建

設班、空き家バンクにつきましては総務課企画財政班がそれぞれ担当しており、引き続き現在の窓口対応を行ってまいりたいと思っております。また、今後、空き家等の調査を予定しております。また、空き家の利活用等での補助金については、状況を見きわめた中で、その必要性を含め、今後検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目の空き家バンクについてであります。町では平成24年度から空き家バンクの登録制度を実施しており、制度のスタートから現時点まで、一軒家で2件、アパートで21件の登録がありまして、これまでに17件の契約がなされております。現在の登録状況につきましては、一軒家で1件、アパートで3件となっております。町のホームページ等を通じて利用者を募集しているところであります。

次に、3点目の特定空き家についてありますが、当町におきましては、町民から危険と思われる空き家に対する相談件数は年間一、二件であります。その内容は、屋根のトタンが剥がれたり、屋根の雪が落ちるなど、町といたしましては、その都度、所有者に連絡をさせていただきまして指導をさせていただいている状況であります。昨年11月、空家等対策の推進に関する特別措置法が公布され、その中におきまして、居住その他の使用がされていないことが常態化している空き家と、このまま放置すれば、倒壊等、著しく保安上危険となるおそれのある特定空き家に区分され、所有者または管理者は周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないように適切な管理に努めなければならないとされております。さらに、市町村においては、空き家等対策計画の作成及びこれに基づく空き家等に関する対策の実施、その他空き家に関する必要な措置を適切に講じるよう努めなければならないとされており、国からは「特定空家等に対する措置」に関する指針、いわゆるガイドラインが示されており、町独自の判断基準をつくる場合には条例等が必要となっております。このことから、町といたしましては、使用されていない家屋について、住民会や町内会の御協力をいただきながら、その実態把握に努め、これらを踏まえた上で、今後、条例化の必要性も含め検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目めの町のエネルギー施策に関する御質問にお答えいたします。

紙おむつなど衛生用品ごみの資源化処理の試験事業につきましては、平成25年8月から富良野圏域1市2町1村が参加し、収集量約7トンに対して3トンが、平成26年度は1市1町が参加し、収集量

約118トンに対して52トンが再生燃料化されていると報告を受けております。町といたしましては、平成11年から衛生用品ごみは可燃ごみに分別し、衛生ごみのみの分別収集は行っていないことから、試験事業には参加していない状況にあります。ごみの再資源化については重要と考えておりますが、現在稼働しているクリーンセンターで十分対応可能であることや、ごみの分別の変更を行うことは、さらに町民の皆様には十分な御理解を得ることが不可欠であり、現在のところ、試験事業に参加する予定を持っておりませんことを御理解賜りたいと存じます。

また、富良野市におきましては、可燃性ごみを固形燃料化とするRDFを年間約2,300トン製造し、その燃料は、これまで高性能の大型ボイラーを所有する企業等に提供しておりましたが、現在は、市、企業及び研究所の3者が連携し、小型ボイラーシステムを開発し、公共施設の暖房等への利用を行っていると同様でございます。

町といたしましては、今後のごみの資源化につきましては、富良野広域圏において引き続き協議、意見交換を継続する中で、地域循環型社会を目指すため必要な情報収集や研究を行ってまいりたいと考えております。

一方、エネルギーについての研究は重要でありますことから、現在、地域再生可能エネルギーの活用可能性につきまして、北海道立総合研究機構と北海道科学大学に調査研究をお願いしているところでありますので、これらの研究結果等を踏まえ、今後の対応について検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 次に、教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 3番村上議員の3項目めの、放課後学習支援教室の実施に関する御質問にお答えいたします。

議員御質問の放課後学習支援教室ではありますが、子どもたちの学習機会の確保と学習習慣の定着を図るため、放課後に実施している学校がありますが、形態はさまざまなものがあります。全国的な放課後学習支援教室の主な取り組み事例としましては、小学校の中高学年の希望する児童に対し、地域の大学生や教員経験者が学校と連携し、放課後1時間程度の学習支援を実施しております。また、全道の各学校におきましては、放課後のほか、夏休み、冬休みの長期休業期間を利用した児童生徒に対する学習サポートを実施しております。

本町におきましては、この学習サポートのほか、教育委員会が平成24年度から大学生、中高生による学生ボランティアの支援を受け、長期休業中や土

曜、日曜に小学校4年生から6年生を対象に、独自の「ちょこっと学習」を実施し、昨年度からは、より自主性を持たせた形態で行うなど、自主的な学習環境を設け基礎学力の向上に努めており、平成26年までの3年間で、計16回、33日開催し、合わせて452人の児童生徒が参加したところであります。このほか、上富良野小学校に開設している放課後児童クラブにおいても、日課の中で宿題や自習等の時間を設けているほか、家庭における学習の定着を図るため、各学校が作成する家庭学習の手引や、教育委員会がリーフレットを作成し各家庭に配付するなど、啓発活動を行っております。このように、本町においては、学校と教育委員会が連携し、学生ボランティアによる人材活用を図り、幅広い学習活動を実施している状況にあります。

今後におきましては、引き続き、より充実した子どもたちの学習機会の確保と学習習慣の定着を図るため、放課後学習支援教室の事例研究や土曜授業の実施に向けた検討など、さまざまな機会を利用した取り組みを積極的に進めてまいりますので御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 再質問を受けたいと思いません。

3番村上和子君。

○3番（村上和子君） 1項目めの、空き家対策の相談窓口や、それから補助金制度を設けてはどうかというところでございますけれども、今、空き家バンクにつきましては、建設水道課の建設班が建物と、それと総務の企画財政班が空き家バンクを担当されているということは承知しております。私もホームページを見させていただきました。そうすると、空き家バンクについては、アパートの物件が多くて、アパートの空室については、アパート組合等なんかで組合の関係の情報交換とか、それから、アパートの空室については掲示板に掲示を載せたりして、なかなか、その申し込みなどはされているのですけれども、一軒家の情報が少なくてですね、一軒家は持ち主が親の代から今度お子さんの代にかわられて、しかも、この地元にはいらないと、それで、どうしたらいいのかということで大変困っていらっしゃる方もいますので、ぜひその相談窓口を設けて、それでアドバイスしてあげるなどをしてはどうかと考えているのですけれども、この相談窓口の設置についてはどのように考えられるのか。

それから、空き家の調査については、これから予定していると、このような御答弁をいただきましたが、平成24年度に住生活基本法を立てられておまして、それを見ますと、空き家バンク、それから空き家対策に取り組むと、こうあるわけでございます



して、私、空き家対策は2回目の質問をさせていただいております。それで、この空き家の調査については予定されているということですが、いづろまでと考えるおられるのか、また、どのような内容で、まだこのまま住める、あるいは改修すれば住める、それから、全く住めない、危険家屋であると、こういったようなことでしょうか。状況が把握できませんと、なかなか、改修すればまだ利用できるということでありまして、今、リフォーム施策を町でやっておりますので、それらをエコ対応するような形でできるのであれば、町の今、エコのリフォームの施策は20万円ですから、そこを100万円ぐらいに上げて補助金を出して、そして、移住して来ていただく方、また、お子さん、39歳ぐらいからお子さんを連れていらっしゃる方、そういった方が改修してそこに住んでくださるとなれば、家賃なんかも軽減してあげる、こういったことなど、はたまた、危険家屋、全然、やっぱり解体しなければならぬわといった場合には、やっぱり解体費用ってかなりかかりますので、その補助金なんかを出す考えはないのかどうか、まず町長にお尋ねしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番村上議員の空き家対策等に関する御質問にお答えさせていただきます。

まず、現在、町がっております空き家あるいは空き家バンク等についての相談窓口の対応についてでございますが、現在のところ、先ほどお答えさせていただきましたように、非常に、空き家が存在することによる、例えば保安上の問題だとか、そういった部分での御相談に対しましては、建設水道課のほうで対応させていただいている、一方、さらに利活用を進めようという趣旨を持つての相談については総務課のほうで対応させていただいているというような実態でございます。なかなかここは、目指す方向が少し違う関係上、果たして、そのワンストップサービスのような総合窓口的な窓口が実態として有効なのかどうか、その辺は少し検討をしながら、今後のそういう相談の傾向がどうかということも見定めて、1カ所で全てが対応できるようなことが望ましいというようなことであれば、何もこだわりのものはありませんので、そういう対応も検討してまいりたいと思います。

それと、空き家の調査でございますけれども、これは平成27年度中には終わらせたいというふうに考えております。その中で、これから住民会等の皆さん方の御協力をいただきながら進めることを想定しておりますけれども、村上議員からお話しされましたように、どのような調査項目を設定するか

ということは非常に、一番の中身になってきます。その中で、議員から御発言にありましたように、今後も活用を進めていこうとする希望をお持ちの家屋、あるいは、もう住めるような状況にまで望んでいないというような、そういった、今後、どういった利用形態を考えておられるかということは、そこでしっかりと調査の中で明らかにできるような調査が望ましいのではないかなというふうに考えているところでございます。そして、さらに、今後、移住者向け、あるいは他のそういった空き家を活用しようとする所有者の方々、あるいは、そういったところで住んでみたいという方々、うまくその思いが共有できるような、そういう制度ですね、リフォームだけがいいのかどうかはちょっとわかりませんが、そういうような、いずれにいたしましても、定住促進につながるようなことは重要だと考えておりますので、それは調査結果等を踏まえた中で明確にさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 3番村上和子君。

○3番（村上和子君） 何とか、平成27年度中にされるということですので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、条例の改正のところですが、国の特定空き家対策に対する特別措置ですか、これができましたから、その中に自治体も空き家の所有者に必要な措置を勧告できるなど規定されているわけですが、この、国の一本の法律で町ということも、なかなか難しいのではないかと。前に空き家対策で質問をしたら、危険な家屋であって、周辺の住民の方に除雪とか環境問題、草がぼうぼうに生えたり、それから、屋根、トタンが飛んだり、先ほどの町長の答弁の中にもありましたけれども、そういうような迷惑をかけていることに対して、町からもう少し管理してくださいとか、何とかできないのかと申し上げましたら、やっぱり個人の財産であるから、それはなかなか難しいものがあると、このような答弁をいただきましたので、それであれば、国の、できたこの法律に基づいて、今までは住宅が建つ敷地は固定資産税が最大で6分の1に軽減される優遇措置がありましたから、国もこれで放置されたものが多いということで、今回この法律ができたと思うのですけれども、やっぱり町は町として、町の判断基準をつくっておきませんか、なかなか、行政が代行して、そういった倒壊とか、そういった指示をするということは難しいかと思っておりますので、ぜひ、町の判断基準を盛り込んだ条例の改正が必要になるかと思うのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番村上議員の、特にただいまの御質問につきましては、特措法にかかわる御質問かなというふうに思います。議員御案内のように、本州のほうに、特に大都市におきます危険空き家等についての状況と、私どものような地方における放置されている空き家の状況については、若干差異があることは御案内だと思いますが、今回の特措法の中で、都会の中に袋小路になるような、あるいは防災上障害になるような、そういうような、都会におきましては空き家が最近非常に障害になっているというようなことも聞いております。それで、現在の特措法の中でうたい込まれております条例の中で、お話しありました代執行に及ぶような状況を想定したときに、その中で、今回の特措法の中でそれは読み取ってはいけるわけですが、しかし、議員から御発言にありましたように、上富良野であれば上富良野独特の、特有の形、形態もあろうかと思っておりますので、それはまた町の条例化の中でさらに精度の高い仕組みというものは必要でしょうけれども、今、そういう状況に備えておかなければならないかということ、私としては、まだそういうような緊迫した状況は発生していないかなと、当町においては。しかしながら、先ほど申し上げましたように、今後、調査をいたしますので、そういう過程の中で、やはり独自のルールは必要だよというような方向が感じられましたら、それは事前に手を打っていくことは大事でございますので、検討をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 3番村上和子君。

○3番（村上和子君） それでは、2項目めの町のエネルギー施策のところでございます。今行っている富良野圏域の衛生ごみの固形燃料化に参加しなさいと、こう言っているわけではございませんので。過日、上川管内の女性議員の研修会で、この固形燃料のところに見学に行って、研修に行っていました。そうすると、もう既に衛生ごみできています固形燃料をいただいきまして、こういうのができ上がっているということで、2年がかりで成功を来しているということで、それが町のエネルギーに供給されるということを見学してまいりました。

上富良野はクリーンセンターを、焼却炉を持っておりますし、A系、B系、二つ釜を持っておりますし、まだまだそのごみの許容範囲があるということで、ごみも、捨てればごみ、生かせば資源ですが、クリーンセンターを抱えておりますので、ごみからの再生エネルギーというのは難しいのかなとは思っておりますけれども、それでは、そのクリーンセ

ンターの、A系、B系、二つともまだまだ、ごみの減量化が大分分別で進みましたから、まだかなり許容がありますので、まだまだごみは大丈夫というところですが、そのクリーンセンターの余熱を何かを利用した、何か、お湯か何か、そういう何か、すばらしいクリーンセンターを抱えて持っておりますので、そういったことは考えられないかどうか。

それと、下川町はバイオマスを一生懸命、下川町は今盛んに取り組んでやっております。うちはバイオマスといってもちょっと難しいものがあるのかなと。ペレットストーブとか、何かいろいろな関係もありますし、それであれば、大学との連携をされていますけれども、これ、いただいたこの実践ですね、町の行財政運営実践プラン、この中にも再生エネルギーに関する研究調査、町が有するエネルギー資源の調査分析と有効に活用できる再生エネルギーの構築を図ると、こういう計画をもう何年も前から、これは最近、この間いただきましたけれども、ちゃんとうたってありますので、やっぱりもうそろそろ取り組みを始めていただきたいと、このように思うのですけれども、町長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番村上議員の、エネルギーについての御質問にお答えをさせていただきます。

まず、現在、1市1町ですね、今、富良野市さんが中心になって研究しております衛生用品ごみの固形燃料化については、事業そのものの意義については、私も全く、富良野市さんと思いを共有できているわけでございますけれども、ただ、私どもの、上富良野町の分別実態が、衛生ごみだけを、とりわけ分けて収集するというような体制を現在とっておりません。まず、その事業に参加する前提としては、そういったところをクリアしなければ参加できないということもあまして、現在参加をしていない状況でございます。なかなか、その分別をさらに進めていくということは、先ほど申し上げましたように、住民の皆さん方にまた少し、十分に理解が深まった後でないところまで届かないのかなという感じがしております、クリーンセンターのこのキャパシティーが非常に窮屈で、何とかという状況でありますと、多少住民の皆さん方に御無理を申し上げても、さらに分別をお願いするわけですが、今のところ処理に支障を来していないということをまず御理解をいただきたいなというふうに思います。

それから、新エネルギーの、地域循環型のエネル

ギーでございますけれども、非常に、思いは私も持っておりますけれども、では現実にどういったものを地域エネルギーとして見出していかということ、ハードル、実は高いです。特に最近、木質バイオだとか、そういったことが盛んに取り組まれている町村もあります。あるいは、畜産が大規模に行われているようなところは、バイオマス発電だとかそういったこともあります。当町にとりましては、なかなかそういうエネルギーに結びつくような、容易に国などが言っているような事業化に結びつくような地域資源がなかなか見当たらないのが実態でございます。そういう中で、クリーンセンターの廃熱利用も、お話しありましたが、建屋の中だけで活用するような利用については、これは検討する価値はあると思いますけれども、あのクリーンセンターで仮に廃熱を利用して何かに活用すると、ロケーション上、非常に町まで遠方であるというような、そういったハンデもありまして、なかなかそれもハードルがあるなというふうに考えております。今、私も町として道総研あるいは科学大学等に具体的をお願いしている地域資源としては、まず、雪の利活用、これについてはお願いしているところでございます。それと、当町には、町の中に大きな川が2川走っておりますけれども、これらについては、農業用水としては現在利用されておりません。特にその酸性度が高いということで、ほとんど利活用されておりませんので、この水資源を、川を活用した、例えば水力発電だとか、そういったことの可能性等についても実は研究をお願いしているところでございまして、一番手っ取り早いのは、少し飛躍しますが、十勝岳の火山エネルギーを活用できればと思いますけれども、これもまたハードルがあることでございまして、そういった研究機関の研究の少し結果を見て、町としての取り組みを進めたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 3番村上和子君。

○3番（村上和子君） クリーンセンター、焼却炉を抱えておりますから、それらも利用して、旭川の近文では、お湯を利用して温泉にとかということをやっているのですよね。それで、そういったことも、町長もいろいろ考えておられるということで、何とか再生エネルギーに向けての取り組みをやっていただきたいと思っております。

それでは次に、教育長に3項目めの放課後学習支援のアフタースクールサポートの実施についてですが、上富良野町も「ちょこっと学習」という形で、平成24年度から長期休業中だとか土曜日、日曜

日、大学生と中高生のボランティアの手をかりながらやっておられると、こういうことなのですかけれども、それもわかりますけれども、今度、放課後クラブが上小に統合になりまして、少し放課後クラブも変わりましたので、教師の資格は持っているけれども学校に勤務していらっしゃらない方なんていうのも何人かおられるようですので、そういった方を配置して、きちんと放課後学習支援教室というような形でできないものかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 3番村上議員の放課後学習支援教室に対する御質問にお答えしたいと思います。

今、議員のほうからお話がありました放課後クラブのお話でありますけれども、放課後クラブにつきましては、ことし4月から、全町の子どもたちが上富良野小学校に集まって、共稼ぎ家庭のお子さんを中心に放課後の対応をしているところであります。そこには小学校の退職校長がリーダーとしておりまして、その中で、日課として、自習という形で日課設定をしているところであります。その中で、ことし4月から日課に位置づけて自習をしているところなのですけれども、基本的には、一番多い学年が、小学校1年、2年、3年と、4年、5年、6年生といますけれども、多いのが低学年の1年生から3年生まででございます。結果、自習時間も今30分程度、自習時間をとっておりますけれども、低学年であるということから、それほど難しい部分がありませんので、それぞれでドリルなどを学習している上では全く問題がない状態で進んでいるところであります。教師としての免許を持っているというのが、この放課後の学習支援教室に欠かせない要素であるところでありますけれども、先進地、これらの事業をやっているところは、特に都市部に多くこの事業を実施しておりますので、退職教員などの確保が非常に容易にできるという部分が背景にあってこれらの事業を促進している部分であります。また、都会でありますので、大学もあって、大学生の支援も受けられる、そういう環境から取り組みがされているようにお聞きしております。その中においても、この人材の確保というのが非常に問題になっておりまして、課題として挙げられておりまして、本町においては、決して都会ではありませんので、そういう部分では人材の確保というものが非常に課題として挙げられるのかなと、そんなふうに思っておりますし、また、子どもたちも大変忙しくですね、スポーツ少年団に加入している部分だとか、そういう部分で、いかに子どもたちのそういう時間をつくっても

らうかという、家庭における理解もかなり必要なものかなど、そんなふうを感じているところであります。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 3番村上和子君。

○3番（村上和子君） いろいろと取り組みをされているところでございますけれども、教育内容や、なかなかその速度についていけない子どもさんもしらっしゃるといことで、そういう子どもさん方をつくらないためにも、やっぱり小学校の高学年で基礎学力をつける大切な時期だと思っております。それで、おくれたままで、内容がわからないままで中学校に入りますと、中学校が非常に嫌になって、なかなか、勉強が嫌になってきてしまうのですよね。だから、そういった意味で、ついていけない子どもさんをなくするために、保護者も協力し合って、定期的に連絡をとって、それで学習力をつけていくためにも、やっぱり教員の増員というの、ボランティアに頼るといのもわかるのですけれども、なかなか人材の確保も大変かもしれませんけれども、勉強についていけない子どもたちをつくらないためにも、学力が身につくやり方ということで、放課後、お勉強しようかなという子どもさんに対して、わからないところをしっかりとわかってもらうような方法を身につけるためには、やっぱり専門家の方、教師の資格を持っていたらっしゃる方なんかがいいのかなという感じがするのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 3番村上議員の御質問にお答えいたします。

議員がただいまお話しされましたように、高学年になりますと、そこに難易度が増しますので、その結果、若干、わからない子どもたちが出てくるというのは現実の問題であります。特に3年生ぐらいからその差が顕著にあらわれるというふうに言われております。ふだんの学習の中で、当然その辺を配慮した、学校の中ではTTという、昔でありましたら担任の先生は1人しかいなかったわけでありましてけれども、今は指導加配という制度がありまして、もう一名教室にいと、2名教室にいたりする部分、授業参観等をしていただければ、その状況も見取っていただけるわけでありましてけれども、そういう制度的なもの一つされております。

また、議員のほうからお話しありました、道の配置基準を超えた部分の教員の対応については、なかなか、財政的な面から、町が単独でその人件費を見るところは、これはちょっとなかなか不可能なことかなど、そんなふうにいるところであり

ます。

いずれにいたしましても、先ほど議員のほうからお話があった、一定の学力を維持していくというのは絶対に対応していかなければならないものだというふうに考えております。方法はさまざまな方法があるというふうに考えておりますので、いかにうちの町の子どもたちがいい方向に持っていけるかという、うちの町に合った方法を今後においても検討を続けて、実の上がる対応をしてまいりたいというふうに考えておりますので御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 3番村上和子君。

○3番（村上和子君） 今、一生懸命取り組んでいただいております、それはよくわかりました。前にも、希望者について土曜授業をということで質問をさせていただきました。今、いろいろと、「ちょこっと学習」とか、そういったことでいろいろ取り組みをされているのですけれども、これからの土曜授業につないでいくというか、土曜授業、希望者についてやっていただけるような方向になるのかどうか、お尋ねします。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 3番村上議員の御質問にお答えいたします。

土曜授業のお話の御質問かと思っておりますけれども、土曜授業につきましては、社会教育授業としてやる土曜授業、また、学校教育としてやる土曜授業と、二種類のものがあります。先ほど答弁させていただきましたけれども、土曜授業について、今検討をしているというお話をさせていただきました。今考えている土曜授業については、授業として行う、学校教育で行う土曜授業であります。現在、学芸会とか、土曜日の授業参観、あるいは運動会というものを土曜日に実施しておりますけれども、この土曜日に実施する授業、通常であれば、子どもたちは月曜日振りかえでお休みになります。この振りかえをしないで授業日とすると、先生方は勤務時間が決まっていますので、夏休みに、あるいは冬休みに、長期休業のときにお休みをいただく、そのときに休んでいただくと。そして、その部分で、例えば二日間土曜授業をしますと、10時間ぐらいの授業時数が出てきますので、この授業時数を、学力向上だとかそういう部分に振りかえていくというような方向で、現在、もう4月の校長会に検討を指示しております、来年度から実施したいと、そんなふうを考えておりますので御理解をいただければと思います。

○議長（西村昭教君） 3番村上和子君。

○3番（村上和子君） 来年から実施ということ

で、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、学力を身につけるといふために、教員の増員といふこと、これらに対応するといふことに対して教員の増員といふことなんかは考へておられないのかどうか……。

○議長（西村昭教君） 村上議員、大分、質問の趣旨からそれてきておりますので氣をつけていただきたいと思ひます。今の質問もちょっと違ひますので。他にあれば受けたいと思ひます。

3番村上和子君。

○3番（村上和子君） それでは、教員はまた別の機会にやらせていただきたいと思ひます。

それでは、放課後クラブのほうですけれども、それから、来年どういふ事業を考へているといふことで、よろしいですね、もう一回確認させていただきたいと思ひます。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 3番村上議員の御質問にお答えしたいと思ひます。

土曜授業については、学校の授業であります。放課後クラブのほうでは、今やっている自習を中心としたものを日課に組みたいと、そういうふうに考へておりますので理解のほどをよろしくお願ひいたします。

○議長（西村昭教君） 以上をもちまして、3番村上和子君の一般質問を終了いたします。

暫時休憩といたします。再開を10時40分といたします。

---

午前10時25分 休憩

午前10時40分 再開

---

○議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。

次に、7番中村有秀君の質問を許します。

○7番（中村有秀君） 私は、さきに通告しております町行政について一般質問を3項目について行いたいと思ひます。

まず1項目めは、主要町道の歩道に設置されている植樹ますの維持管理についてお尋ねをいたしたいと思ひます。

町道の歩道に植樹ますが相当数あるが、樹木が枯れたり、切り株が残っていたり、植樹ますには雑草が繁茂している状況が見られます。場所によっては植樹ますの設置の地先の人が除草や好みの花を植える光景も見られ、これはまた協働のまちづくりの一環の一つだろうと思ひ、地域の環境美化に協力している町民もいらっしやいます。「四季彩のまち

かみふらの一風土に映える暮らしのデザイナー」とキャッチフレーズをしている上富良野町であります。全町的に植樹ますの維持管理についてどのように取り組んでいるのか、お伺いをいたしたいと思ひます。

2項目め、使用済みのカセットボンベ及びスプレー缶の取り扱いについてお尋ねをいたしたいと思ひます。

北海道新聞の平成27年5月13日の報道によると、札幌市南区で、スプレー缶の穴あけ作業中、何らかの原因で引火した可能性が高く、高齢者夫婦が死亡する住宅火災が発生いたしました。スプレー缶やカセットボンベによる北海道での火災発生は、2013年に63件、2014年に66件が発生しております。多くの原因は、自宅等の屋内で穴あけ作業中にストーブやガスコンロなどに引火したと見られると報道されています。当町でも平成24年1月23日にごみ収集車で火災が発生し、また、平成27年2月25日には、ごみ収集車でぼやが発生した事例があります。富良野広域連合富良野消防署でも、平成22年4月にそのような事例があったと報告を受けています。したがって、今後も事故の発生の可能性が思われるので、次の点についてお伺いをいたしたいと思ひます。

1点目、穴あけ作業の注意事項の周知徹底策について。

2点目、高齢者等が穴あけ作業ができないときの受入体制について。

3点目、転入者への周知について。

4点目、町内会未加入者への対策について。

続きまして、3項目めに移りたいと思ひます。地方創生の総合戦略策定の基本方針と行程表についてお伺いをいたします。

国の長期ビジョン及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に、平成27年度から平成31年度までの5年間の政策目標や施策が地方自治体に求められております。町も国及び道の基本戦略に基づき、実態と特徴を生かした目標を掲げようと策定作業中と承知をしているが、現段階での基本方針と行程予定表についてお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 7番中村議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの植樹ますの維持管理に関する御質問にお答えさせていただきます。

植樹ますにつきましては、市街地における道路整備に合わせて設置をしてくれており、町内13路線と緑地帯2カ所に設置されておまして、設置数は3

72カ所であります。植樹ますの管理につきましては、統一した基準は持ち合わせておりませんが、樹木については毎年順番に剪定を行っており、病害虫や雪により枯れたものにつきましては、その都度伐採処分をしておりますが、切り株は残ったままとなっている状況にあります。また、植樹がされていませんにつきましては、町内会や老人会の皆さんにより花の植栽や除草等の環境美化に御協力をいただいているところであります。しかし、一部には雑草が繁茂している植樹ますも見受けられる実態であります。

今後におきましては、観光の町として景観を保つことは大変重要でありますことから、植樹ますの管理につきましては、地域の皆さんの御意見を伺いながら、維持管理のあり方について、その方策を検討してまいりたいと考えておりますので御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目目のカセットボンベ及びスプレー缶の取り扱いに関する4点の御質問にお答えさせていただきます。

カセットコンロ用ボンベ及びスプレー缶の処理につきましては、爆発等による火災発生事故につながる危険性があり、町民の皆様には、ごみ分別手引において、必ず穴をあけていただくよう注意喚起をされているところであります。排出方法につきましては、カセットコンロ用ボンベにつきましては缶ごみとして、スプレー缶は不燃ごみとして分別していただいておりますが、特にカセットコンロ用ボンベに穴があいていない場合は、引火性が強いいため、缶ごみとともに収集した後、再度分別し、穴あけの状態について再確認を行った後、処理をしている状況にあります。

町内におきましては、ことし2月25日、ごみ収集時にパッカー車におきまして破裂による事故が発生していることなどから、今後の対応として、1点目の御質問にあります、穴あけ作業の注意事項の周知徹底策につきましては、引き続き、町広報誌、防災行政無線による注意喚起と、缶の穴あけ方法や穴あけ器具について掲載したチラシを作成し配付するとともに、出前講座等においても住民周知を図ってまいります。

次に、2点目の高齢者等が穴あけ作業ができないときの対応についてであります。消防とも連携し、高齢者に限らず、住民からの相談に、都度、対応してまいります。

次に、3点目の転入者への周知と4点目の町内会未加入者への対応についてであります。ごみの分別は住民として生活していく上で必要なルールでありますので、転入されたときの手続とあわせて説明

をさせていただくことや、町内会を通じてごみ分別手引の配付をお願いするとともに、地区の方々にも御協力をしていただきながら周知してまいりたいと考えておりますので御理解を賜りたいと存じます。

次に、3項目目の当町の地方版総合戦略策定に関する御質問にお答えさせていただきます。

議員御質問にありますように、「まち・ひと・しごと創生法」の規定に基づき、本年度中に、我が町の人口ビジョン及び平成31年度までを期間とする総合戦略を策定することとしておりまして、策定に向けた基本的な考え方及びスケジュールにつきましては、去る全員協議会で御説明をさせていただいたところでありますが、国の長期ビジョン及び総合戦略を勘案するとともに、第5次総合計画に掲げた五つの暮らしづくりが、現在、当町におけるまちづくりの基本でありますので、総合計画や各個別計画を反映した内容でまとめていくことが大切と考えております。

行程につきましては、町におきまして、私を委員長とする総合戦略策定委員会を5月18日に設置いたしましたので、今後、総合戦略に掲げる主な施策等の抽出と重要業績評価指標の設定作業を進め、町内の各機関の皆様と協議を重ねながら、秋には設置を予定しております創生会議、仮称でございますが、これにおきまして議論を賜りながら、年内には最終案をまとめてまいりたいと考えておりますので御理解賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 再質問を受けたいと思いません。

7番中村有秀君。

○7番（中村有秀君） まず、1項目目の関係です。私は3月の定例議会で、町の住居表示の関係、それから街区表示の関係について質問をし、それを議会だよりで見た町民の方が、中村さん、現実の問題として、植樹ますのところにある木の枯れたの、恐らくどのぐらい枯れてあるのか知っておりますかという問題、それから、地域で協力しているところと、していないところの差が、えらい大きなあれがあると、そんな関係で、私はこの問題の調査に着手をしたわけでございます。

したがって、まず1点目、植樹ますについては、市街地における道路整備に合わせて設置しており、町内13路線と緑地帯2カ所に設置されている、設置数は372カ所あると、今の町長の答弁でありました。それでは、そのうち、植樹ますに樹木が生育されている植樹ますは何カ所あるのか、まず、ちょっと確認をしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（佐藤 清君） 7番中村議員の植

樹ますの数でございますけれども、調査の結果、植樹ますは現在372カ所ございまして、今後、補植の必要な数につきましては、交差点以外の部分を除きますと185カ所でございますので、約180カ所ぐらい枯れている箇所がございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 7番中村有秀君。

○7番（中村有秀君） 372カ所のうちの185カ所ということ、180カ所についても、50%強ですね、それで、現実の問題として、町道の1級、2級路線というのがあります。その中で、例えば東5丁目通ということで、上富良野中学校前からセイコーマートの宮町店まで、これは61ますあります。そのうち樹木が生えているのが27本で、44.3%が木がないと。それから、東1丁目通、町立病院、役場車庫、それからふじスーパーの駐車場まで、これも町道1、2級路線で、ナンバー56という番号が振られております。これは、40カ所のうち8カ所しかないのですね。そうすると、木があるのは20%しかない。それから、子どもセンターから吹上道路まで、これが東2丁目通と言いまして、これは町道1、2級路線のナンバー4に指定されております。これは80ますのうち28本しか生育されていない。言うなれば、35%しかないということで、80ますのうちの52本が、ないという状況でございます。したがって、今私が調べた3路線についてのみ見れば、181ますに63本しかないということで、34.8%しか樹木がないという状況です。それで、この状況は、ほかの路線、今、町長が言う、13路線、緑地帯2カ所ということですが、3路線だけでもこういう状況なので、本当に372のうちの185カ所が木が生育をされているというように感じていいのかなどか、その点、これは確実な数字であると理解していますが、私の実態調査、3路線のみですけども、この数値の関係で、きちんと確認行為をされているのかどうか、お願いいたしたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（佐藤 清君） 7番中村議員の御質問にお答えさせていただきます。

春先に、毎年、枯れている状態とかそういうものを確認しまして、ことしも全体で確認しまして、新芽が出ない部分については伐採をしておるところでございます。全路線、確認をして、台帳等もつくって整理しているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 7番中村有秀君。

○7番（中村有秀君） 私は3路線のみしか確認をしておりますので、今、課長の言う、台帳もつく

り、それから、全部チェックをしているということ信じ、今後の維持管理に努めていただきたいと思いますけれども、それでは、植樹ますの管理については台帳をつくっているということですけども、統一した基準は持ち合わせておりませんと、したがって、樹木については毎年順番に剪定を行っているという町長の答弁です。しかし、実際に、私がこの三つの路線を調べたら、1カ所だけピンクのテープが張って、ああ、これは枯れている木だなと、それで、何日かそこを通ったら、伐採をした跡が残っておりました。それで、今、順番にやっているということで、また台帳もあるということですけども、それでは、平成26年度の実施の町道路線、言うならば、順番に剪定管理等を行っているということ、それから、まず平成26年度の実施町道路線はどこだったのか、確認をしたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（佐藤 清君） 7番中村議員の、平成26年度の剪定箇所の部分でございますけれども、まず、福祉センター前通と、それから駅前通、それから東5丁目通等の剪定等は行っておるところでございます。そのほかにもございますけれども、資料をちょっと持ち合わせておりませんので御了承ください。

以上です。

○議長（西村昭教君） 7番中村有秀君。

○7番（中村有秀君） それでは、恐らくこれからやるのかどうかわかりませんが、平成27年度のこれらの剪定等の予定路線はどこを予定しているのか確認したいのですが。

○議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（佐藤 清君） 7番中村議員の御質問でございますけれども、平成27年度につきましては、やはり植樹の種類によって、樹木の種類によって伸び方が相当違いますので、その辺を確認しながら予定を組んでいきたいと思っております。秋口に剪定を行いたいと思っております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 7番中村有秀君。

○7番（中村有秀君） 現実の問題ですね、ナナカマドが上に枝が張って行って、また下から根がぐちゃぐちゃに出ているところが数カ所あるのですよ。そうすると、これは本当に前年度剪定をしていたのかどうかという疑いがある箇所があります。それは、課長、現実に現場を見ていけば、あると思いますので、どこどこの場所は私は言いませんけれども、現実にそういうことがあるということで、やはり観光の町なり、それから、我々の生活環境美化をどうするかということを含めれば、やっぱり積極

的にやっていく、もしくは地域の協力をいただくようないろいろな手だてがあると思いますけれども、一応その点、お願いをいたしたいと思います。

それから、病害虫や雪で枯れたもの、その都度伐採をしておりますが、切り株は残っているままになっているということで、まず、病害虫対策はどのようにされているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（佐藤 清君） 7番中村議員の御質問にお答えさせていただきます。

病害虫につきましては、特段、薬をまいたりとか、防虫作業をしたりとかはしておりません。

以上です。

○議長（西村昭教君） 7番中村有秀君。

○7番（中村有秀君） 答弁書にそうなっているのであれば、極端に言えば、これだけ、今、担当者のあれでは50%の木が枯れている、私のところでは66%ぐらいの木がなくなっているということであれば、病害虫や、それから雪害の影響もあるけれども、その点も十分やらなければいけないのではないかということを感じておりますので、特段しないのではなくて、やっぱり樹木を育てる、それから、樹木のある町並みをつくるという観点からいくなれば、やはりやるべきかなという感じがいたしますので、この点を徹底していただきたいと思います。

それから、随所に切り株が残っております。この切り株の対策というか、伐根対策というか、これはこのまま置いておくのか、その点確認をしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（佐藤 清君） 7番中村議員の御質問でありますけれども、切り株の問題です。やはり切り株を除去するということは相当なお金がかかります。なかなかそこまでちょっとお金が回らないという部分もございますけれども、そういう部分も含めて、今後検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（西村昭教君） 7番中村有秀君。

○7番（中村有秀君） 一つは、協働のまちづくり、それから住生活環境の中でも、やはり中心地の景観ということが強くうたわれ、書かれております。したがって、樹木のある町並みの景観を想定するのと、現在、歯の抜けたような形で植樹があるのとでは大きな違いがあります。したがって、これらについては、やっぱり抜本的に取り組んでいただきたいと思います。

それから、次に、地域の皆さん方が植栽や除草等の環境美化に協力しているということでございます。しかし、住民会、町内会活動での協働のまちづ

くりということをやっている町内会、住民会もありますけれども、現実に町道路線の地先に植樹ますがあるけれども、空き地、それから空き家、この地先がですね、自分の家のところはやろうということだけれども、空き地、空き家のところは現状のまま、そのまま雑草が茂っております。例えば、宮町2丁目1番、それから大町1丁目1番の角、あそこにベンチがあります。僕が調べた段階では、町がつくったベンチの周り、雑草だらけだったのです。いつのまにか、ベンチの周辺だけ雑草が刈られて、その後、フェンス沿いのところがずっととなっておりますけれども、あそこの植樹ますはそのまま雑草がある、こういう状態があります。したがって、これらについても、やはり協働のまちづくりということで、ひとつ、平成23年1月につくられたこの指針によって、各課横断できちんとした体制をつくっていただきたいと思います。

それから、先ほどの町長の答弁で、観光の町として景観を保つことは大変重要であるということで、植樹ますの管理については、地域の皆さん方の御意見を伺いながら維持管理の方策を検討していきたいということでございます。したがって、協働のまちづくりの基本方針は『「住んでいて良かった、これからは住み続けたい」と思える“かみふらの”を目指して』』ということで書いてあります。したがって、私は、これらの関係から、やはり積極的に地域住民に働きかける、それから、もう一つは、この道路はこういう現実の問題として植樹ができないのであれば、花壇を、この通りはこの花を植えようとか、この通りはこの花を植えようと、そういうような発想の転換をして、やっぱり「四季彩のまち かみふらの」にふさわしい彩りの花壇をつくるのも一つの方法だろうし、それに対する苗の提供だとか、そういうものも基本的に考えていかなければいけないのではないかと。町長の言うように、地域の皆さん方の意見を伺いということなので、何とか今年度中にこれらの関係についての体制づくりを行っていただきたいと思いますが、その点確認をしたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 7番中村議員の植樹ます等に関します御質問にお答えさせていただきます。

まず、非常に、現在の植樹ますの状況におきましては、さまざま、なかなか統一がとれていない状況だということは私も承知をしております、これらの維持管理についてどういように対応していくかということは早急に検討しなければならないと考えているところでございます。今まで、さまざまな地域の皆さん方から寄せられております意向といたし



ましては、今まで植樹ますの設置につきましては、道路整備に付帯した設備として、半ば機械的に植樹がなされてきております。現在、住民の皆さん方からそれぞれお聞きいたしますことからいたしましたは、木はやめていただきたいと、花にしていきたいというような、そういう意見も実は寄せられている実態でございます。さらには、積極的に地先の町内会で美化に努めていただいております、植栽をしてきているますも相当数あります。そういったことで、冒頭お答えさせていただきまして、なかなか、今現在では統一した管理をするという状況ができておりませんので、今後におきましては、植樹ますの樹種につきましても、植樹につきましてもは樹種の関係もありますでしょうけれども、唯一、道道のみがラベンダーロードとして位置づけておりますが、他については、町道等については位置づけがされておられませんので、どのような、全体として、町の街路、植樹ますがどのようにこれから管理が行われていくことがいいのかということ、住民会の皆さん方の御意見や、あるいは環境美化に取り組んでおられる団体等の皆さんから御意見をいただきながら、町としての方策について、なるべく早い時期に示してまいりたいと考えておりますので御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 7番中村有秀君。

○7番（中村有秀君） せっかく協働のまちづくり基本方針にこれらがうたわれております、したがって、私は、平成27年から平成30年までのこの実践プランの中のI-2-④、行政と自治会組織の連携体制という中で、目指す姿ということで、町道の簡易的な道路清掃や花の植栽等による美化運動は地域自治活動による実施が望ましく、より多くの自治会組織の参画を促進するということがうたわれています。現実の問題として、私の本町住民会で公園管理を町と協定を結んでおります。ことしの総会も、だんだん参加している高齢者がふえていって、非常に行動がとりにくくなっていると。そうすると、今後、土曜日か日曜日にこういう作業をやるかと、そうすると、そこに住む町の職員も参加できるのかどうかと、そういう論議までされております。したがって、協働のまちづくりの協働を推進するための方策、(4)の行政ということで、14ページに載っています、意識の改革、特に職員はみずからが地域の一員として自覚と責任を持ち、地域コミュニティや町民活動に積極的に参加することを推進することが必要ですということをはっきり書かれています。現実はどうでしょうか。今、公園の関係は、二つの住民会がまだ実施ができない状況です。実施をしていても、非常にそういう問題点があ

ります。したがって、私は、場合によっては職員がみずから地域の一員という立場でやっていただく形にしていけないと、早晚、協働、協働といっても、役場の職員を除いて一般町民が仕事を持ったり余暇にやるのが協働なのか、役場の職員も町民の一員ということであれば、やはり協働ということやっていかなければならないのではないかとというのが、今回、本町住民会で出た意見の中で、検討していかなければならないということが出たわけです。したがって、町長として、職員がそういう地域のコミュニティ、いろいろな参画の方法があると思いますけれども、その点で意識の改革をしなければならぬということ、この基本方針の中にうたわれていますので、その点どう考えるか、お願いをしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 7番中村議員の協働のまちづくりに対します取り組み方、とりわけ、職員がどのように協働のまちづくりの中で対応していくかということについてお答えをさせていただきたいと思いますが、常々、職員に私の立場で申し上げておりますのは、協働のまちづくりのみならず、地域住民活動に積極的に参加するよという事は、機会をとらえて申し上げている状況でございます。そういう中で、そういった地域の美化活動、あるいは環境整備活動、これらについても積極的に参加することは、それはもう言うまでもなく、むしろ積極的にその参加の先頭に立つというような態度を示すことが大事であろうというふうと考えておまして、今後におきましても、職員につきましても積極的に協働のまちづくりの趣旨に沿った行動をとるよということ指導してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 7番中村有秀君。

○7番（中村有秀君） 現実の問題として、協働のまちづくり基本方針の中で、職員の意識調査をするということがうたわれております。したがって、これらの職員の意識調査はどのようにされたのかということをお聞きしたいのですけれども、ちょっと時間がありませんので、後日、担当者から、意識調査を行った結果、内容、それから、町職員の行動指針については改めてお聞きをしたいと思います。

それでは、次に移りたいと思います。使用済みのカセットボンベ及びスプレー缶の取り扱いについてです。

現実上富良野町でも2件発生し、富良野消防署管内でも1件発生しているということで、絶対ないということはありませんという考え方で、これらを

徹底した周知をやっていただきたいということで、ごみの分別の手引の中では、カセットコンロ用ボンベ、スプレー缶は必ず穴をあけていただくように、それから、排出方法は、カセットコンロ用ボンベは缶ごととして排出、スプレー缶は不燃ごみとして排出するという理解をしています。たまたま私、北海道新聞の5月13日を読んで、それで上富良野消防署、それから富良野広域連合消防本部にも確認をいたしました。現実には、上富良野消防署では、非常に、火災予防という見地から取り組んでいかなければならない、それから、広域連合の消防本部でも、そういうことであるのだけれども、広域連合では、それぞれの町村での取り扱いが全部違うのですね、そんな関係もありまして、それぞれ、消防本部としては、消防署、支署等に、それぞれの地域の実態に合った指示を出しております。したがって、スプレー缶等の回収についてという、平成25年6月4日現在ということ、上富良野はパッカー車で回収、パッカー車で回収は上富良野、南富良野、占冠などです。現実には、穴あけしないでやっていくことによって、パッカー車で潰していった関係で火災が発生ということがあります。それから、富良野と中富良野は平ボディ車ということで、ただ積み込んでおくということで、潰しや何かはそこではないということですが、

それで、一つは、高齢者の穴あけ作業ができないときの受入体制ということで、高齢者に限らず、できなければ、その都度対応したいということでございます。それで、消防とも連携ということでございますけれども、消防署との連携の協議、内容についてどのようにされているのか、確認をしたいと思えます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 7番中村議員のカセットコンロのボンベ等の取り扱いについて、高齢者に対する対応についての御質問にお答えさせていただきますが、現在も消防署のほうでは、高齢者等の皆さんから心配の向きの御相談がありますと、みずから穴あけ作業をしていただいたりということで、現在の対応で、対応は図られているというふうに思います。ただ、そういう不安をお持ちの方、あるいは取り扱いについてふなれな方がいたら、消防署あるいは町のほうに御連絡なり御相談いただければ、その対応をさせていただきますということで、改めて何か仕組みをつくって云々ということをもってお話しさせていただいているわけではございませんので、今の体制をしっかりと周知していくというような意味でございますので御理解賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 7番中村有秀君。

○7番（中村有秀君） 消防と町民生活課との話し合いでは、現在の回収方法は変更する予定はないと、消防署では問い合わせがあれば対応し、穴あけを実施し持ち帰ってもらうということでございます。それから、富良野も持参すれば対応するのは広報しているということでございます。したがって、穴あけする方法、それから、現実の問題として、こういうことであれば、町民に、持ってきてやれば役場ですますよというようなことを含めて周知徹底を図っていただきたいと思えます。

それでは時間がございませんので、転入者の周知、町内会未加入の関係でございます。

町内の転入で住民票を移すという場合は、転入者に対してそういう周知が、冊子を交付することができると思いますが、町内会未加入者の対策ということで、例えば郡部、830戸あるうち730戸は加入して、加入していないのが100戸、加入率が88%。それから、市街地は3,878戸あるけれども3,428戸で、加入率は88.4%、トータル的に88.3%というのが今の上富良野町の町内会の加入率です。そうすると、550戸の人たちが入っていないということでございます。したがって、町内会の未加入者の対策ということで、地区の方に協力をいただきながらということでございますけれども、町内会、それから郡部の関係もそうですけれども、未加入者のリスト作成はどういう形にするか。というのは、町内会の回覧板はそこも回りません。防災無線は入るけれども、聞く人と聞いていない人といろいろあります。したがって、それらの対策で抜本的にやるということになると、未加入者対策をする、そのためのリストをつくる、それをそれぞれ住民会、町内会と協力してやっていくという体制をとっていかないと、100%加入は無理にしても、こういう事故が、周知がなされていない、聞いていないということになっては困るので、その点確認をしたいと思えます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 7番中村議員のガスボンベ等の取り扱いの周知についての御質問にお答えさせていただきますが、当然、そういった安全管理にかかわります住民周知につきましては、現在、町民生活課のほうで未加入者のリスト等がどのように管理されているかということは、私は、今この状況では承知しておりませんが、いずれにいたしましても、町内会の回覧等の方法によらずとも、そういった重要なことについての周知をするという方法は他にもあるかと思えますので、あるいは窓口で対応するなり、とり得る方法はこれから進めてまいりたいというふうに考えております。とりわけ、こういった

御質問にありますようなガスボンベ等の取り扱いのみならず、例えば防災上の問題だとか、さまざまな形で、町内会未加入の方に対しましても同じような対応が図れるようにということは、これは町の行政推進の基本でございますので、そういったことの中で対応を進めたいと考えておりますので御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 7番中村有秀君。

○7番（中村有秀君） それでは、3項目に移りたいと思います、時間が残り18分切りましたので。地方創生の総合戦略策定の基本方針及び行程表についてです。私は、5月の末に、北海道総合政策部政策局参事兼人口減少問題対策室長の佐々木徹氏と、それから上川総合振興局の地域政策部戦略策定支援担当部長の清水目剛さんの講演を聞く機会がありました。その中で、国の方針、道の方針、それから上川総合振興局での方針ということで聞きました。この中で、特に人口問題ということがありまして、上富良野町の平成20年度から平成24年度の合計特殊出生率、これは管内では上富良野が1.66で1番なのです。それから2番目が中川町の1.58ということですが、協働のまちづくりの基本方針の少子高齢化の中で、平成5年から平成14年までは全道1位ということ、平成15年から平成19年が全道第3位ということでございます。したがって、平成5年から平成14年度の全道1位、平成15年から平成19年、全道3位、この特殊出生率の割合はどうなっているのか、ちょっと確認をしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（石田昭彦君） 7番中村議員の御質問にお答えします。

合計特殊出生率は、町村においては5年に一度発表されますが、今現在発表されています1.66の数字につきましては平成20年から平成24年の数字であります。こちらについては全道で今現在13位の状況であります。

○議長（西村昭教君） 7番中村有秀君。

○7番（中村有秀君） 僕は地方創生の人口問題ということで、特にこの人口問題が取り扱われているので、平成14年までの全道1位の数値が何ぼで、それから平成19年まで全道3位の数値が何ぼかということで、その差が今の1.66と比較をしたいと思って今お聞きしたのですが、わかれば、ちょっと御答弁をお願いします。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（石田昭彦君） 前々回の数値が1.85、前回は1.80、今回は1.66であります。

○議長（西村昭教君） 7番中村有秀君。

○7番（中村有秀君） わかりました。いずれにしても、年々下がってきているということの状況ということで、人口問題としては、最終的に人口減の問題とその他の関係等でいろいろ数値がありますけれども、一応了解をいたしました。

それでは、上富良野の取り組み状況ということでお聞きをしたいのですが、一応、この前、全員協議会の中でスケジュール等の日程等をいただきました。それで、5月18日に第1回策定委員会会議ということで、その後、第1回プロジェクト会議が6月4日ということで、パブリックコメントが12月から1月ぐらいまでと。その中で、私がちよっと気になるのは、議会に対して中間報告が9月、これはよろしいです、それから11月は委員会、それから12月は議会。そうすると、最終的に戦略策定が固まった段階で議会の報告はどうかということを確認をしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 7番中村議員の総合戦略策定に係りますスケジュールについての御質問にお答えさせていただきますが、まず、この計画策定におきましては、さまざまなスケジュール、前回、全員協議会でお示ししましたスケジュールに沿って取り進めたいと考えておりますが、その中で、いろいろ多くの町民の皆さん方から御意見をいただいて、それにさらに専門家ですね、特に数値の扱いについては専門家等の御意見が非常に重要となっておりまして、そういったことを積み上げた中で、町民の皆さん方にお示しするパブコメにける、まず素案を策定いたしまして、それらができた段階で議会のほうにも御提示申し上げ、その中身についていろいろ御意見をいただきながら、さらに成案に近いものをその中から導いていきたいと、そういうふうにご考えておりますので、議会の皆さん方にも成案となる前にお示しすることができると思いますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 7番中村有秀君。

○7番（中村有秀君） 従来のいろいろな基本計画や計画書は、最終的にパブリックコメントを出す段階で、案として議員の我々に配付をされました。最終的にそれに基づいて製本される段階で来るのですが、私は、このスケジュールであれば、2月に戦略策定ということであると、言うならば、3月の議会の中でこういうものが配付されるのかどうかということ、ひとつ確認をしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 7番中村議員の御質問にお答えさせていただきますが、私どもの今想定しております限りでは、年内に、まず、どのような進

捗状況かということ、中身も含めましてお知らせすることは可能だと思っております。そういった中から、さらに煮詰めるための御意見をいただきながら、年前にしっかりとした成案を得るようなことを想定しておりますが、ただ、他の計画等も同じでございますが、本計画につきましては、パブリックコメントはいただきますが、この計画を町として議会の皆さん方に御審議をいただいて、そして町の計画として位置づけるという、そういう策定プロセスにはなっておりませんので、一緒にですね、この計画について意見を交換させていただくということは、そういう流れはできますけれども、そのあたりをぜひ御理解いただいて、なるべく、まだ動かせるうち、計画の中身が動かせるうちから、皆さん方にはその進みぐあいを御説明してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 7番中村有秀君。

○7番（中村有秀君） 一応、上富良野町としてのスケジュール、行程表については、ある面で理解をしましたけれども、できるだけ町民の皆さん方の各階層の意見等を取り入れながら、やはりこの総合戦略が町民とともにつくられていくという方式をぜひとっていただきたいと思っておりますけれども、先般、清水目剛さんの上川総合振興局の策定支援担当部長のお話と資料の中で、上川総合振興局管内の5月22日の23市町村の取り組み状況ということが一覧表で出ておりました。したがって、推進組織の整備状況ということで、整備済みが1団体、それから準備中は13団体、検討中が9自治体、それから庁内推進体制の状況ということで、立ち上げ済みが12自治体、準備中が3、検討中が6、その他が2、それから、総合戦略等の策定期限、平成27年9月が4自治体、平成27年10月が9自治体、平成27年11月が5自治体、平成28年3月が5自治体と。したがって、上川総合振興局からの問い合わせで、これらの時期については、上富良野はどの位置に入っているのか、それをちょっと確認したいと思っております。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（石田昭彦君） 7番中村議員の御質問にお答えいたします。

上川総合振興局のほうに御報告している町の内容は、策定に向けた体制づくりについては検討段階、それから、プランの策定期限は年度末、平成28年の3月までには完成させたいという、そういう報告をさせていただいております。

○議長（西村昭教君） 7番中村有秀君。

○7番（中村有秀君） 総合戦略等の策定期限は平成28年の3月ということになると、我々、全員協

議会で出された、2月に戦略策定、最終的に3月末ということになると、これは23市町村のうちの5自治体に入っているということですが、たまたま町長は、4月15日の住民会長との町政懇談会、これは4月15日にあれしませんでしたけれども、その中では、本年度の早い時期に地方版総合戦略をまとめるということになっていきますと、今、総務課長のおっしゃるような、総合振興局に出した平成28年3月ということになると、本年度の早い時期にまとめるということは、案をまとめるということなのか、これだけ時期がずれていますから、そういうことで理解をされているのか。住民会長さんは、ことしの早い時期というのであれば、9月か10月か、12月までにはできるのでないかというようなお話も我々に聞かれましたので、この総体のスケジュールはこの前の全員協議会で渡されたものですから、ちょっと返答にとどまったけれども、町長さんがそう言うからそうでないかという感じでお話をしたのだけれども、これらは、策定の時期、提出時期ということは、どういうことで理解をされているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 7番中村議員の総合戦略のスケジュール等についての御質問にお答えさせていただきますが、でき得ることであれば、早くにこの計画を策定することが望ましいと私は考えておりますので、極力そういった方向になるような努力はしてまいりますし、しかし、一方では、やはり幅広く、多くの皆さん方から御意見を頂戴しながら策定するというのも、これもまた一方で大事でございます。そこら辺の整合性をどうやってとっていくかということで、事務レベルとしての取りまとめの最終期限は平成27年度末、平成28年3月には完成しているということを押さえておりますが、前へ進むことについてはよろしいことなので、そういうような環境ができれば前倒しもありだと考えておりますが、しかし、期日ばかり、時期ばかり過剰に意識することはいかがかと思っておりますので、じっくりとした、これから5年間大きく縛られる計画になりますので、しっかり熟慮してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 7番中村有秀君。

○7番（中村有秀君） 最後になりますけれども、上富良野第5次の総合計画とこの総合戦略の関係でどう調整をしていくかということで、当然、第5次総合計画も、ある面で、人口問題も含めて見直していかなければならないのではないかと。言うなれば、総合計画を立てた段階からも、人口の動向が減

る傾向で、町としてはふえる傾向で出していたけれども、同僚議員から、前に、これは見直す考えはないのかと言ったら、今のところ、ないというお話でしたけれども、やはりこの点の調整をしていかなければならないと思いますけれども、その点の基本的な考え方についてお伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 7番中村議員の総合戦略計画に対します御質問にお答えさせていただきます。

その中で、現在町が持ち合わせております第5次総合計画、これと、今回新たに策定いたします戦略計画につきましては、これは同一視をするということはないでほしいというような国の指針もございます。総合計画は総合計画として、どちらかといえば達成度とかそういったものは余り軸足を置いていないのが一般的に総合計画でございまして、みんなで向かおうという方向性を示している計画というふうにとらえております。一方、今回の総合戦略計画につきましては、KPI、御案内のように、重要業績の検討、それは達成度を検証することになっておりまして、総合計画ではそういった精神は入っておりませんので、ですから、人口のビジョンにつきましても、現在の5次総の中では1万1,900という数字を押さえておりますが、総合戦略においては、どういう戦略を講じることによってこういう人口動態になるということの裏づけが必要になりますので、ここはまた考え方を、別な視点を持って、専門家等の意見等を踏まえて示してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 7番中村有秀君。

○7番（中村有秀君） 私たちは、第5次総合計画は、向かう方向での計画とはいえども、やっぱり自主的にそれに向かう努力はしていかなければならない、そういう感じで受けとめたのだけれども、今、町長に、あくまで目標数値だということで、理解をそこまでしていいのかどうかという、非常に疑問を感じます。だから、人口問題の研究するところと、増田さんがあれしている人口と、平成40年の人口は大体8,000台で、数値は、過程がやっぱり違う関係もあるし、我々は、それにならないような努力、施策、例えば子どもさんを、出生率をあれするということになる、一人目生まれたときの体制、それから、二人目をそれでは産もうかという、つくろうかという体制、これが一番大事だということで、この前道新の全道の出生率の関係で書かれてありました。したがって、私どもはそういう点での体制づくりをしていかないと人口減はとまらないのかなど。上富良野町は自衛隊駐屯地ということで、若

い隊員、家族がいらっしゃる、そういう中での経過等もあります。ですから、そういうことになると、この「まち・ひと・しごと」、これがやっぱり大きなポイントになっていくと思いますので、その点十分重要視しながら、我々も議会で意見を言い、それから、町のこの総合戦略に携わる皆さん方も、それから関係諸団体の皆さん方の意見を十分聞きながら、そういう点の戦略を進めていただきたい。これで、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（西村昭教君） 以上をもちまして、7番中村有秀君の一般質問を終了いたします。

---

### ◎散 会 宣 告

○議長（西村昭教君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時41分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

平成27年6月15日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署名議員 金 子 益 三

署名議員 徳 武 良 弘

平成27年第2回定例会

上富良野町議会会議録（第2号）

平成27年6月16日（火曜日）

○議事日程（第2号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について  
第 2 町の一般行政について質問  
第 3 議案第 1 号 平成27年度上富良野町一般会計補正予算（第2号）  
第 4 議案第 2 号 平成27年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
第 5 議案第 3 号 平成27年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
第 6 議案第 4 号 平成27年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第1号）  
第 7 議案第 5 号 平成27年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第1号）  
第 8 議案第 6 号 平成27年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）  
第 9 議案第 7 号 平成27年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）  
第10 議案第 8 号 平成27年度上富良野町病院事業会計補正予算（第1号）  
第11 議案第 9 号 上富良野町個人情報保護条例の一部を改正する条例  
第12 議案第10号 上富良野町個人番号の利用に関する条例  
第13 議案第11号 上富良野町いじめの防止等に関する条例  
第14 議案第12号 上富良野中学校校舎耐震改修及び老朽改修工事（建築主体工事）請負契約の締結について  
第15 議案第13号 上富良野中学校校舎耐震改修及び老朽改修工事（機械設備工事）請負契約の締結について  
第16 議案第14号 上富良野中学校校舎耐震改修及び老朽改修工事（電気設備工事）請負契約の締結について  
第17 議案第15号 財産の取得について（除雪トラック購入）  
第18 議案第16号 財産の取得について（学校給食センター調理機器購入）  
第19 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について  
第20 発議案第1号 議員派遣について  
第21 閉会中の継続調査申し出について

○出席議員（13名）

1番	佐川典子君	2番	小野忠君
3番	村上和子君	4番	米沢義英君
5番	金子益三君	6番	徳武良弘君
7番	中村有秀君	9番	岩崎治男君
10番	中澤良隆君	11番	今村辰義君
12番	岡本康裕君	13番	長谷川徳行君
14番	西村昭教君		

○欠席議員（1名）

8番 谷 忠 君

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	向山富夫君	副 町 長	田中利幸君
教 育 長	服部久和君	代表監査委員	米田末範君
農業委員会会長	青地修君	会 計 管 理 者	藤田敏明君
総 務 課 長	石田昭彦君	産 業 振 興 課 長	辻 剛君
保健福祉課長	北川和宏君	健康づくり担当課長	杉原直美君
町民生活課長	鈴木真弓君	建設水道課長	佐藤清君
農業委員会事務局長	北越克彦君	教育振興課長	野崎孝信君
ラベンダーハイツ所長	大石輝男君	町立病院事務長	山川護君

○議会事務局出席職員



局主 長事 林新 敬井 永沙 君季 君

次 長 佐藤 雅喜 君

午前 9時00分 開議  
(出席議員 13名)

### ◎開 議 宣 告

○議長(西村昭教君) 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は13名でございます。

これより、平成27年第2回上富良野町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

### ◎諸 般 の 報 告

○議長(西村昭教君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長(林 敬永君) 御報告申し上げます。

議会運営委員長、総務産建常任委員長及び厚生文教常任委員長から、閉会中の継続調査として、配付のとおり申し出がございました。

以上であります。

○議長(西村昭教君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名の件

○議長(西村昭教君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

7番 中 村 有 秀 君

9番 岩 崎 治 男 君

を指名いたします。

### ◎日程第2 町の一般行政について質問

○議長(西村昭教君) 日程第2 きのうに引き続き、町の一般行政について質問を行います。

初めに、4番米沢義英君。

○4番(米沢義英君) 私は、さきに通告してあります6項目について質問いたします。

まず第1点目には、商業振興についてお伺いいたします。

町には中小の多くの商店、企業があります。今、現状では、景気の回復が見られない中で、売り上げが伸びないなど厳しい経営状況に置かれているのが実情ではないでしょうか。

そういう中で今求められているのは、商工業の活性化がどうしても欠かせません。町を、地域を元気にするためには、きっちりとした振興策を立てる、

これが今、町にも求められていると考えています。

この間、予算等においても地域振興策として、この小規模企業振興基本法に基づく振興策や町の商店の振興策について求めてきました。今、地域経済を安定化させるために、少しでも国が地方を活性化させようという形の中で、今回、国会で成立した小規模企業振興基本法を生かした振興策を町においてもきっちりと策定し、安心して営業ができる、そういう対策をとる必要があると考えております。

ちなみに、小規模企業振興基本法の中には、少なくとも日本経済を支える、従業員5人以下の事業者の果たす役割に対して光を当てるといふこと、これに対して地方公共団体の責務として、地方振興策を立てることが今求められています。

以上のことを述べまして、町についてのこれらの見解についてお伺いいたします。

次に、農業振興についてお伺いいたします。

農業における労働力の確保は、近年、年ごとに非常に困難になってきているのが実情であります。

今、作業などの省力化のために一部自治体では、農作業を行うトラクターにデジタル無線方式を導入し、農作業の省力化を進めるところも始まっております。また、これを実施する上では、維持管理をするための多額の費用がかかるという課題も伴っています。

しかし、今後、町として労働力の確保が困難だということも踏まえれば、町としても十分これらの点について検討する課題であると考えますし、農業振興計画においても、こういうものをきっちりと反映すべきだと考えますが、町の見解についてお伺いいたします。

次に、東中中学校の活用についてお伺いいたします。

東中中学校閉校後の活用案として、農作物を扱う事業所に施設を売却するとの提示がありました。その点で、次の点についてお伺いいたします。

1番目には、東中地域住民の理解が得られているかどうか。

2番目には、地域の住民は、事業所が来ることにより、車の往来がふえることによる事故の心配や騒音、粉じんなどの問題があり心配だとしていますが、これらの点についてどうなるのか。

3番目には、東中地域の住民の同意が得られない状況の中では、全ての事務手続を作業中止すべきだと考えます。若干、その後、一部進行している点もありますので、その点も踏まえて答弁をお願いいたします。

次に、国民健康保険についてお伺いいたします。

国民健康保険は、商業、農業などの自営業者及び

退職者が多く加入しているため、財源の確保が弱いとされています。この点、国、道、町村などの財政の支援及び加入者の負担で運営されているというのもまた実態であります。

しかし、もともと財政基盤が弱いわけですから、今、国においては、これに何とかてこ入れしようという形の中で、低所得者数に応じた財政支援の拡充をするということが述べられています。

町においては、この財源の生かし方、加入者に対する軽減の実施、どのようにされているのか、お伺いいたします。

次に、子育て支援についてお伺いいたします。

今、多くの自治体では、人口の減少によって地域が成り立たなくなることが心配されています。そういう中で、若い世帯の定住策などを初めとした多様な取り組みを進めて、少しでも多くの方が町に住んでもらう、このような取り組みを進めています。

町においても少子化による経済などの停滞が心配される場所であり、町には積極的に人口減少を食い止めるための努力を今以上にさらに強めなければならないと考えますが、次の点についてお伺いいたします。

何といっても働く場所がなければ、そこに人は寄りつきません。そういった点では、企業誘致など働く場所の確保を今後とも積極的に行うべきであると考えますが、この点について今後の対応等についてお伺いいたします。

二つ目には、児童が中学校に入学したときに、お祝いとして指定ジャージの無料配付を行ってはどうかということでもあります。近年、教育に対する学費の負担等がふえるという状況になっております。多くの保護者からも、こういう指定ジャージ等の配付があれば助かるというような声も聞かれますので、この点についてお伺いいたします。

3点目には、中学校までの医療費の無料化であります。従来から述べてきておりますが、この点にはなかなか、町は他の施策を行っているので当面はできないという形の方針を述べておりますが、しかし、この富良野沿線等においても二十歳までの医療費の無料化や中学校までの医療費の無料化はもう当然のようになってきているというのが実態であります。そのことを踏まえて、今後、この定住化、いわゆる人口減少、若い世代の定住促進のためにも、中学校までの医療費の無料化を積極的に行うべきだと思いますが、この点についてお伺いいたします。

次にお伺いしたいのは、防災対策についてであります。

噴火や地震など自然災害が近年では至るところで起きているという状況にあります。

町の火山対策にかかわって、河川やダムなどの防災対策の進捗状況がまだ進んでいないというのが実態だというふうに思います。そのことを踏まえて、現在、河川、ダムなどの進捗状況はどのようになっているのか。また、地域住民からも要望があるサイクル橋における河川改修について、今後どのようになっているのか、これらの点についてお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） おはようございます。

4番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

あらかじめお断りさせていただきたいと思いますが、事前に通告を受けました順番に従いまして御答弁させていただくことを御了承いただきたいと思います。

まず、1項目めの商業振興に関する御質問にお答えいたします。

議員御発言にもありますように、地方におきましては国内の景気回復をいまだ実感できない状況にあり、当町においても中小企業の多くが業績の改善には至っていない状況かと思われま。

そのような中、昨年、小規模企業振興基本法が制定され、上富良野町商工会におきましても、この法に基づく補助事業の採択を受け、経営基盤強化に向けた取り組みが展開されております。また、国のみならず、地方公共団体においても小規模企業振興のための施策を策定する責務を有するとされたところでもあります。

つきましては、商業振興計画を策定すべきとの御質問であります。道内におきましても商業に特化した振興計画の策定は少数にとどまっておりますが、今まさに地方版総合戦略を策定し、将来に向けた施策を展開していくこととなり、当町におきましても商業振興計画策定が大変重要と捉えており、今定例会に関連いたします補正予算案を提出させていただいているところであります。

商業振興計画の策定に当たりましては、まず必要な調査を行い、商業全般の現状を把握し、計画策定にかかわる関係者が認識を共有し、その上で町、商工会、商業者がどのような責務と役割を負って商業活性化のために取り組んでいくのかのビジョンを示してまいりたいと考えております。

なお、策定作業につきましては、商業関係者を中心に関係団体の皆様や専門家等で構成する策定委員会を設置し、パブリックコメントを経て、今年度中の計画策定を予定しておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目めの農業振興に関する御質問にお答

えいたします。

デジタル無線機を受信媒体としたGPSの農業利用につきましては、農作業の省力化や機械作業の効率化など経営規模の拡大や圃場の大区画化が進む中、これからの農業経営に期待する効果は大きいと認識をしているところであります。

既に御案内のとおり、本年度は防衛省の民生安定事業を活用し、GPSによる散布制御機能を有した施肥機6台を導入する予定でありまして、肥料散布域の重複を防いだり、夜間散布を可能にしたりなど、経費の節減や効率的な作業に資するものと期待をしているところであります。

次に、御質問のGPSの農業利用につきましては、さらに汎用性の高いガイダンスシステムや自動操舵システムの導入についてかと思われそうですが、議員御発言のとおり、多額の整備費用を要することや当町のような山間に農地が多い地勢への対応、また、全国的にもまだ導入事例が少ないことから、今後の動向を十分見きわめる必要があると思っております。

いずれにいたしましても、当町においても経営規模の拡大が今後ますます進展すると予想されますことから、持続可能な地域農業の構築に向けて、農作業の省力化、効率化の一手法として、農協等と協力し、情報の収集を初め、調査、研究を進めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、3項目めの旧東中中学校施設の利活用に関する御質問にお答えさせていただきます。

去る4月28日に開催された全員協議会で御説明させていただいたとおり、旧東中中学校施設につきましては、売却公募する考えを地域に御理解いただき、公募いたしました結果、町が示しました諸条件を満たすと認められた事業者を売却予定先に決定させていただいたところであります。

その後、事業提案内容などについて、地域の皆様説明会を開催させていただくなど準備を進めてまいりましたが、去る6月5日に東中住民会より、今回の提案に対し、地域としては反対の意向であるとの意見書の提出がされたところであります。

町といたしましては、応募いただきました事業者の提案内容について、周辺環境に対する対応策や地域への協力についての考え方などが、町が示しました公募条件に合致するとともに、東中地区、さらには町の農業振興や産業振興にも期待できる提案であったと判断したことから、売却予定事業者に決定したところでありますが、地域の意向を尊重いたしまして、意見書を受理するとともに、売却予定事業者には、その旨、お伝えさせていただいたところであります。

次に、4項目めの国民健康保険に関する御質問にお答えいたします。

国民健康保険は、被保険者の年齢構成や医療費水準が高いことにより大変脆弱な財政運営であることから、平成30年度から都道府県を保険者として、市町村とともに運営を担うことが決定されております。

本年5月、改正国民健康保険法の可決によりまして、国民健康保険制度の安定的な運営が可能となるよう改正され、その中で、財政基盤の強化を図るため、被保険者の保険料負担の軽減と保険料の伸びを抑制するものとして、平成27年度からは、低所得者対策の強化として、保険者支援制度の拡充が図られたところであります。

これを受けまして町といたしましても、低所得者対策として、保険税の5割及び2割軽減の基準額を改正し、軽減を拡充していきますことから、平成27年度国民健康保険特別会計予算におきまして、一般会計からの繰入金保険基盤安定支援分に昨年度予算より1,189万7,000円の増額計上をしておりますが、この財源の用途につきましては、全て低所得者の負担軽減対策として向けられるものでありまして、他に活用することは想定していないところであります。

また、平成29年度以降も、高額な医療費給付など保険給付の大幅な増に対し、被保険者の負担増とならないよう、財政支援の強化と保険者努力支援制度の創設等も見込まれておりまして、今後も国の施策等について情報収集するとともに、安定した国民健康保険の運営に努めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、5項目めの防災対策に関する御質問にお答えいたします。

先月の鹿児島県口之永良部島の噴火や昨年の長野県御嶽山の噴火は他人事とは思えない惨事ではありますが、十勝岳におきましても依然として活発な火山活動が続いており、防災対策につきましては最重要課題と認識しているところであります。

御質問の防災対策につきましては、北海道が実施している事業であります。昭和37年の十勝岳の噴火を受け、昭和38年から富良野川の砂防工事を行っており、昭和63年の噴火を契機に、十勝岳泥流対策基本計画に基づき火山砂防事業として泥流対策の砂防事業を展開し、現在までに床固工32基と低ダム群13基、底面スクリーンダム1基、透過型堰堤4基、コンクリート堰堤3基、ブロックダム2基など55基の砂防施設が設置されております。

富良野川の総泥流量は1,330万立米と想定されておりますが、現在までの整備におきましては、

426万立米に対応できるとされております。

次に、サイクル橋から日新橋までの区間につきましては、昨年調査が行われ、本年度は実施設計を行う予定となっており、今後、用地処理を行った後、改修を行っていく計画とされております。

当町におきましては、これらの整備促進につきまして、毎年、上川総合開発期成会や町単独で国に対して要望活動を行っておりまして、今後におきましても引き続き要望活動を行ってまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、6項目目の子育て支援に関する3点の御質問にお答えいたします。

少子化、人口減少時代にありまして、定住促進を図ることは重要な課題と認識をしているところであります。とりわけ若い方々の世帯の定住は、地域の活力を維持する上におきましても大きな原動力であり、将来を見据え、実効性を十分考慮した対応を図るべきものと考えております。

御質問1点目の企業誘致など働く場所の確保につきましては、例年、当町所在企業の本社等を訪問させていただき、信頼関係を深める中から、事業所の営業拡充や規模拡張による雇用拡大等について働きかけをさせていただいており、昨年におきましても、工場増設による雇用拡大の成果が得られたところであります。

今後におきましても、企業誘致を初め、これらの活動を継続するとともに、地元企業の振興や新規開業等の支援も含め、雇用の場確保に努めるとともに、次世代育成支援対策推進法の趣旨も踏まえ、子育て世代の皆様が仕事と家庭との両立が図られるよう、就業時間の工夫など、多様な労働条件の整備について、各企業、事業所の皆様にも御協力をいただけるよう情報発信を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

また、役場内におきましても、求人情報の提供等をさせていただいているところであります。

次に、2点目の中学校入学時の指定ジャージの無料配付についてであります。現在、町におきましては、経済的に困窮する要保護、準要保護世帯につきまして、新入学学用品、進級時学用品のほか、学校給食費など就学に必要な経費の援助を行っており、平成24年度からはPTA会費、生徒会費、クラブ活動費も就学援助の対象とさせていただいているところであります。このようなことから、現在の支援策を継続する中で、指定ジャージの無償配付等につきましては、今後の課題の一つと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、3点目の中学校までの医療費の無料化についてであります。以前にも同様の御質問にお答え

させていただいておりますが、乳幼児等の医療費助成につきましては、北海道医療給付事業と連携して、その給付対象者を拡大しながら助成措置を講じているほか、町の単独助成として、受診頻度の高い乳幼児を抱える子育て世帯の負担軽減を図るため、就学前の乳幼児に対する医療費の全額助成を実施しているところであります。

また、今年度からは、小児任意のB型肝炎ワクチン、ロタウイルス、おたふく風邪の予防接種を無料化し、インフルエンザ予防接種につきましては、1歳から18歳までは自己負担1,000円、非課税世帯は無料としたところであり、子どもたちの健康増進を図るため、各種予防事業に取り組んでいるところであります。

御質問にあります中学校までの医療費無料化につきましては、町の子育て対策全体を見通す中で、どの分野に重点を置き底上げする必要があるのか、その時々状況を見定めながら、総合的に判断し、各自治体によりさまざまな取り組みがなされておりますが、上富良野町としての進め方を町民の皆様と共有し、安定しバランスのとれた子育て支援事業としていくことが重要と考えておりますので、中学校までの医療費無料化につきましては、現在想定していないことを御理解賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 再質問をお受けいたします。

4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 質問いたします。

まず、第1点目の商業振興についてお伺いいたします。

近年、商店街等の方々とちょっと話しますと、やはり国の政策も含めて、商店がどんどん後退していく、また大型店も撤退していくという状況の中で、非常に上富良野町そのものが寂れていくような、そんな印象を抱いている方が非常に多いわけです。これは商店だけではなくて、一般の消費者、町民の方もそういう印象を抱えながら、だけれども、町を何とか元気にしたいというのがやはり共通した願いになっております。

この間、議会等においても商工振興策あるいは小規模企業振興基本法に基づく商店あるいは地域の活性化を早く取り組むべきだということを訴えてきました。そういう中で、今回、予算が計上されましたが、何よりも地域の活性化とやっぱり商店の活力を生み出す、これを基本とした取り組みをしっかりと位置づけるという目的が答弁の中でも述べられております。私は非常にこれは重要なことだというふうに思います。と同時に、やはり町が最後まで責任を持って取り組みを推進するということが基本になる

のだらうというふうに思います。今までは、行政の答弁では、商工会等がその意思表示がなかなかされていないから、行政が上から一方的に商工振興を訴えるのもいかなものかということで、二の足を踏んできたわけでありましたが、今回はそういった壁も少しは取り除かれまして、商工会自体も積極的にできる部分についてはやるという形の中で進められてきているのかなというふうに思いますが、いずれにしても、私は、行政がここの部分に対してきっちり最後まで取り組む必要があるというふうに思います。この点、町長の決意等について、まず伺っておきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 4番米沢議員の商工振興策についての御質問にお答えさせていただきます。

心配の向きは議員と全く考えを同じにするところでございます。いずれにいたしましても、商業振興計画の策定を今日指しておりますが、何度も申し上げておりますが、やはり商工業者あるいは事業者みずから自発性を持って、それと町の思いを共有させて物事を進めていくというのは、これからもそういう体制で臨むことがいいのかなと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、いつまでも時間をかけて状況を見ていけばいい状況でないということはおもう事実でございますので、私のほうも機会あるごとに関連団体、商工会あるいは事業者団体等について情報発信もしていきますし、思いを共有できるようになお一層取り組んでまいりたいと考えておりますので、御協力、御理解をお願いいたします。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 当然この流れがありますから、その流れに逆らうことなく、一定テンポを持って策定するというのは、やはり今求められているのかなというふうに思いますし、当然のことだと思います。この点は、今後やはり行政としても商工会としっかりとスクラムを組みながら、ぜひ実施していただきたいというふうに思っています。

例えば、この小規模基本法の中には、個性豊かな地域社会の形成にとって、小規模な企業の活力が最大限に発揮されることを前提としてうたわれております。そこには人がいて、人がつながりを持って、また、その人たちが地域のものを消費して地域を支えるという循環型の地域経済を支えるという点で、やはり時の理にかなった基本法がしっかりと組み立てられることが今必要になってきています。そういう意味で、この点をしっかりと踏まえた中で、アンケートも、実態調査もされるということでもありますから、ぜひ進めていただきたいというふうに述べ

て、次の質問に移りたいと思います。

次に、農業振興の点についてお伺いいたします。

今、今年度予算では、確かに施肥機を6台導入するということになっておりますが、一部の自治体では試行的にこのGPSを使った自動操舵システムを導入するなどされております。

そういう意味で、今、上富良野町においても労働力がなかなか確保できないという状況の中で、将来的には有効な一つの手法として、農協と協力しながら調査、研究を進めてまいりたいというような答弁であります。この中で恐らく課題は費用等の課題も当然出てくると思います。そうしますと、地域、いわゆる富良野沿線での広域的な連携が求められてくるのが一方で課題かなというふうに思います。そういうものも踏まえた調査、研究と、農業振興計画の中にもこういうものを位置づけされるのかどうか、されるまでもなく、調査、研究という形の中で別枠で対応されようとしているのか、この点、確認しておきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 4番米沢議員のGPSの農業利用についての御質問にお答えさせていただきます。

先ほどお答えさせていただきましたように、現在、GPSを活用したシステムというものが、特に北海道におきましては十勝地方を中心に普及している状況でございます。普及と申し上げましても、まだ緒についたばかりということでございまして、これらにつきましては、どういうふうに活用していくかということが課題でございます。システムとしては普及に至るような状況に果たして至っているのか、どうかという疑問もあります。特にインシャルコストが高額になることから、議員から御提言ございましたように広域で活用するということは、これはやっぱり将来想定しておくべきことでありましょうし、まずその前段として、こういった仕組みを活用して規模拡大やそういったことに結びつけるということは、多分これは恐らく行われると。それに対して、行政としてもしっかりと応える体制を整えていかなければならないということは認識しているところでございます。

いずれにいたしましても、広域活用につきましては、現在のRTK-GPSシステムと申しますが、それにつきましては、基地局につきましては周波数がメーカーによって違うとか、さまざまな課題もあります。しかし、そういったことを解決できれば非常に有効なシステムだと思いますので、今後、大いに研究させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） ぜひ、その点、いろいろな調査、研究も進めながら、また反映できるものは、農業振興計画等においても反映できるようにしていただきたいというふうに思います。

次に、東中中学校の活用の問題についてですが、既に地域住民の方々から望ましくないという点で話があったということであります。当然自動車の出入りの問題や東中小学校がまだありますので、やはりそういう子どもたちの安全を守るという点で、恐らく地域の方が非常に危惧されたのだろうというふうに思います。

改めてお伺いいたしますが、地域の人が今回反対ということで表明されたことについては、何が主な要因だったのか、この点、わかる範囲でよろしいですが、お伺いしておきたいというふうに思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 4番米沢議員の東中中学校の跡地利用についての御質問にお答えさせていただきますが、地域の中でどのような意見交換があったかということについては、地域の状況でございますので、私のほうからその内容についてお答えすることは差し控えさせていただきますが、結論として、東中地域として受けがたいというような結論が導き出されたという結論を、その前段でいろいろ説明だとかそういった理解をいただくような努力はしてまいりましたが、結果として先ほど申し上げましたような結論を得ましたので、私といたしましては、それをそのまま受けとめさせていただいたということに尽きるところでございます。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 地域の方々については、いろいろと粉じん公害の問題等があつて、なかなか理解が得られなかったというのが結論だったようでありますので、その点は当然だと思いますので、これ以上私もとやかく言う必要はありませんので、これでこの点を終わらせていただきたいと思います。

次に、国民健康保険についてお伺いいたしますが、財政措置はしてあるということの理解でよろしいのか、お伺いいたします。どちらにしても、国保の財政基盤そのものが、年々退職者が加入するという、本当に脆弱な基盤の中で、本当に国保の会計を運営する自治体にとっても非常に大変な状況になってきているというのが実態かというふうに思います。

この点で、おとし引き上げられましたけれども、やっぱり一定、一般会計からの繰り入れ等をやりながら、今後ともこういったものに対する軽減策をとる必要があるというふうに思いますので、この

点、確認しておきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 4番米沢議員の国民健康保険についての御質問にお答えさせていただきます。

先ほどお答えさせていただきましたように、今回の国の財政支援制度を活用しての一般会計からの繰り入れにつきましては、昨年対比1,100万円を超える計上をさせていただいているところでございまして、その中身等についてはもう既に議員御案内だと思いますが、増嵩分については全てが100%低所得者対策に組み込まれていると、そういう前提を持った今回の3月の予算計上となっているところでございまして、低所得者に対する負担軽減に100%向けさせていただいているところでございます。

また、そのほかの部分について、今までも米沢議員からいろいろ御意見や御提案をいただいておりますが、さらに一般会計からの繰り入れをもって国保運営を行うということは、今のところ私の思いの中には想定されておりませんが、いずれにいたしましても、昨年、保険税の値上げを町民の皆さん方に御理解いただいたところでございますので、これをしっかり守りながら、広域化に向くまでの間は、石にかじりついてでもしっかりと運営をできるように諸対策を講じてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 次に、防災対策についてお伺いいたします。

答弁では、富良野川の総泥流量が1,330万トンという形で想定される。現在、そのうち426万トンに対応できているという状況の中で、まだまだ十分でないというのがこの数字を見てもわかります。

この富良野川は確かに道河川でありまして、国、道の違いということで、予算のつき方という点で圧倒的にやっぱり違います。今、地域の方も、噴火等自然災害という状況の中で、富良野川の砂防ダム等の工事のおくれがやはり心配されているという方が非常に多いというのが実態であります。完成することになれば、何年度までに全て完成するのか、この状況等がわかればお伺いしておきたいというふうに思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 4番米沢議員の富良野川の砂防事業に対します御質問にお答えさせていただきますが、現在、上川総合振興局の建設管理部のほうから御説明いただいている限りでは、とにかく今3号ダムを何とか早期に仕上げたいということの説明

を受けている段階でございまして、全体計画の先ほど申し上げました1,330万立米に対応する整備の完成につきましては、多分、私の得ている情報の中からは、北海道としてもいつまでに完成させるというようなことは、まだ年度を明示していない状況かと思っておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 非常におくれているわけですね、昭和63年を機にもう既に27年以上もたつという状況になってきています。そうしますと、やはりいろいろ整備されたとはいえ、自然災害ですから、万が一想定を超えるようなことが起こり得るわけですから、道に対してもきっちりとした予算づけと、それに基づく、いつまでも延ばすことなく、早期に何年度までに完成させるのかというところをきっちり、要望もされているとは思いますが、さらに求める必要があるというふうに思っておりますので、この点は町長の考え方についてお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 4番米沢議員の十勝岳の砂防事業につきましての御質問にお答えさせていただきます。

議員からお話がございますように、私といたしましても、でき得る限りの方策をもって陳情なり要望なり活動を続けてまいりまして、何はともあれ、早期に完成をしていただきまして、住民の皆さん方に安心、安全を提供できるように、その実現に向かって努力していくことは当然でございます。十勝岳の火山活動状況につきましても、わかりやすく表現させていただきますと、心配な方向に向かっているということは一般的には推察されますので、とにかく一日も早く町民の皆さん方の不安を解消できるように努めていくことが私の役割でございますので、これからも意を用いて取り組んでまいりたいと思っております。

それから、少し触れさせていただいておりますが、北海道のほうからの御説明をそのままお知らせさせていただきますと、美瑛のほうの美瑛川の工事の進捗率は、ほぼ終えたというふうに理解をしていますが、それについては間違いではないのですが、実は国交省が所管する部分についてはほぼ終えたということで、農水省が所管する分がほとんど手が着いていないということで、全体としては半分に満たないということを最近聞いておりますので、ほぼ当町と状況は一緒だということで私も認識を新たにいたしましたところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 進捗率は、そうしたら大体

5割ぐらいという形で押さえてよろしいですか。

あと泥流対策の基本計画に基づけば、ダム等を含めてどういったものがまだ未設置なのか、この点わかればお伺いしておきたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 米沢議員の砂防事業に対します御質問にお答えさせていただきますが、パーセントにつきましては、もう一度確認して申し上げます。これは建設管理部のほうからいただきました資料によりますと、ちょっと年度が古いのですが、21年度末というふうになっておりますが、それから工事が進んでおりますので、最新情報ではございませんので御理解いただきたいと思っておりますが、美瑛川のほうについては34.4%、これは平成21年度末でございます。それから、私どもの富良野川につきましても、平成22年度末でございますが、これについては32.1%ということで、それから工事が進んでおりますので、5割には達していないにしてもそれぐらいの今、それから5年経過しておりますので、そういう理解をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） あと詳細については、どういったものが、わかれば、担当課の課長、お願いいたします。

○議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（佐藤 清君） 4番米沢議員の富良野川の砂防工事についての御質問でございますが、富良野川の火山砂防事業の今後についてでございますけれども、平成34年までの計画が示されておまして、2号ダムの改良のかさ上げが平成34年まで、それから5号堰堤が平成32年までというふうになっております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） いずれにしても、きっちりとした予算づけを、上積みするというので、自然災害ですから待ってけませんので、この点、ぜひ要望していただきたいというふうに思います。

次に、サイクル橋の点、日新橋までの区間ですが、今年度は実施設計という形になります。これは、完成というのは、この点についても何年度までになるか、この点お伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（佐藤 清君） 4番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

完成年度につきましては、今のところ、土現のほうからの報告等はございません。ただ、計画の中



で、ことし実施設計、そして用地買収等も相当かかってきますことから、取りかかる部分については示されておりません。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） この点についても、恐らく予算との関係があるのかなというふうに思いますけれども、早期に着工してもらうような対策が必要だというふうに思います。

私たちも、やはり泥流災害に備えた河川改修等の要望に行っておりまして。そのときも、2号ダムについてはかさ上げをするというような答弁でありましたけれども、全体の計画が示されていないというのが残念でしたけれども、私たちも今後、国、道に対して積極的にこういった要望を上げて、町と一緒に改善のために取り組んでいきたいというふうに思います。

次に移らせていただきたいというふうに思います。子育ての支援について伺います。

今、御存じのように上富良野町の人口等については、平成37年度には15歳未満が現在の1,511人から1,243人と、高齢者がふえるという状況になってきております。そうしますと、やはり町そのものがいびつな形の中で町をつくっていかねばならない。また、当然、所得が上がらないということになれば、税収の確保も困難になるという状況になってきております。そういう意味で、地方の自治体というのは、恐らく特殊な要因がない限りは多くがそんなような状況に置かれているのだろうというふうに思います。

それで、予算委員会等においても何回か聞きましたけれども、企業誘致等については今後とも積極的に行うということの話ですが、いろいろ先進的な取り組みを見ましたら、ベンチャー企業等のそういったところに対して出かけて行って企業誘致をするだとか、いろいろな取り組みもされているところもあります。何よりも働く場所がなければ、アンケートでもやはりなかなか定住することが難しいというような結果も出ておりますので、町として今後どういう企業を対象にしてどういう対策をとろうとしているのか、この点、まず伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 4番米沢議員の町の振興策についての御質問にお答えさせていただきますが、まず、これはもう皆さん共通の思いだと思いますが、将来にわたって、人口維持も含めて町を活性化していく、何と申しましても柱は働く場所の確保でございます。しかも、それについては、若い人たちが誇りを持って働けるような、そういう就労環境を

整えることが何よりも大事でありますし、それに向けてどういった行政が、あるいは町として方向性を持って、どういう具体策を持って取り組んでいくかということは、これはもう本当に生き残りをかけるぐらいの重要なことでございます。

現在、既存企業の事業者に対しましてのいろいろ事業拡張や雇用拡大についてお願いはしておりますが、しかし、やはりこの地域の中から新しい仕事が生まれることは一番望ましいことでございますので、そういったことについての重要性をさらにしっかりと認識して、そういう芽が出るような環境づくりも取り組みをしてみたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 外に対してはなかなか、その求めた回答に対する答弁ありませんでしたけれども、地域の産業が活性化しなければならないし、当然だと思いますので、そういうものも含めて、今後きっちりとした対策を進めていただきたいというふうに思います。

答弁の中で、就業時間の工夫など、子育てに対する両立が図られるような多様な労働条件の整備について、各企業等について協力を求めるというふうに書いてありますが、非常にわかるようでわからない表現なのですが、どのような形で子育て環境ができると表現されたのか、この点、具体的にお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 4番米沢議員の子育てにかかわります企業、事業者の皆さん方の働き方に対する御質問にお答えさせていただきますが、これにつきましては、現在、町のほうで働きたい希望を持っておられる中で、なかなかミスマッチによりまして就業に至っていないという事例も伺っているところでございます。それらについてお聞きいたしますと、例えば、子どもさんが保育所等に行っている間だけ働けるとか、あるいは、夜遅くなるような時間帯での勤務はちょっと困難であるとか、そういうことで、働きたいのだけれども、なかなか企業、事業所のほうの雇用形態とミスマッチがあるということで、そういったところにもう少し町として積極的にかかわって、そして少しでも働いていただけるようなそういう環境を、例えば時間であったり、時間帯あたりの要望が一番多いわけですけれども、そういうことについて工夫を求めるようなことができないかのそういう情報発信や提案をさせていただこうという考えでございます。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） そういう提言をするという

ことで、具体的にはもう既に実施されているのか、恐らく、企業が相手ですから、厳しい条件があつてなかなかそう簡単には進まない話かなというふうに思いますが、そうなるとやはり国の労働条件の問題も含めた中での環境改善が必要な部分も出てきますし、やはり実情に即した中での具体的な対策という点では、恐らく言葉の表現だけに終わるような気もするのですが、この点、お伺いしておきたいと思えます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 4番米沢議員の御質問にお答えさせていただきますが、これは国の制度に委ねる部分も当然あるでしょうけれども、町独自で多少企業の皆さん方に工夫をしていただける余地もあると思います。上富良野町の中でも多くの従業員を雇用されているような業種の皆さん方に対して個別に、こういう働き方の希望もあるのだが、そういうことに対して一工夫をお願いできないかと、そういうような個別の発信は可能だと思っております。そして、そういったことを個々に、例えば事業者団体、上富良野でいえば商工会を通じて、全部一まとめにしてお願いをするとか、そういうことはなかなかハードルが高いと思いますので、個別に対応可能な部分について対応していくということは、地味でありますけれども、しっかりとやる必要があると考えているところでございます。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 恐らく具体的になると財政的な問題だとか、子育てのいわゆる保育所の夜間はどうか、そういったきめ細かなところも出てくると思うのですよね。やはり町長おっしゃるのであれば、そういったところも覚悟しながら、本当にやるような形でやらないと難しいというふうに思いますが、ここを確認しておきたいと思えます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 4番米沢議員の御質問にお答えさせていただきますが、当然、議員、今お話ありましたような夜間保育だとか、そういうことで働くことに対する解消策を町として持ち合わせる方がいいことであれば、そういうことにも研究をしていく必要もあるでしょうし、今現在、働きたいという方の希望の中では、子どもが留守の間、働いてみたい、働きたいという方の声が私には多く寄せられておりますので、そういうことに対して、企業の皆さん、事業者の皆さん方に御提案させていただくことからまず、全て一遍にいきませんので、そういうことから進めてみたいと考えているところでございます。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 次に、2点目の指定ジャージの無償配付についてお伺いいたしますが、検討課題ということでもありますから検討課題で、具体的になるかどうか別としても、具体的に検討するという形でよろしいですか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 4番米沢議員の指定ジャージの無償配付についての御質問にお答えさせていただきます。

この後御質問いただいております、例えば医療費の無料化だとか、そういうさまざまな子育て策について、実は私どもの首長の中、あるいは国との対話の中で、それぞれ全国的に子育て対策が、非常に町村地域によってさまざまな方策がいろいろな形で現在取り組まれているということで、どちらかといえば、点だけ捉えて、それはどこが有利だ、それはどこが不利だ、ここはこういうところが厚いと、そういうようなことで、子育てを考える中で国民の皆さん、あるいは住民の皆さん方が、施策の中身を判断するのに非常に戸惑いが多いということで、ぜひ、国としてそういったことは一つの共通の指針を持ってほしいということで申し上げている状況でございます。

そういうことから、今回、医療費、あるいはこのジャージにつきましても、町全体の中で今、そういったことによって子育て支援策の大きな支えになるというような判断になりましたら、私は何もそういう仕組みを持つことについて否定的に考えを持っているわけではございませんので、それはさまざま父兄の御意見も伺いながら、行政が一方的に仕組みをつくるのではなくて、そういうことも排除しないで、これからはいろいろと御意見を伺ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君の質問時間が終了いたしましたので、これで終了いたします。

次に、1番佐川典子君の質問を許可いたします。

1番佐川典子君。

○1番（佐川典子君） さきに通告いたしました2項目について質問させていただきたいと思えます。

まず、1項目めは、上富良野町自治基本条例についてです。

町の憲法である上富良野町自治基本条例が平成21年4月1日、施行されました。町民が主体となつたまちづくりを進めるための基本的ルールを定めたものですが、この条例制定を踏まえ、上富良野町協働のまちづくり推進委員会が平成22年6月29日に設置され、新しい自治の形を町民、議会、行政が

一体となって、協働のまちづくりを進めようとしてきています。

現在5年がたちましたが、これらの協働のまちづくりの動きをどのように町民に知らせ、活用してきたのか。また、理解を深めるためにどのようなことが望まれるのか、町民にとって、議会にとって、行政にとって、それぞれ審議されたことと課題があれば伺いたいと思います。

二つ目に行きます。ひとり親世帯へのみなし寡婦控除についてです。

ひとり親世帯の中には離婚や死別、未婚などさまざまな理由がありますが、寡婦制度が全てのひとり親を対象としていない現実があります。子どもの権利の中で、結婚という法的手続をしたか否かによって税制上不利をこうむることがあれば、改善していくべきことではないかと思っております。

平成27年5月26日北海道新聞の記事によると、上川管内で結婚歴のないひとり親世帯を対象に保育料などを減額するみなし寡婦控除を導入する自治体がふえ、東神楽町や士別市などそれぞれが実施していますとありました。町は、これについてどのように考えているのか、伺いたいと思います。

国の法改正で対応するべきとする考えもありますが、国の税制度が変わるまでの間、町独自の支援策として細やかな対応を考える必要があると思っておりますが、そこを伺いたいと思います。

また、現在、上富良野町のみなし寡婦控除について、何人くらいの適用申請者があるのか、結婚歴のない未婚の母子家庭は何人くらいいるのか、伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 1番佐川議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの上富良野町自治基本条例に関する御質問にお答えさせていただきます。

平成21年4月1日より上富良野町自治基本条例を施行するとともに、協働によるまちづくりを推進するため、上富良野町協働のまちづくり推進委員会を設置し、平成22年6月29日より会議を開催しているところであります。

委員会では、平成25年度までに29回の会議を開催し、協働のまちづくり基本方針を初め、協働のまちづくり行動指針やまちづくり活動助成策への検討をいただくとともに、自治基本条例の検証作業と見直しに関する提言書の提出をいただいたところであります。

また、平成26年度からは、協働のまちづくり基本指針に示されました推進方策の検討をいただき、会議の内容は、行政ホームページを初

め、広報誌での特集掲載を行うとともに、策定されました指針は冊子として町民の皆様へ配布するほか、協働のまちづくりをテーマとした講演会なども開催し、広く町民の皆様へお知らせをしております。

なお、平成25年11月に委員会から提出されました提言書では、協働のまちづくりに関する町民アンケートを行ったところ、自治基本条例についての認知度が低いことから、出前講座や町長と語ろうなど、さまざまな機会を通じて情報発信に努めているところであります。

また、一方では、町民と町が役割を分担し協働して進めるという意識を持っておられる町民が多数いることもアンケート結果から見えてきておりまして、今後、委員会からの御意見などをいただきながら、協働のまちづくりをさらに進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目めひとり親世帯へのみなし寡婦控除に関する御質問にお答えいたします。

所得税法におきます寡婦控除につきましては、配偶者と死別または離婚した後に扶養親族を扶養しなければならぬ事情などに配慮して設けられたものであり、婚姻歴のあるひとり親と婚姻歴のないひとり親の適用が異なることは承知しているところでありますが、私が制度そのものに対して意見を述べる立場にないことを考えているところでございます。

また、未婚のひとり親家庭では、婚姻歴がないことで税制度の寡婦控除が適用されないことにより、サービスの利用者負担額や給付額に婚姻歴があるひとり親家庭と格差が生じる可能性があることから、こうした格差が生じないよう、みなし寡婦控除を独自に導入する自治体があることも承知しているところであります。

当町における未婚のひとり親世帯につきましては、児童扶養手当支給世帯の中に数件あると承知しているところでありますが、みなし寡婦控除の適用がないために行政サービスの不利をこうむっているというケースは現在生じていないものと認識しているところであります。

今後、このような行政サービスに不利益が生じるというケースが散見される状況が起きてくるようであれば、国の対応などを見きわめながら、制度の必要性について検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 再質問があれば。

1番佐川典子君。

○1番（佐川典子君） 改めて確認させていただきました。協働のまちづくりのためのさまざまな施策

や町民に対する提言、そして講演会など、私も何度も参加させていただいております。また、以前に一般質問したことで、協働のまちづくり活動助成事業など、まちづくりに関する補助も加えていただいているところです。また、広報などでの周知もなされ、少しずつ活性化につながっているというふうに感じております。

今後、協働のまちづくりを進める上で、自治基本条例の認知度を上げるために、町長と語ろうや出前講座など情報発信をしていくのだというお答えをいただきましたけれども、ここに協働のまちづくりに関するアンケートを調べましたところ、自治基本条例を知っているかという質問に対しまして、「知っている」と答えられた方が24.5%、「知らない」と答えられた方が75.5%、そのうち20歳台におきましては、91.7%が「知らない」というお答えをいただいております。また、条例の改正や町内会や住民会の必要性についても調べさせていただきましたら、「必要ない」とか「わからない」というお答えが、若者は特に50%以上を占めているということがわかりました。

若者の認知度が非常に低いというこの結果につきまして、若い世代に対して認知度を上げるためにどのような手段を考えているのか、伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 1番佐川議員の協働のまちづくりについての一般的な考え方についてお答えさせていただきます。

まず、議員からただいまお話ございましたように、協働のまちづくりの取り組みについての認知度が、とりわけ若い世代を中心に浸透していないという実態はお話のとおりでございます。しかし、一方では、そういった若い人たちがしっかりと協働のまちづくりの思いを共有していただかなければ、将来のまちづくりにつながっていかないという非常にもどかしさもあるわけでございます。

そういう中で、協働のまちづくりについては、まず小さい子どものうちから、小学生、中学生時代からも、できれば地域づくりにどういうふうに参加していくかということの認識を持っていただけるような、そういうところも既に取り組みをしなければならぬと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、町内に現在住んでいただいております若い人たちと交流する機会が極めて少ないのが実態でございまして、そういう交流をできるような機会を行政が積極的に仕組みを持っていくというところにまず踏み込まないとなかなか浸透していきませんので、社会教育との兼ね合いも考え

ながら、ぜひ若い人たちに、協働のまちづくりを取り組むことによって自立したまちがこれからも維持できていくということを伝えてまいりたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

1番佐川典子君。

○1番（佐川典子君） 国におきましては、2016年の参議院選挙で18歳以上の国民に選挙権が与えられるということが決まっております。このことから、町長も先ほど思いを言ってくださいましたけれども、この町に住んでいる中高生は特にもう一人の大人として考えを持っている、そういう世代ですので、若い世代から、私も同じように思っております。住民自治のかかわりに、そして、その協働のまちづくりに加わっていただけるような、認知度を高める対象に加えることがとても大切ではないかなというふうに思っております。

中学生、高校生といたしましても、何年か先にすぐ大人になりますので、この自治基本条例を若いうちに、学校単位でも結構ですし、あらゆるところでなれることで行政に関心を持つと、そういう子どもたちもふえる可能性もございます。若い世代を加えることでまた新しい発想も出てくるでしょうし、また、先細りになっておりますボランティア、そういう組織におきましても、若い世代が加入する手だてとなることも考えられますので、ぜひ、若い世代の自治基本条例に関します認知度を高めることを施策として考えていただけるようお願いしたいと思います。

その若い世代に対して、今、町長はいろいろお考えを言ってくださいましたけれども、私も、社会教育も含めて、ぜひ横断的な考え方でかかわっていただきたいと思っておりますが、そのことについても一度伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 1番佐川議員の協働のまちづくりについての御質問にお答えさせていただきます。

協働のまちづくりの価値についての町民の皆さん方、子どもさんから高齢者に至るまで、全ての皆さん方に共通して認識を持っていただくことが理想でございますが、なかなかこれは時間のかかることでございますが、とりわけ、先ほど申し上げましたように、若い人たちにそういった認識を持っていただくことは非常に有効だというふうに考えております。

しかし、しゃくし定規に協働のまちづくり云々について語っても、これはなかなか受け入れてもらえ

ませんので、先ほどお話ありましたボランティア活動だとかそういった、どちらかといえば、子どもさんというのは、親の背中を、あるいは周りの背中を見て自分たちの立ち位置を判断していきますので、そういう親が、周辺が好影響を与えるような、そういうことも大事でありますので、なるべくそういう底上げができるような取り組みに努めてまいりたいと考えております。

○議長（西村昭教君） 1番佐川典子君。

○1番（佐川典子君） 今、町長がおっしゃいましたように、私もボランティアでごみ拾いかもさせていただいておりますけれども、子どものときにごみ拾いとかに、そういう活動に参加しますと、成長していく段階で、ごみは捨てないようにすると、そういう意識がやはり心の中に醸成されるということを知っております。ぜひ、いろいろな場面において若い世代が参画できるようなまちづくり、そして、認知度を上げるための努力をしていただきたいというふうに思っております。

町民が主体となったまちづくりを進めるために、町民の最高規範として自治基本条例がありますが、町民と議会と町の役割について定められておりますよね。それで、町は町民の意見を受けとめております。検証している部分があります。その検証の内容は、上富良野町自治基本条例の意見の反映度ということ調べますと、「十分反映されている」というパーセンテージが7.4%、「反映されている」というふうに思われている方が70.4%、「反映されていない」という方が24.5%、「全く反映されていない」という方が1.0%、多くの町民が、上富良野町は町民の意見を町に反映してもらっているというふうに感じているということがこれで十分わかったという結果があります。

しかしながら、議会は、町民の意見を受けとめられるのかどうかということに関しましては、少し疑問を持つ部分がございます。議会に対する町民の声はどのように受けとめたらいいのか、また、町民が議会に対して思っていることをどのように伝えるのかという、そういう場面、そして検証というのが今までないと思います。

他町村の動きを調べてみました。議会に対するサポーター制度だとか議会モニター制度、こういうものを活用している自治体もございます。いろいろな意味において窓口を広げるということは、議会の質の向上にもつながりますし、私たち自身も勉強につながっていくと思います。いつもそのままでもいいわけではございませんので、この辺の町民の意見を議会も含めた町政に反映させる、町民と議会と町の、町としてそのスタンスが三つ同じようなラインにい

るといことがとても大事だと思いますので、これについては、町長はどのようなお考えを持っているのか、伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 1番佐川議員の行政にかかわりを持つ各分野の連携、かかわりについての御質問かなというふうに思います。

町といたしましては、住民組織の皆さん方と我々行政とのかかわりは、直接的なかかわりがございますので、それについてはさまざまな場面で、住民会長さんを通じる場合もあるでしょうし、他の組織団体を通じてなど、さまざまな機会を通じてまちづくりに対する御意見を伺っている状況でございます。

一方、議会は議会としての独立した組織でございます。議会として直接的に御意見をいただく場合もあるでしょうし、さまざまな日常の議会と私どものやりとりの中にそういったものが既に反映されていると私どもは理解をしておりますので、こういった議会活動が行われているということ自体が既に行政とそういう思いを共有できているというふうに考えておりますので、議会の中の独自の取り組みについては私が申し上げる立場でございませませんが、私といたしましては、議会の皆さん方の声は常に行政の中に反映しているというふうに理解をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 1番佐川典子君。

○1番（佐川典子君） 当初から私も準備委員会のときにも50時間以上参加させていただいておりましたが、自治基本条例がせっかくできたのですから、絵に描いたぼた餅とかよく言いますが、やはり皆さんが活用して、そして充実しているなというふうに感じる事が一番大切というふうに思っております。

それでは次に、二つ目の質問をさせていただきたいと思います。

昨年9月に千葉県の銚子市で、家賃を滞納した母子家庭がございました。強制退去の日に娘を絞殺したという事件ですけれども、1万2,000円の家賃が支払えずに、そして、預金残高は2,000円以下であったという記事が載っておりました。

私たちの知らないというか、目に見えないものから、国民の中で6人に1人が貧困を抱えているということがわかりました。また、統計によりますと、ひとり親世帯の貧困率は50.8%にも及んでいるという結果も出ております。

これを踏まえまして、ひとり親家庭となった理由は離婚や死別や未婚など本当にさまざまな理由があると思いますが、やはり一人で育てるということは

本当に大変です。まして働きながらということになりますと本当に苦労があると思います。この寡婦控除の制度がありますけれども、子育てを支援するという意味合いを持つことで寡婦控除というのがありますけれども、この中で全ての親御さんが対象ではないということがあると思いますが、そこはあるかないか、まず確認したいと思います。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（北川和宏君） 1番佐川議員の御質問にお答えしたいと思います。

先ほど質問の中にありましたように、婚姻歴があるか否かによって制度そのものがひとしく適用されているかということでもありますけれども、今、税制上におきましては、確定申告書の中にもあるとおり、婚姻歴があつて死別、離婚、あと二つ、行方不明と未帰還者だったと思いますが、その部分にチェックしての申告になると思いますが、その部分に該当しないものについては適用がないということで、婚姻歴がない場合には、その部分の寡婦控除が受けられないという制度は理解しているところでございます。

○議長（西村昭教君） 1番佐川典子君。

○1番（佐川典子君） それでは、母子家庭の就労収入の一般的な標準は大体わかりますでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 1番佐川議員の御質問にお答えさせていただきますが、前段の御質問に対しましては、北川課長のほうからお答えさせていただきました状況でございますが、所得水準につきましては、正確な数字かどうかは少し断言できませんが、ひとり親家庭の収入の傾向につきましては、多分、百五、六十万円前後かなというような押さえをしているところでございます。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

1番佐川典子君。

○1番（佐川典子君） 寡婦控除によって算定された所得額が住民税や公住の入居資格や保育料の算定の基準になるというふうに聞いておりますけれども、この点は間違いないですか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 1番佐川議員の御質問にお答えいたします。

そういった住民サービスを受ける上における利用料、使用料等について、そういうことが算定の根拠になるということはそのとおりでございます。

○議長（西村昭教君） 1番佐川典子君。

○1番（佐川典子君） ここにある町の、標準をちょっと超えますけれども、200万円程度の収入のあるシングルマザーのケースをちょっと調べてみ

ました。結婚歴があるとなしでは、所得税では2万7,600円が結婚歴がある人では1万1000円、住民税においては、結婚歴がない人は6万1,600円、そして結婚歴がある人はゼロ円ということです。また、保育料に関しては、これは25万円程度、結婚歴がある人はゼロ円です。また、公営住宅の入居に関しましても、結婚歴があるなしで5万8,800円も違う。トータルにしましたら、この町では約40万円程度の差額が出ております。

うちの町の所得税や住民税におきまして、結婚歴があるなしでどの程度になっているのか、もしわかれば伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 1番佐川議員の御質問にお答えさせていただきますが、所得税に関しましての納税額についての多寡につきましては、ただいま例をお知らせいただきましたけれども、それはそうであろうと。しかし、寡婦控除制度そのものにつきましては、もう御案内のように、これは所得税法の中で定められているルールでございます、その制度そのものについてのコメントは私のほうからする立場でもございませんので、その辺は御理解いただきたいと思ひます。

ただ、そういった所得を算定する結果に基づいて、町の行っております、例えば公営住宅の利用料だとか使用料だとか、そういったことにそれが反映されているということは実態としてあるということで理解をしているところでございます。

○議長（西村昭教君） 1番佐川典子君。

○1番（佐川典子君） 昨年6月に最高裁が判決を下したというのが載っておりますけれども、これで結婚歴がある人とない人の同じひとり親でこの差が、先ほど読み上げた数字が出ておりました。やはり婚姻歴がある人とない人で、国の税法上のはわかっておりますが、それに見合うというか、その手の届かない部分に対して、町の施策としてどのように子育て世代の苦しみを分かち合うというか、支援できるのかと、そこを私は言っているのでありまして、国の制度だからこのようにやっているというのは、もちろん行政側としては当たり前の話なので、それは理解しているところなのですが、他町村におきましてもそこをみなして、そして寡婦控除の対象にすると、そういう施策をしていることに関してもう一度伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 1番佐川議員の、いわゆるみなし寡婦控除についての御質問にお答えさせていただきますが、国でもいろいろ総務省から見解が示されている実態もでございます。そういう中で、では

当町はどうかのだということになります、これについては、総務省の見解といたしましては、それぞれ各自治体の裁量に委ねているということで、各自治体の事情によって対応することはいいであろうというように示されている状況にありますので、先ほど冒頭の答弁でも申し上げましたように、当町にそういうようなみなし寡婦控除適用がないことによる住民サービスを受ける上においての不利益が見受けられるような状況があるとすれば、これは排除するものではないと。同一に対応してしかるべきものだというふうに考えておりますので、当町においては、現在そういうような状況が見受けられないということで、そういう状況がこれから散見されるようなこと、推察されるような状況であれば、こういった仕組みを設けることについては何らちゅうちょする考えは持っておりません。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 1 番佐川典子君。

○1 番（佐川典子君） 子どもを育てることというのは、本当に楽しみでもありますけれども、現実問題、経済的な負担もありまして、特にひとり親は大変だと思います。仕事と家庭と子育て、本当に女性ですから、男性も中にはありますが、女性が大概でするので大変だと思います。

やはり全ての児童が公平に子どもとして支援策を受けられるような、私は町として対応していただければというふうに思っているところです。声に出せないそういう気持ちとか状態を酌み取る、そういう作業も自治体としては大切ではないかというふうに思っています。対象者が今はいないとか、数件しかいないからとか、そういうのではなくて、いつでもそういうことになった人が出てきたときに、うちの町は十分な対応をするよと、こういう安心を若い世代に、特に苦しい思いをしているひとり親に対してそういう安心感を持たせるという、そういう政治も私は重要ではないかというふうに思っております。

この方、ちょっと詳しくは聞いてはいなかったのですが、後でもう一度伺いましたら、御両親が旭川に暮らしている。今はひとりで子育てをしていて、要するに収入も少ないものですから、日中も働いて、また夜も働かないとならないのだということをお伺いしております。本当にそこら辺をぜひ酌み取っていただけるというような町の施策、子育て支援も含めて、みなし寡婦控除の適用をうちの町もしていますと、そういう断言できるようなまちづくり、行政であってほしいなというふうに思っておりますので、もう一度伺いたしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 1 番佐川議員のみなし寡婦控除制度についての御質問にお答えさせていただきます。

町といたしまして、そういう制度をそういう事象があらわれたときのために兼ね備えておくことが必要かどうかということに対しましては、もう少し時間をかけて、こういうルールをつくる上においては議会の皆さん方の御意見を十分にまた伺いながら制度設計をしていく性格のものだというふうに考えておりますので、佐川議員がお尋ねになりましたようなことが、結果として不利益が感じられるようなことが起き得る状況が見受けられましたら、それは即座にそういう状況を皆さん方にお伝えして、救済すると申しましょか、不利益を講じないような方法に仕組みづくりをすることは排除するものでございませぬので、その点は御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 1 番佐川典子君。

○1 番（佐川典子君） 本当に先を見据えて、そういう対応をしていただけるような気がしますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

私が調べてきた町は、課長さんがアンテナを広く持っていらっしゃって、それで自分で、こういう不利益を持たれている方に支援をしたいのだということで提案をしたというふうに伺ってまいりました。うちの町も、ぜひそういう部分が生じないような、温かい行政をやっていただきたいというふうに思っております。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

以上をもちまして、1 番佐川典子君の一般質問を終了いたします。

暫時休憩といたします。

再開は11時といたします。

---

午前10時36分 休憩

午前11時00分 再開

---

○議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

---

### ◎日程第3 議案第1号

○議長（西村昭教君） 日程第3 議案第1号平成27年度上富良野町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（石田昭彦君） ただいま上程いただきました議案第1号平成27年度上富良野町一般会計

補正予算（第2号）について、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、平成26年度の各会計の決算確定に伴う繰越金及び繰入金の補正であります。

一般会計においては2億5,577万1,000円の繰越額となったことから、当初予算計上しておりました繰越金を差し引いた1億9,577万1,000円を増額補正するものであります。

また、国民健康保険特別会計など五つの特別会計において、翌年度への繰り越し手続をすることに伴い、一般会計で繰戻しを受けるため繰入金の補正をするものであります。

2点目は、社会保障・税番号制度の導入に伴うシステム整備について、厚生労働省分の補助上限額が示されたことから、当該事業費について年金分を除く社会保障分のシステム整備に係る町負担分を含め、歳入歳出にそれぞれ所要額を計上するものであります。

3点目は、保育所の入所者確定に伴い、保育料及び教育・保育給付費の国、道負担金について所要額を補正するものであります。

4点目は、富良野・美瑛広域観光推進協議会として準備を進めてまいりましたサイクリングルート整備について、このたび観光庁の観光地域ブランド確立支援事業の採択を受けたことから、当協議会への上富良野町の負担分として所要額を計上するものであります。

5点目は、人口減少など地域経済の活性化は急務の課題であることから、このたび道の地域商業活性化総合対策事業の採択を受け、商業活性化計画調査の実施を含め、商業振興計画の策定のため所要額を計上するものであります。

6点目は、十勝岳山岳会や十勝岳サイクリングクラブ等を中心に本年3月21日に設立しました十勝岳スポーツコミッションが、このたび文部科学省のスポーツによる地域活性化推進事業の補助内示を受けたことから所要額を計上するものであります。

7点目は、町営住宅泉町南団地整備事業に係る社会資本整備総合交付金が減額となったことから、本年度予定していた3号棟に係る実施計画などを先送りするとともに、財源の一部を地方債に求めるよう所要の補正を行うものであります。

8点目は、子ども・子育て支援新制度のスタートに伴い、子ども・子育て支援交付金が創設され、子どもセンターの拠点事業や乳児家庭全戸訪問事業など保育緊急確保事業補助の対象事業や放課後児童健全育成事業など、国、道負担分が道交付金に移行することから、それぞれ財源の組み替えを行うものであります。

9点目は、町内の私立保育園が認定こども園への移行に向けて必要な施設整備を行うに当たり、国、道及び町の負担分について所要額を計上するものであります。

なお、町の負担分については、その財源としておおむね2分の1程度、地域福祉基金を活用することとしたところであります。

以上、申し上げました内容を主な要素といたしまして財源調整を図った上で、財源的に余剰となります部分につきましては、公共施設整備基金に一定額を積み立てるとともに、今後の財政需要に備えるため、予備費に計上することで補正予算を調整したところであります。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

なお、議決項目の部分について説明をし、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第1号平成27年度上富良野町一般会計補正予算（第2号）。

平成27年度上富良野町の一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億5,677万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億2,748万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

1ページをごらんいただきます。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

1款町税73万5,000円の減。

12款分担金及び負担金225万6,000円の減。

14款国庫支出金3,174万7,000円。

15款道支出金7,581万4,000円。

17款寄附金34万円。

18款繰入金3,909万5,000円。

19款繰越金1億9,577万1,000円。

20款諸収入70万2,000円。

21款町債1,630万円。

歳入合計3億5,677万8,000円でありま



す。

2、歳出。

2款総務費1億2,635万円。

3款民生費2億1,690万4,000円。

4款衛生費249万円。

6款農林業費26万円。

7款商工費773万8,000円。

8款土木費3,246万4,000円の減。

9款教育費382万2,000円。

12款予備費3,167万8,000円。

歳出合計3億5,677万8,000円であります。

3ページをごらんください。

次に、第2表地方債補正についてであります。前段申し上げましたように、町営住宅泉町南団地の整備事業について、財源調整により限度額の増額補正をするものであります。

以上で、議案第1号平成27年度上富良野町一般会計補正予算(第2号)の説明といたします。

御審議をいただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

4番米沢義英君。

○4番(米沢義英君) まず第1点目に、8ページにかかわって社会資本整備総合交付金、町営住宅の整備事業費が減額されたという形になります。今後、3号棟については先送りされるという状況になりましたが、ここで伺いたいのは、その先送り後の財源の確保が確実に見通せるのかどうかというところが非常に心配でありますので、その点の見直し等はどのようなふうになるのか、伺いたいと思います。

二つ目には、10ページの繰越金の活用、運用等ありますが、財政調整基金等の整備基金等を積み立てるといってなっております。今後、中学校の整備等という形になりますが、この間、地域の地方交付金という形の中で、いろいろな子育て支援に対する交付金等が、そういう財源措置されることによって一定部分、余剰財源ではありませんという形にはなりましたが、それも積み立てるといってなっておりますが、そういった一定部分余った財源を地域の一番求められているものに財源を回すとか、地域の道路整備とか側溝整備とか、その他いろいろあると思いますが、そういうものの活用の運用の仕方等についてはどのような扱いになるのか、伺いたいと思います。

次に、16ページの児童福祉総務費にかかわって子ども・子育て支援事業という形で、ここは民間保育所が幼保の連携、認定こども園の整備にかかわる費用という形で財源措置がされました。これは、一定部分、建設ということになりますと、1人当たりの床面積はどのようになるのか、この点。

それと、例えば幼稚園でしたら、現在、給食施設がありませんから、そういった整備も含めた予算が計上されているかというふうに思いますが、そういった給食施設についても、一定の人数においた面積要件も求められているというふうに思いますので、その点と、安全対策が何よりも大事なので、そういったやはり衛生上の管理の面からも、非常に給食の施設というのは大切な場所だと思いますので、こういった設備等にかかわってどのようなふうに位置づけられるのか、伺いたいと思います。

もう1点は、民間の保育施設がありましたけれども、この部分も来年度から認定こども園に移行するというところでありますが、保育所の場合でしたら、給食の設備だとかというのが整備されていますから、よほど定員の増員がない限りは、その整備はしなくてもいいというふうに思うのですが、今後、わかば愛育園等に至っては、そういった設備にかかわる投資は、現在のところは必要がないというふうに判断してよろしいのかどうか、伺いたいと思います。

それと18ページの予防費にかかわって伺いたしますが、慢性的な腎臓病の発生を予防段階から防ぐという形の予算になっているかというふうに思います。上富良野町の特徴として、この病状を持っておられる方が非常に多いと、全国的に比べても多いという形になっているかと思いますが、全国、全道的にどのぐらいの位置にあるのか、まず第1点目、伺いたいのと、早期発見によって、どのぐらい予防において重度化に至らないような状況がつかれるのか、取り組めるのか、この点、伺いたいと思います。

次に、耕地整備にかかわって多面的機能支払交付金事業という形で、補助金の振り替えという形、名称が変わったという形になりますが、現在、上富良野町で、恐らく地域の住民会ごとに対応した法人等をつくって、そこに一括交付金が払われるという形になるのだろうというふうに思いますが、何法人でどのぐらいの面積、1戸当たり大体平均どのぐらいになるのか、この点、伺いたします。

次に、商工観光にかかわってありますが、商業振興計画策定という形で、先ほどもちょっと聞きましたけれども、今後、この予算がつくという形の中で、商工会が受け持つ部分、あるいは商工会が委託

する部分、あるいは行政が独自として取り組む部分という振り分けがあるかというふうに思いますが、この点と、それと調査項目はどういったものが対象となっているのかという点と、アンケートを配布するということになれば、何人で、どういった年代層に配布されるのか、この点、お伺いしておきたいというふうに思います。

次に、地域観光という形でサイクリングロードの整備という形になりますが、今後、これが整備されることによって道路標識だとかいろいろなものが設置されるかというふうに思いますが、どういうものが整備されて、設置あるいは道路が確定することによって地域の観光、あるいはメリット、どういうものが期待されるのかという点、この点等についてまずお伺いしておきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（石田昭彦君） 4番米沢議員の御質問に、1点目、2点目の関係につきましては私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

社会資本整備総合交付金、このたび減額ということでお示しがありました。将来的な見通しにつきましては、私どものほうでしっかりと見通しが持てるのかどうかということについては、今現在の段階で明確なお答えをできるような状況にはありませんが、いずれにしましても、この交付金が、いろいろとひもつきになっていた補助金が統合された仕組みとして整理された交付金でありますので、これがハード整備等においては、今、日本における重要な地方の財源になりますので、こういうものを所要額調査等において町として必要なものはしっかりと要望していくような、そういうことを引き続きしてまいりたいというふうに考えております。

それから、繰越金の活用につきましては、会計法上の一般的なルールとしては、一定程度基金に積み、あるいは翌年度に繰り入れするという形が会計法のルールとなっております。一定程度の財源について必要な事業に充てるということも、当然必要なものについてはそのような予算化も必要かなというふうに思いますが、いずれにしましても、補正になじむような、そういった事業を財源化するということが必要になってくるのかなというふうに思います。

今回の町のほうの判断としては、今後においても、特に次年度においては、中学校の整備事業等が控えているというようなことで、それらの財源を一定程度確保することが必要ということで、このたび公共施設整備基金のほうに積み立てするという判断をさせていただいたところであります。

以上です。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（北川和宏君） 4番米沢議員の3点目の子ども・子育て支援事業費にかかわります教育・保育施設整備補助金の関係についてお答えをしたいと思います。

質問にあります設置基準等でございますが、町の条例の中に、園舎につきましては、乳児室、匍匐室、保育室、遊戯室等の整備が必要であると。また、設備につきましても、職員室、重複しますが、乳児室、匍匐室、保育室、遊戯室、保健室、調理室、便所、飲料水設備、手洗い、足洗い場の設備等が必要だというふうに基準として定めているところであります。

面積につきましては、学級数による面積ということで、まず2学級以上の場合、学級数から2を引いた数字に100平米を乗じて得た面積に320平米を足した面積、また、乳児室については、2歳未満の園児1人につき1.65平米、また、匍匐室については、2歳未満の園児1人につき3.3平米となっています。ただし、乳児室と匍匐室が1室の場合については、3.3平米ということになっております。また、保育室、遊戯室は、2歳以上の園児1人につき1.98平米というようなことで定めているところでございます。

また、給食施設等の安全対策等につきましては、入り口等の出入りの制限であるとか、そういう面で、衛生面については十分に配慮した配置計画となっているところであります。

また、最後の民間保育施設の移行にかかわります御質問であります。現在については、議員おっしゃるとおり、今のところ整備の必要はないないうところで理解をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 健康づくり担当課長、答弁。

○健康づくり担当課長（杉原直美君） 4番米沢議員の4番目の御質問にお答えします。

慢性腎臓病の発症、重症化予防に関して、他と比較のところですが、生活習慣病にかかる総医療費の比較になります。

生活習慣病にかかる総医療費4億8,000万円のうち、慢性腎不全にかかる6,700万円、上富良野町は約14%を占めています。同規模市町村では約10%に対し、北海道では7.7%、国10.1%という状況になっております。

2点目の早期の発見においてどのような効果があるかわかるかということに関しましてですが、早期糖尿病腎症の発見と保健指導を必要とする対象者を抽出するための検査項目になっております。今までの

検査は、ろ紙による尿たんぱくの検査と上富良野町独自に実施しておりました血液検査のクレアチニンの検査を計算した値で糸球体ろ過能力を検査し腎臓の病気を発見するところでありましたが、最近の治験では、尿たんぱくが出る前の段階でアルブミンがどのように出るかで、予防の効果が発揮できるのではないかと治験に基づきまして、今後このような検査を導入するに至りました。効果がどうかというのは、まだ町での検証はされていけませんので、継続して見ていこうというふうに考えているところで

す。

以上です。

○議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。  
○産業振興課長（辻 剛君） 4番米沢議員の御質問にお答えさせていただきたいと思えます。

まず、5点目の多面的支払の関係でございますが、その内訳の御質問かと思えます。

現在、水田と畑でこれまた積算の単価も違ってくるわけですが、両方を合わせまして、ちょっと正確な数字は今手元にはございませんが、約6,000ヘクタール強ということになっております。基本的には、農地を持ちまして耕作している方がほとんど加入してございますので、約300戸ぐらいということになりますので、1戸当たりの平均加入面積は20ヘクタールぐらいになるのかなど。

あと、単純になのですけれども、1戸当たりの平均の金額的なものについては、34万円程度ということで御理解をいただきたいと思えます。

次に、商業振興計画についてでございます。

まず、1点目の商工会と役場の役割分担ということで、今回、商工会さんのほうには、地域商業の実態を把握するための調査を中心に行っていたということと考えております。予算の7割近くを占めるということになりますけれども、その中には、消費者の皆さんですとかを対象にした、そういう意向調査について外部委託に出すことになっておりますし、あと、事業者さんといいますか、商工会員さんになるのですけれども、その方たちを対象にした調査については、直轄で行っていただくということになってございます。

それと調査項目についてなのですが、それらのほうにつきましては、まず第一には状況を把握するというようなことで、消費者の皆さんを対象にした項目としては、やはりどのようなものをどこで買っているのか、どういう手法で購入しているのかというような今の購入方法の実態をまずつかむということがあるかというふうに思えますし、あと事業者さんに対しますものにつきましても、今後の事業展開をどうするのかとか、そういうようなことも含

めて、結構全般的なことを把握するというような内容で調査を実施したいというふうに思っております。

アンケートといいますか、意向調査の実施方法でございますけれども、消費者の方を対象にした調査では、一応1,000件で、年代的にもそれぞれランダムに抽出しまして1,000件の調査を発送して、その集約をさせていただいて、その中から実態の把握に向けた数値の把握をさせていただきたいなというふうに思っております。

次に、観光振興に係りますサイクリングロードでございますけれども、整備、設置の内容ということで、自転車に乗る方にとっては道しるべであったり、自動車に乗る方については、ここは自転車がよく通る道路なのだというようなことがわかるようなサイクルルートサインをコース約1キロごとに1カ所ずつ配置させていただきたいというものと、あと主要な幹線道路との交差する地点につきましては、ここは自転車が横断しますよということで、自動車に乗られる方に注意を喚起する看板、あと、またサイクリストの皆さんにマナーの徹底でありますとか注意を喚起する意味で、拠点に1カ所だけ、そういう内容を網羅した看板を設置することで考えているところでございます。

この事業のメリットということでの御質問でございますけれども、やはりそれだけ町内に滞留時間が長くなるということは、当然食事もそうですけれども、そういう部分では経済的な波及があるのではないかなというふうに思えますし、自動車と違って、やはり休みながらもゆっくりでも自分のペースで走っていただきますので、そういう中で今まで知らなかった地域のさまざまな施設ですとか、そういうものを含めまして地域に対する認知度が高まると思えますので、きっとこのことがリピーター等につながって、次回もそういう経済波及というようなことにもつながるということで、その辺のメリット、効果については大変期待をしているということで御理解をいただきたいと思えます。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

5番金子益三君。

○5番（金子益三君） ちょっと重複するところがあるが、関連にもなるのですけれども、9ページにかかります社会資本整備総合交付金、今、同僚議員からも今後の推移についての質問がありました。その前にまず、今年度この4,900万円が補助対象にならなかったというところの、さまざまな他自治体とのバランスもあると思うのですが、我が町において社会資本整備総合交付金について何かあったのかということでもまずお聞きしたいということ

と、これに伴って、全般的な住生活基本計画のローリングというのをどのようにされていく計画を持つのか、今後、泉町南団地につきましてもさらに設計していく計画があると思うのですけれども、1年おくれること、また、次年度以降の未確定要素等々に伴いまして、住生活基本計画にのっとったものがどのように推移していくかということをお教えいただきたい。

もう1点が、今の商業振興にかかわるところ、23ページの商業活性化基本計画策定事業補助にかかわるところでございますが、先ほど同僚議員、午前中に一般質問の中でもありましたとおり、参議院におきまして閣議決定されました小規模基本法の制定に伴って、商工会のあり方ということも少しずつ変わってきてまして、いわゆる持続化の補助金であったりとか、今までのマル経資金と、それからさらに改良した大きな補助が国のメニューにのっとってまいりましたが、そもそも論としてそれらの国の補助金を受けるための商工会のあり方というものがあるのが今大きく変わろうとしておりますが、その商工会組織の資格のとり方についての動きというものを町として今どのように押さえているか、また、それら指導員、補助員、職員にかかわるところで何かそういった研修を受けなくてはいけないようなことが発生した場合に、それらを円滑に行うための施策を町として応援する考えがこの中に含まれるかということをお聞かせいただきたい。

もう一つ、27ページにかかわります教育、保健のスポーツによる地域活性化推進事業補助、こちらにつきましては、上富良野町スポーツコミッションという若いやる気のある方々が手を挙げて、すばらしい事業だというふうに私も感じておりますが、聞くところによりますと、こちら文科省の今年度単費によります補助というふうに聞いておりますが、町長が進められております十勝岳ジオパーク構想のスポーツ、教育、文化に関する分野のところにも非常にリンクするのかなというふうに思います。

款としましては9款で、教育費ということで出ておりますが、今のサイクリングのロードサインであったりとか、十勝岳にかかわるところでさまざまにリンクが張れるというふうに考えますが、こういったものは単年度事業ではなく、継続的になるような考えがあるのか。

昨年、商工会において実施しました町内の観光施設、また上富良野八景を自転車で回りながら、またさらに町内にお金を落とすというのを町内の方を中心に行った事業がありますが、先ほど産業振興課の課長が答弁されましたサイクリストを町なかに引き込むといった事業、ぜひ、こういっ

たものを包括的にリンクさせていながらあわせることによって、いろいろなパーツの事業がもっともっとブラッシュアップして大きな観光振興のほうにつながるというふうに考えますが、この点、いかがでしょうか。

○議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

○副町長（田中利幸君） 5番金子議員の質問、1点目ですが、この4月に人事異動がありまして、経過を知っている者が今おりませんので、私から1点目、お答えをさせていただきたいと思います。

社会資本整備総合交付金の減額要素の御質問でしたが、実は社会資本整備総合交付金は、例えば、20号、21号に今整備をしていますが、ああいう橋の整備、また今回新たに取り組みます橋の長寿命化、あるいは下水道施設の長寿命化、あと扇町公営住宅の水洗化等、例を挙げればそういうものが全部一括の社会資本整備総合交付金になっております。

その中で、2月でしたか、3月でしたか、国においては、財政規律を維持するという観点で、社会資本整備総合交付金自体を縮めた経過にあります。なおかつ、そこに長寿命化を優先するというような配慮があったようで、いわゆる公営住宅の分野について実は大きく絞られてきた経過にあります。国から3号棟はやめなさいというふうに言われているわけではなくて、上富良野町にこれだけしか補助金の枠はないよ。その中で先ほど言いました扇町の公営住宅の水洗化も含め、あのメニューの中からどれをチョイスするかというような選択を求められて、最終的にお約束をしている2号棟を中心に優先順位を高めて2号棟に着手したと。

したがいまして、3号棟は、まだ来年度予算がもちろん確定したわけではありませぬので、私ども住生活基本計画、なおかつ泉町の公営住宅の整備計画がございますので、これから引き続き3号棟の社会資本整備総合交付金の要望について積極的に取り組んでまいりたいと。その時点で、国の概算要求が8月ごろにございますので、そのころには少し方向性も見えてくるのかなと。そのようなときに、ぜひ議会のほうにも情報提供させていただきたいというふうに思っております。

○議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（辻 剛君） 5番金子議員の御質問にお答えいたします。

産業振興計画に関する御質問かというふうに思います。

まず1点目、組織のあり方的な御質問があったかというふうに思いますが、例えば、商業振興を図る上で、行政と商工会、事業者さん等がこういうふうと一緒に取り組んで、こっちのほうに一生懸命進ん

でいこうというような全体的な体制については、振興計画の中でも当然いろいろな施策を展開していく上では、体制づくりについては上がってくると思えますけれども、例えば議員がおっしゃっていたように商工会そのもののあり方でありますとか、そういう部分については、やはり主体である商工会の中でしっかり議論をいただきたいというふうに思いますし、そういう組織のあり方があるって、この計画の中では一緒にやる体制の一つとして、町であったり、商工会であったりというところの連携であったり、理解であったり、共有であったり、そういう部分の体制は入ると思えますけれども、商工会自体のあり方については、町が示す振興計画の中では、そこまでは入り込めないのかなというふうに思っています。

あと職員の、例えば向上でありますとか、そういう部分につきましても、そういう事業が必要ということであれば、一つの支援策として盛り込むというようなことはあるかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（石田昭彦君） 5番金子議員のスポーツによる地域活性化推進事業の關係に伴ってのジオパークとの関連等の御質問でありますけれども、議員のほうからの御質問にありますように、十勝岳スポーツコミッションの關係につきましても、文科省の補助をいただいて、町の会計をくぐって、それらの活動に支援する内容のものであります。

お話のように、今回のスポーツコミッションも聞くところによりますと、そういった地域の方々の団体が自転車を活用した、去年もヒルクライムの事業が町でありましたけれども、こういった事業でありますとか、ことしはトレイルランの事業なども、十勝岳を活用したそういう事業も行っていきたいと。そういうものをPRしていく、情報を発信していくためのアプリケーションの開発等も行っていきたいというようなことが今回の事業でありますし、こういった地域の皆さんのさまざまな活動がジオパークの認定に向けた大変重要な事業になってくるのだろうと。

今回、私どもの美瑛町との協議会の中でも、今回、準会員にならさせていただきまして、先般、かねて開かれた惑星大会にも、事務局レベルで美瑛の事務局の職員、本町の職員で参加させていただきました。それらの経験の中からも、私たちが美瑛と上富の両町で今進めています協議会も、ボトムアップということを大きなテーマとして、地域のさまざまな活動がジオパークにつながっていくような、そん

な取り組みにこれから力を入れてまいりたいというふうに考えております。

おかげさまで、上富良野町、この地域は、大変地域としてのブランド力の高い地域でもありますので、ジオパークの委員の皆様からも、ポテンシャルの高い地域というようにお声をかけていただいておりますので、潜在している力だけに頼ることなく今の力を認定されることで、地域の多くの皆さんが自信や誇りをさらに深めることで地域発展につながっていくことが、町が目指しているジオパークの一つの効果かなというふうに期待しておりますので、そのようなことでぜひ応援をさせていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 5番金子議員の御質問にお答えしたいと思います。

今回、十勝岳スポーツコミッションが行う事業の継続性についてであります。

今回補助金を受けるに当たりまして、そのイベントの継続性について団体ともお話をさせていただきました。基本的に、トレイルランだとかというものについては、町からの多くの支援がなくても、財政的支援がなくても、継続的にやれる、やりたいというような御意向を確認させてもらっている中で、ゴーがかかっているという認識をしております。

したがいまして、人的な部分だとか、PRだとか、いろいろな部分で御支援することはあるかと思えますけれども、基本的に財政的な支援については、大きな財政的支援をしなくても、スポーツコミッション独自の自助努力の中で対応ができるのかなと、そんなふうには思っておりますし、そういう意味では、財政的な支援をしなくても、地域の活性化を一生懸命やってくれるということに大きな期待を申し上げているところであります。

ただ、教育委員会としましても、PRだとかお手伝いできるところは、また財政的にも、お話ししてどうしても仕方ないなという部分については当然していかなければならないなと、そんなふうには思っているところであります。

以上です。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

11番今村辰義君。

○11番（今村辰義君） 関連になると思うのですが、23ページの広域観光事業費のサイクリングロードのコースの件であります。

先般のお話では、日の出公園のお話になるのですが、上富良野の観光のメッカの一つであると

いうふうに思っています。

今回コースから外れたのは、そこに至るところの道路が工事をやっているというお話でございました。それと今回は、先駆けとして今回の整備を図っていくのだということ等を勘案すると、今後のコースの整備として、日の出のほうも入っていくのかなというのは推測されるのですけれども、そこを確認しておきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（辻 剛君） 11番今村議員の御質問にお答えさせていただきます。

今後、サイクルルート上に日の出公園が入ってくるかどうかということのお話でしたけれども、今のところ、そういう可能性がないということは言えないと思うのですけれども、ただ、今回も道路管理者からのいろいろと意見をいただく中で、日の出公園につながる吹上線の工事が予定されていること、またさらには、工事に着手するとまた数年の年月がかかりますので、ことしの事業開始を予定しているということで説明申し上げておりますけれども、少なくとも6年、7年は、その間、日の出公園につながる吹上線をルート設定はできないということはまず間違いないと思います。

ただ、その後、日の出公園にルートを変更することが有効だろうということになれば、未来永劫決まっているルートということでもございませんので。ただ、ルート上の情報発信の上では、ルートマップをつくったりとか、いろいろとそういうものもありますので、そういう関連するものも含めて整理ができれば、変更するという事は決してやぶさかではないというふうに考えています。

以上です。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第4 議案第2号

○議長（西村昭教君） 日程第4 議案第2号平成27年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（鈴木真弓君） ただいま上程いただきました議案第2号平成27年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

初めに、歳入につきましては、平成26年度の決算により、平成27年度会計への繰越額が1,125万2,000円と確定したことから、当初予算の繰越金2,000円に1,125万2,000円を増額計上し、所要の補正をするものであります。

次に、歳出につきましては、平成26年度の一般会計繰入金金の精算に伴い、一般会計繰入金金の金額が確定したことにより、所要の補正をするものであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分のみを説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第2号平成27年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

平成27年度上富良野町の国民健康保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,125万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,306万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

9款繰越金1,125万2,000円。

歳入合計は1,125万2,000円であります。

2、歳出。

10款諸支出金370万4,000円。

11款予備費754万8,000円。

歳出合計は1,125万2,000円であります。

以上で、議案第2号平成27年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の

説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

### ◎日程第5 議案第3号

○議長(西村昭教君) 日程第5 議案第3号平成27年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長(鈴木真弓君) ただいま上程いただきました議案第3号平成27年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

初めに、歳入につきましては、平成26年度会計の決算により、平成27年度会計への繰越金が46万9,000円と確定したことから、当初予算の繰越金1,000円に46万9,000円を増額計上し、所要の補正をするものであります。

次に、歳出につきましては、平成26年度の保険料及び一般会計繰入金金の精算に伴い、広域連合納付金及び一般会計繰出金の金額が確定したことにより、所要の補正をするものであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分のみを説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第3号平成27年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)。

平成27年度上富良野町の後期高齢者医療特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ46万9,000円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ1億3,578万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

4款繰越金46万9,000円。

歳入合計は46万9,000円であります。

2、歳出。

2款広域連合納付金30万4,000円。

3款諸支出金16万5,000円。

歳出合計は46万9,000円であります。

以上で、議案第3号平成27年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

若干早いですけれども、昼食休憩といたします。

午前11時51分 休憩

午後 1時14分 再開

○議長(西村昭教君) 午前中に引き続き、会議を再開いたします。

### ◎日程第6 議案第4号

○議長(西村昭教君) 日程第6 議案第4号平成27年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(北川和宏君) ただいま上程いただきました議案第4号平成27年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第1号)につきまして、提案の要旨を説明申し上げます。

1点目は、介護保険制度の改正に伴いますシステム改修の仕様が確定したことから、所要の費用の補

正をしようとするものであります。

2点目は、職員の人事異動に伴います給与費の補正をしようとするものであります。

3点目は、本会計の平成26年度分の決算確定によりまして繰越額が確定したことから、追加補正をしようとするものであります。

4点目は、平成26年度に一般会計から繰り入れを受けた給付費、地域支援事業費、職員給与費及び事務費の精算確定によりまして一般会計への繰り出しの補正をしようとするものであります。

また、収支残額の1,479万4,000円につきましては、今後の本会計の安定対応に資するため、予備費に計上しようとするものであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分のみを説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第4号平成27年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

平成27年度上富良野町の介護保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,915万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億631万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開き願います。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

3款国庫支出金89万2,000円。

7款繰入金101万9,000円。

8款繰越金1,724万6,000円。

歳入合計は1,915万7,000円であります。

2、歳出。

1款総務費191万1,000円。

6款諸支出金245万2,000円。

7款予備費1,479万4,000円。

歳出合計は1,915万7,000円であります。

以上で、議案第4号平成27年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第1号）の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の

説明を終わります。

これより、質疑に入ります。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第7 議案第5号

○議長（西村昭教君） 日程第7 議案第5号平成27年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

ラベンダーハイツ所長。

○ラベンダーハイツ所長（大石輝男君） ただいま上程いただきました議案第5号平成27年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

1点目は、介護報酬改定に伴う4月分実績による積算単価の見直しによる補正でございます。

2点目は、寄附採納による補正でございます。寄附採納をサービス事業費の備品購入費、介護用ベッド2台に充当し、一般財源からのその他財源への組み替えをするものであります。

3点目は、平成26年度のラベンダーハイツ事業特別会計の決算におきまして、繰越金が468万5,000円と確定いたしましたことから、当初予算に計上している901万1,000円との差額432万6,000円を減額補正するものでございます。

4点目は、自動車重量税2万7,000円の未計上による補正でございます。

5点目は、残額の192万1,000円を予備費に計上いたしまして、ラベンダーハイツ事業における利用者のサービス利用状況等に対処し、今後の施設運営に支障が生じないよう、不測の事態に備えようとするものでございます。

なお、今後におきまして、事業の収支状況を見きわめながら、基金への積み立て等も検討してまいりたいと考えております。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第5号平成27年度上富良野町ラベンダーハ



イツ事業特別会計補正予算（第1号）。

平成27年度上富良野町のラベンダーハイツ事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ194万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,390万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

1款サービス収入607万4,000円。

4款繰入金20万円。

5款繰越金432万6,000円の減。

歳入補正額の合計は、194万8,000円でございます。

2、歳出。

2款サービス事業費2万7,000円。

5款予備費192万1,000円。

歳出補正額の合計は、194万8,000円でございます。

これをもちまして、議案第5号平成27年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第1号）の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願いいたします。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第5号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

## ◎日程第8 議案第6号

○議長（西村昭教君） 日程第8 議案第6号平成27年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算

（第1号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤 清君） ただいま上程いただきました議案第6号平成27年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の補正の要旨について御説明申し上げます。

内容は、平成26年度会計決算に伴う収支の精算余剰を平成27年度会計に繰り越し、同額を一般会計へ繰り出すものです。

内訳につきましては、歳入では、水道使用料及び繰越金の増額を主要因とする収入合計94万円の増額と、歳出では、一般管理費及び繰出金の増額を主要因とする支出合計24万7,000円の増額の差額である69万4,000円を繰り越すもので、既存予算の1,000円に69万3,000円を追加するものとなっております。

以下、議案の朗読をもって説明といたします。

議案第6号平成27年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）。

平成27年度上富良野町の簡易水道事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ69万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,816万8,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。

以下、款ごとの補正額のみを申し上げます。

1、歳入。

3款繰越金、補正額69万3,000円。

歳入合計69万3,000円。

2、歳出。

3款繰出金、補正額69万3,000円。

歳出合計69万3,000円。

2ページ以降の事項別明細の説明は省略させていただきます。

以上、議決項目のみを御説明申し上げます。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願いいたします。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第6号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第9 議案第7号

○議長（西村昭教君） 日程第9 議案第7号平成27年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤 清君） ただいま上程いただきました議案第7号平成27年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の補正の要旨について御説明申し上げます。

内容は、平成26年度会計決算に伴う会計余剰を平成27年度会計に繰り越し、同額を一般会計へ繰り出すものです。

内訳につきましては、歳入では、使用料及び雑入の増額を主要因とする収入合計102万6,000円の増額と、歳出では、一般管理費、施設管理費、建設事業費等の執行残105万5,000円となり、合計208万2,000円を繰り越すもので、既存予算の1,000円に208万1,000円を追加するものとなっております。

以下、議案の朗読をもって説明いたします。

議案第7号平成27年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

平成27年度上富良野町の公共下水道事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ208万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,116万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。

以下、款ごとの補正額のみを申し上げます。

1、歳入。

5款繰越金、補正額208万1,000円。

歳入合計208万1,000円。

2、歳出。

3款繰出金、補正額208万1,000円。

歳出合計208万1,000円。

2ページ以降の事項別明細の説明は省略させていただきます。

以上、議決項目のみを御説明申し上げます。

御審議いただきまして、議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第7号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第10 議案第8号

○議長（西村昭教君） 日程第10 議案第8号平成27年度上富良野町病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町立病院事務長。

○町立病院事務長（山川 護君） ただいま上程いただきました議案第8号平成27年度上富良野町病院事業会計補正予算（第1号）につきまして、初めに提案の要旨を御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、ラベンダーの里かみふらのふるさと応援寄附により、町立病院への御寄附を9名の方から合計50万円を賜りましたので、寄附者の御趣旨に沿いまして、備品の購入費用として予算措置するものであります。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第8号平成27年度上富良野町病院事業会計補正予算（第1号）。

総則。

第1条、平成27年度上富良野町病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

資本的収入及び支出。

第2条、平成27年度上富良野町病院事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

以下、補正予算額のみ申し上げます。

収入。

第1款資本的収入、補正予算額50万円。

第1項出資金50万円。

支出。

第1款資本的支出50万円。

第2項建設改良費50万円。

以上で、議案第8号平成27年度上富良野町病院事業会計補正予算（第1号）の説明といたします。

御審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第8号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第11 議案第9号

#### ◎日程第12 議案第10号

○議長（西村昭教君） 日程第11 議案第9号上富良野町個人情報保護条例の一部を改正する条例、日程第12 議案第10号上富良野町個人番号の利用に関する条例を一括して議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（石田昭彦君） ただいま一括上程いただきました議案第9号上富良野町個人情報保護条例の一部を改正する条例及び議案第10号上富良野町個人番号の利用に関する条例につきまして、改正及び制定の要旨を御説明申し上げます。

平成25年5月に制定された、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の施行に伴い、この秋から、個人番号の付番など実質的なマイナンバー制度がスタートします。

番号法では、個人番号は個人を識別するための重要な特定個人情報と位置づけし、行政事務手続において運用する場合には、より厳格な管理や保護措置を講ずることとされており、これら法の規定に基づき、必要な措置を現行の個人情報保護条例に盛り込むよう同条例を改正するとともに、行政手続におい

て、その利用範囲を定めるため、個人番号の利用に関する条例を制定しようとするものであります。

それではまず、上富良野町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてであります。町が保有し、行政手続に活用する個人番号などの特定個人情報と情報提供等記録は通常の個人情報に比してより一層の保護措置を講じるよう、目的外利用や提供の制限など管理する側の保護措置と開示、訂正、利用の停止などの手続について盛り込むものであります。

改正内容についてであります。まず、現行条例を章立てにすることとし、特定個人情報に関する特例を第4章として、第27条の2から第27条の10までの9条を追加するものであります。

第27条の2は特定個人情報の取り扱いに係る用語の定義について、第27条の3は保有特定個人情報の目的外利用に関する取り扱いについて、第27条の4は特定個人情報の提供の制限について、第27条の5は任意代理人による開示請求について、第27条の6は開示の申請等に係る手数料について、第27条の7は任意代理人による訂正請求や是正の申し出等について、第27条の8は訂正等を行った場合の通知について、第27条の9は利用停止請求の事由等について、第27条の10は、特定個人情報の開示については他の法令などの規定を適用しない旨について、それぞれ法の規定に準じ盛り込んだところであります。

なお、第27条の6に規定した特定個人情報に係る開示申請等に係る手数料については、個人情報の開示申請等に係る手数料の規定、第27条を準用することとし、同条の規定に基づく上富良野町手数料条例について、今改正条例の附則でその改正手続を行うものであります。

次に、上富良野町個人番号の利用に関する条例についてであります。番号法では、1点目として、法に規定されていない事務において個人番号を独自に利用する場合、2点目として、同一機関内で特定個人情報の授受を行う庁内連携による場合、また、3点目として、同一地方公共団体のほかの機関へ特定個人情報の提供を行う場合は、条例の制定が必要と規定されています。

本町においては、現時点において、法に規定のない独自に利用を予定する事務がないこと、また、ほかの実施機関への提供を予定する事務がないことから、2点目の行政事務手続の効率化を図るため、番号法別表第2に定められた利用事務で、かつ同一機関内で特定個人情報の授受を行う庁内連携に限って個人番号の利用を認めるよう本条例を制定するものであります。

第1条は本条例の趣旨について、第2条は本条例における用語の定義について、第3条は個人番号の利用に当たって適切な取り扱いを確保するための必要な措置を講ずるなど町の責務について、第4条は同一機関内での情報の授受を行う庁内連携の場合に限り利用できる旨の個人番号の利用範囲について規定しているものであります。

なお、施行期日は、改正個人情報保護条例にあっては番号法の施行期日として、各項目に応じ、政令において規定された平成25年10月5日及び平成28年1月1日とするほか、今後新たな政令において規定される日とするものとし、個人番号の利用に関する条例にあっては、番号法附則第1条第4項に掲げる規定の施行の日とし、政令において規定された平成28年1月1日とするものであります。

以上、議案第9号上富良野町個人情報保護条例の一部を改正する条例及び議案第10号上富良野町個人番号の利用に関する条例の説明といたします。

御審議いただき、御議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより採決いたします。

初めに、議案第9号上富良野町個人情報保護条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号上富良野町個人番号の利用に関する条例について採決をいたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

### ◎日程第13 議案第11号

○議長（西村昭教君） 日程第13 議案第11号上富良野町いじめの防止等に関する条例を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

教育振興課長。

○教育振興課長（野崎孝信君） ただいま上程され

ました議案第11号上富良野町いじめ防止等に関する条例について、提案要旨を御説明申し上げます。

いじめは、いじめを受けた子ども、いじめを行った子どもだけでなく、全ての子どもに関係する問題であります。

このため、いじめ防止対策推進法の趣旨にのっとり、国や北海道と連携した取り組みを図り、子どもをいじめから守るため、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめの早期解消など、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、本条例を制定するものであります。

以下、この条例は前文と第1章から第8章まで、条文は第1条から第36条までの条文となっておりますので、章ごとに御説明申し上げます。

前文は、豊かな自然環境の中で子どもたちが心豊かに成長するための子どもたちの権利や人間としての尊重など、理念と条例の趣旨について定めております。

第1章総則は、第1条から第4条まで、目的といじめなどの定義と、関係者の連携協力のもと社会全体でいじめ問題を克服する基本理念といじめの禁止を定めるとともに、第5条ではいじめに対する町と教育委員会の責務、第6条が学校と教職員の責務、第7条が保護者の責務など、第8条が町民と事業者の役割として、学校、家庭、地域社会、行政などが連携協力に努めるとともに、いじめが行われている場合に学校に通報するなどの協力に努めることを定めております。

第2章いじめ防止基本方針は、法では努力規定となっておりますが、当町では、第9条でいじめ防止基本方針を定めることを義務とし、第10条は、学校がいじめ防止基本方針を定めることを規定していません。

第3章いじめの防止等に関する基本的施策は、第11条から第16条まで、学校と教育委員会が道徳教育等の充実や早期発見のための措置、相談体制の整備、インターネットによるいじめへの対策、啓発活動などを定めております。

第4章いじめの防止等に関する措置は、第17条から第21条まで、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理福祉等の専門家などによる組織を学校に設置するとともに、教育委員会における措置や校長、教員による児童生徒への懲戒などを定めております。

第5章重大事態への対処については、第22条で、学校は、重大事態が発生した場合に、教育委員会を通じ町長へ報告します。第23条は、教育委員会が学校からの重大事態の発生報告を受け、速やかにいじめ問題審議会に事実関係の調査を行わせ、そ

の結果を町長に報告します。第24条は、調査結果の報告を受け、町長は、必要があると認めるときは、いじめ調査委員会に再調査を行わせ、結果を議会に報告することを定めております。

第6章上富良野町いじめ問題審議会について、第25条は、法で置くことができるいじめ問題審議会を当町は附属機関として置く規定としています。第26条でいじめ問題審議会の所掌事項を定め、第27条から第33条までが、この審議会委員を第三者等の参加を図り、7人以内で、教育委員会が任命するほか、会議の運営などについて定めております。

第7章上富良野町いじめ調査委員会については、第34条で、必要があると認めるときは、町長の附属機関としていじめ調査委員会を置くことができる規定を定めております。

第8章、第36条は、規則などへの委任規定を定めております。

附則については、施行期日と附属機関の設置による非常勤の報酬、費用弁償に関する条例の一部を定めております。

なお、条例制定に当たり、パブリックコメントを実施いたしました。御意見等はございませんでした。

以上、御審議いただき、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

7番中村有秀君。

○7番（中村有秀君） 今、提案理由の説明をいただきました。したがって、この中で、平成25年にいじめ防止推進法ができて、2年経過した中で今、当町で条例化するということでございますけれども、基本的には、この中の第2章いじめ防止基本方針ということで、第9条に、今、課長のほうから、定めるものとするということで、はっきり義務化したということでございます。

したがって、できるだけ早く条例を本来の形で徹底していくべきだということで、上富良野町いじめ防止基本方針はいつごろ出す予定か。それから、当然それに基づいて学校いじめ防止方針が、町の基本方針にのって、また各学校で事情を参酌してやるということであれば、できるだけ早く町の基本方針が出されて、そして各学校がそれに基づいてつくる、そして、上富良野の教育界がそういうことでいじめ防止の具体的な動きになっていくかなという気がするものですから、できれば町のいじめ防止基本方針、これはいつごろできるのかと。例えば富良野の場合、去年の9月に条例ができて、ことしの2月に

基本方針が出されているということを知っておりますので、できるだけ期間は短いほうがいいのかな、学校の対策もそういうことになっていくからということで、その点、ちょっと確認をしたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 教育振興課長。

○教育振興課長（野崎孝信君） 7番中村議員のほうから御質疑の部分でございます。

条例の基本方針の関係についてであります。今、議員御発言のとおり、富良野の例がございましたとおり、約半年以内にはできたということから、うちの町においてもできるだけ早くということで、準備作業をこれから進めたいと思っております。めどについては、年内を予定したいと思っております。

なお、学校のいじめ防止基本方針であります。2年前に法律ができたことを受けまして、町の教育委員会においては、即座に、学校において基本方針を法律に基づいて定める指示をしてございます。ただ、今回、町の条例をつくったということから、その条例と合致している部分があるかどうか、見直しを含めてそれらも今後指示をまいって、町の基本方針と十分整合性がとれるような方向で臨んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第11号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第14 議案第12号

◎日程第15 議案第13号

◎日程第16 議案第14号

○議長（西村昭教君） 日程第14 議案第12号上富良野中学校校舎耐震改修及び老朽改修工事（建築主体工事）請負契約の締結について、日程第15 議案第13号上富良野中学校校舎耐震改修及び老朽改修工事（機械設備工事）請負契約の締結について、日程第16 議案第14号上富良野中学校校舎耐震改修及び老朽改修工事（電気設備工事）請負契約の締結についてを一括して議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤 清君） ただいま一括上程いただきました議案第12号、第13号、第14号の上富良野中学校校舎耐震改修及び老朽改修工事の3工種に係る請負契約締結の件につきまして、提案の内容を御説明いたします。

本事業は、上富良野中学校校舎の老朽化に伴い、管理棟及び普通教室等を平成27年度から2カ年で耐震改修と大規模老朽改修並びに防音機能復旧整備を第1期工事として、文部科学省と防衛省の補助を受け実施するものであります。また、第2期工事につきましては、平成28年度より、特別教室等の改築と改修を計画しております。

次に、工事内容につきましては、管理棟及び普通教室は鉄筋コンクリートづくり3階建て、延べ面積4,205平方メートルで、耐震改修及び老朽改修工事を行い、また、仮設校舎建設工事につきましては、鉄骨造2階建て、延べ面積903平方メートルで、仮設普通教室及び生徒用トイレを設置するもので、建築主体工事、機械設備工事、電気設備工事の3工種に分けて施工するものであります。

入札参加資格者の条件につきましては、2者または3者による特別企業体の共同施工方式とし、建築主体工事におきましては、代表者は、上川総合振興局管内に本店を有し、建築工事業の特定建設業の許可を受け、経営事項審査結果通知書の総合評定値が建築一式工事で1000点以上であること、代表者以外の構成員は、上川総合振興局内に本店を有し、建築工事業の許可を受け、上富良野町における入札参加資格がA等級に格付されていること、または上富良野町内に本店を有し、入札参加資格がB等級に格付されることが条件となっております。

次に、機械設備工事及び電気設備工事におきましては、代表者は、上川総合振興局内に本店を有し、それぞれ管工事業、電気工事業の特定建設業の許可を受け、上富良野町における入札参加資格がA等級に格付されていること、代表者以外の構成員は、上川総合振興局内に本店を有し、それぞれ管工事業、電気工事業の許可を受け、上富良野町における入札参加資格がA等級に格付されていること、または上富良野町に本店を有し、入札参加資格がB等級に格付されていることが条件となっております。

入札につきましては、条件つき一般競争入札による旨を平成27年5月12日に公示し、6月10日に執行しております。

入札状況につきましては、建築主体工事が7企業体、電気設備工事が4企業体、機械設備工事が6企業体で入札を行い、最低制限価格を下回る入札がなかったことから、最低金額の入札者について資格審

査の結果、適正と認めため、落札者として決定し、今般上程のとおり、3工種の契約内容となっております。

以下、3議案を朗読し、提案いたします。

議案第12号上富良野中学校校舎耐震改修及び老朽改修工事（建築主体工事）請負契約の締結について。

上富良野中学校校舎耐震改修及び老朽改修工事（建築主体工事）の請負契約を次により締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、契約の目的、上富良野中学校校舎耐震改修及び老朽改修工事（建築主体工事）。

2、契約の方法、一般競争入札による。

3、契約の金額、7億6,464万円。

4、契約の相手方、橋本川島・アラタ特定共同企業体。代表者、株式会社橋本川島コーポレーション、代表取締役川島崇則。

5、工期、契約の日から平成28年7月29日。

議案第13号上富良野中学校校舎耐震改修及び老朽改修工事（機械設備工事）請負契約の締結について。

上富良野中学校校舎耐震改修及び老朽改修工事（機械設備工事）の請負契約を次により締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、契約の目的、上富良野中学校校舎耐震改修及び老朽改修工事（機械設備工事）。

2、契約の方法、一般競争入札による。

3、契約の金額、1億4,223万6,000円。

4、契約の相手方、有我・志賀・玉島特定共同企業体。代表者、株式会社有我工業所、代表取締役有我充人。

5、工期、契約の日から平成28年7月29日。

議案第14号上富良野中学校校舎耐震改修及び老朽改修工事（電気設備工事）請負契約の締結について。

上富良野中学校校舎耐震改修及び老朽改修工事（電気設備工事）の請負契約を次により締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、契約の目的、上富良野中学校校舎耐震改修及び老朽改修工事（電気設備工事）。

2、契約の方法、一般競争入札による。

3、契約金額、1億540万8,000円。

4、契約の相手方、東邦・田中特定共同企業体。  
代表者、東邦電設株式会社富良野支店、取締役支店長高橋利明。

5、工期、契約の日から平成28年7月29日。

以上、説明いたします。

御審議賜りまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

7番中村有秀君。

○7番（中村有秀君） 3点ほど、ちょっと確認をしたいと思います。

従来、消費税を含めて何ぼというような提案の仕方がされていたのですけれども、消費税の関係は契約金額の中に入っているのかということが1点目。

それから、それぞれの契約の中での2番札はどこの企業体かということで確認します。

それから3点目、教育委員会の関係になろうと思えますけれども、先般、道新に上川総合振興局内の耐震化率ということで載っておりました。それで今、改修前の上富良野町の公立学校の耐震化率は何パーセントで、今度上富良野中学校が終われば、これは何パーセントになるかということでちょっと確認をしたいと思います。

以上です。

○議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（佐藤 清君） 7番中村議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、契約金額につきましては、消費税は入っております。

次に、2点目の2番札の関係でございますが、まず、建築主体工事につきましては、サンエービルド・北菱・那知特定共同企業体でございます。

続きまして、機械設備工事につきましては、日進・後田特定共同企業体でございます。

それから、電気設備工事につきましては、藤川・下村特定共同企業体でございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

○教育振興課長（野崎孝信君） 7番中村議員の先ほどの耐震化率の関係でございます。

先般、新聞報道でたしか80%ということで載っていたかと思えます。その関係であります。上富良野町においては、合計4校、それと体育館を含めて、現在調査対象としては10棟ございます。その中で80%ということで、8棟が基準を満たしてい

ると。今回、上富良野中学校の満たしていない部分が2つありますので、今回この改修によって100%で、全て耐震基準を満たすということになってございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 毎回同じことを聞くのですが、請負金額の支払い等はどのようになっているのかということと、あと、この中学校の改築に当たって、大体何人工ぐらい必要になっているのか、この点わかれば、お伺いしておきたいというふうに思っています。これだけの大きい金額ですから、特記事項だとかいろいろなものは当然必要になってくるのだと思いますが、いわゆる仕様書等においては、こういったものについては契約上交わされているのかどうなのか、この点も確認しておきたいというふうに思います。

○議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（佐藤 清君） 4番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

1点目の支払いについてでございますが、まず、前払金制度、前払金を支払うことができるようになっております。契約金額の40%となっております。また、部分払いも契約の中に入っております。

それから、何人工ということでありますけれども、これから業者と打ち合わせしながら進めていきたいと思っておりますので、今の段階では何人工、何組という部分はちょっと出てきませんということでございます。

それと特記仕様書につきましては、工事の仕様書ということがございますので、それについてはお示ししております。

以上です。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 人の確保という点で、非常に大事になってきておりますので、そこら辺しっかりと、今後ということである程度本当は事前に想定される部分あると思うのですが、確保という点ではしっかりとやっていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより採決いたします。

初めに、議案第12号上富良野中学校校舎耐震改修及び老朽改修工事（建築主体工事）請負契約の締結についてを採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号上富良野中学校校舎耐震改修及び老朽改修工事（機械設備工事）請負契約の締結についてを採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号上富良野中学校校舎耐震改修及び老朽改修工事（電気設備工事）請負契約の締結についてを採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第17 議案第15号

○議長（西村昭教君） 日程第17 議案第15号財産の取得について（除雪トラック購入）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤 清君） ただいま上程いただきました議案第15号財産の取得の件、除雪トラックの取得につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

現在使用しております除雪トラックにつきましては、当時の建設省、現在の国土交通省が所管する雪寒事業により平成2年に購入したもので、使用年数25年が経過して老朽化に伴い維持費用が増嵩しているため、今回、特定防衛施設周辺整備調整交付金の補助を受け更新を行うことにより、町道維持管理を効率的に行い、交通障害を軽減するとともに、災害時における早期復旧の促進を図ることを目的としております。

除雪トラックの概要につきましては、最大積載量7トンで、夏は町道の砂利敷きや土砂運搬などに使用し、冬はトラックの前側にワンウェイプラウまたはVプラウを装着して町道の除雪を行うものであります。また、ボディーの下にはアングリングを装着

し、路面整正を行うことができます。

入札につきましては、取り扱い可能業者3者を指名しまして、指名競争入札による旨を平成27年5月22日に公示し、6月10日に執行しております。

入札の結果、UDトラック株式会社旭川支店が3,780万円で落札し、消費税を加算しまして、本議案の4,082万4,000円となっております。

参考までに、2番札は、北海道日野自動車、3,820万円でございました。

以下、議案を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

議案第15号財産の取得について。

除雪トラックを次により取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、取得の目的、除雪トラック、10トン級6×6ダンプ型、ワンウェイプラウ、Vプラウ併用、アングリング路面整正装置付き。

2、取得の方法、指名競争入札による。

3、取得金額、4,082万4,000円。

4、取得の相手方、旭川市末広1条15丁目5番26号、UDトラック株式会社旭川支店、支店長長谷川豊秋。

5、納期、平成28年11月30日。

以上、説明といたします。

御審議賜りまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

5番金子益三君。

○5番（金子益三君） この除雪トラックの一部仕様の部分にかかわるところなのですが、路面整正装置のアングリングの部分、よく住民会の方から言われるのが、除雪をした後、刃の状態で作るとつるつるの路面になって、歩行者にとって非常に危険な状態になるということがよく言われているのですが、このアングリングを例えばくし状のもので、若干摩擦抵抗の大きくなるような仕様というのはできないのか、お聞きします。

○議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（佐藤 清君） 5番金子議員の路面整正のアングリングの部分の御質問でございますけれども、路面整正をすることによって、つるつるの状態になっているというのは事実でございます。ただ、やはり路面が相当でこぼこしたりして、結構



刺さっていきまして、作業効率が相当悪くなっていくというのが現実でございます。ですから、現在使っている部分についても、やはり爪のついていないような部分でやっているのが現実でございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 5番金子益三君。

○5番（金子益三君） この間、町長と住民会長の懇談会等においても、非常に多くの住民会の皆様からこのような御意見が出ていると思うのですが、現在、除雪ドーザとそれからグレーダー、さらにはダンプ等々を使用して、いろいろな路線を分けて効率よく、民間の方がやっていると思うのですが、本当にちょっとしたところで骨折、特に高齢者の方の骨折等々の事故が何件か、また去年も出ているみたいにも聞いておりますので、そういったことを、例えばできる路線においては使うようなことというのは検討できないでしょうか。現状、今、刃でやっているのは存じ上げていますけれども、新しく買うところについて、そういった改良というのはできないのでしょうか。

○議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（佐藤 清君） 5番金子議員の御質問にお答えさせていただきます。

爪をつけるようなことができるようになっておりますので、今後におきまして検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 納期の点についてお伺いいたします。

28年11月30日ということで、恐らく特殊な路面整備というか、装着するということの関係でこういう日程になっているかというふうに思いますが、工程上は恐らくもう少し早くだとか納入できるような環境というのはないのかどうか、お伺いいたします。

もう一つは、これが納入された後、古いトラック等については売却なのか、払い下げ等についてはどういうふうになるのか、確認しておきたいと思えます。

○議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（佐藤 清君） 4番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

納期につきましては、平成28年11月30日でございます。これにつきましては、指名した業者等に入札前にいろいろお聞きしまして、受注生産でございますので、やはりそういう部分で納期が相当かかるということで、この設定にしております。

それと既存の部分につきましては、下取りということでやっております。その部分も今の設計から金額を引いております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第15号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第18 議案第16号

○議長（西村昭教君） 日程第18 議案第16号 財産の取得について（学校給食センター調理機器購入）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

教育振興課長。

○教育振興課長（野崎孝信君） ただいま上程されました議案第16号財産の取得につきまして、提案要旨を御説明申し上げます。

このたび、上富良野学校給食センターの調理機器であります消毒保管機が、長年の使用によって老朽化が著しく、ふぐあいが発生していました。このため、防衛省の特定防衛施設周辺整備調整交付金事業によりまして3台を更新し、給食の安定供給とともに作業効率化、衛生管理の徹底を図るため更新整備を行うものであります。

この入札に当たりましては、町外業者5者を指名し、6月5日、入札を行った結果、北昭産業株式会社が739万円で落札し、消費税を加え本議案の798万1,200円の金額となったところであります。

参考までに、2番札は、北海道厨機有限会社の770万円であります。

以下、議案を朗読しまして、提案理由の説明といたします。

議案第16号財産の取得について。

上富良野学校給食センター調理機器（消毒保管機）を次により取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めらる。

記。

1、取得の目的、上富良野学校給食センター調理

機器（消毒保管機）3台。

2、取得の方法、指名競争入札による。

3、取得金額、798万1,200円。

4、取得の相手方、名寄市西3条南5丁目8番地、北昭産業株式会社、代表取締役常本照也。

5、納期、平成27年8月16日。

平成27年6月15日提出、上富良野町長向山富夫。

以上、御審議いただき、御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

7番中村有秀君。

○7番（中村有秀君） 調理機器ということで、消毒保管機ということですが、この型式だとか、性能だとか、それから、どういう内容で使うのかということをもうちよつとわかりやすく教えていただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

○教育振興課長（野崎孝信君） 今回御議決をいただく消毒保管機であります。学校給食で使う入れ物、器、カップであったりですとか、ボウルであったりですとか、食材を調理するために必要な食器と今言ったような部分を含めてこの消毒保管機を使って消毒します。実際には、各学校のクラスごとに食器かごというのが、そこに器ですとか、今言った調理器具を一緒にかごごとに入れます。そのかごが一つの消毒保管機に50から60入る、最大5段までになっています。幅が2メートル55センチありますし、奥行きも90センチ、高さが1メートル90センチと、そういう結構大きなもので、その合計4台あるうち、今言いました経年劣化、老朽化が著しい3台を今回更新をさせていただくような予定になってございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

ほかにございませんか。ございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第16号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

## ◎日程第19 諮問第1号

○議長（西村昭教君） 日程第19 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町長、向山富夫君。

○町長（向山富夫君） ただいま上程いただきました諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦につきまして御説明を申し上げます。

現在、本町におきましては、4名の方々に人権擁護委員を務めていただいているところであります。その人権擁護委員の中で佐々木幸子さんが本年、平成27年9月30日をもって任期満了を迎えるところであります。

佐々木さんにつきましては、これまで7期21年の長きにわたり御活躍をいただいたところであり、このたび御本人からは後進に道を譲りたいとの強い意向が示されました。このことを受けまして、私どもといたしまして、今期の任期満了をもって退任について理解をさせていただいたところであります。

このことから、佐々木幸子さんの後任の人権擁護委員といたしまして、原喜美子さんを御推薦申し上げたく御提案申し上げますところでございます。

以下、議案を朗読させていただきます。提案とさせていただきます。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について。

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記。

住所、上富良野町中町1丁目2番25号。

氏名、原喜美子。昭和32年6月10日生まれ。

以上でございます。

なお、経歴等につきましては、別紙御配付させていただいております経歴書に記載しておりますので、参考にしていただきたいと存じます。

原さんにおきましては、人格、識見ともにすぐれた方でございますので、御審議いただきまして、御同意賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

本件は、先例によりまして、質疑、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

これより、諮問第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり適任と認めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり適任と認めることに決しました。

#### ◎日程第20 発議案第1号

○議長(西村昭教君) 日程第20 発議案第1号 議員派遣についてを議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

11番今村辰義君。

○11番(今村辰義君) ただいま上程されました発議案第1号議員派遣について、朗読をもって説明とさせていただきます。

発議案第1号議員派遣について。

上記議案を次のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成27年6月15日提出、上富良野町議会議長、西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員、今村辰義。

賛成者、上富良野町議会議員、岡本康裕、同じく金子益三。

議員派遣について。

次のとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第122条の規定により議員を派遣する。

記。

1、北海道町村議会議長会主催の議員研修会及び先進事例調査。

(1) 目的、分権時代に対応した議会議員の資質向上に資するため。

(2) 派遣場所、札幌市。

(3) 期間、平成27年7月7日から7月8日、2日間。

(4) 派遣議員、全議員14名。

御審議賜りまして、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) これをもって、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第21 閉会中の継続調査申し出について

○議長(西村昭教君) 日程第21 閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

議会運営委員会並びに各常任委員会から、会議規則第75条の規定により、各委員会において、別紙配付の申出書の事件について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

#### ◎町 長 挨拶

○議長(西村昭教君) ここで、本議会は現議会議員の最後の定例会でありますので、町長より御挨拶をいただきたいと思っております。

向山富夫町長。

○町長(向山富夫君) 第2回定例会終了に当たりまして、議長のお許しをいただきまして、一言お礼の御挨拶をさせていただきますと存じます。

まず、本第2回定例会におきましては、提案させていただきました全ての議案を原案どおり皆様方に御議決いただきましたことに、まず感謝を申し上げます次第でございます。大変ありがとうございます。

先ほど議長の方から御案内ございましたように、皆様方におかれましては、今期の任期の最後の定例会ということで臨まれたわけでございます。この間、町政運営に当たりまして、皆様方には大所高所から大変温かい御指導や御協力を賜りましたこと、改めて感謝を申し上げます次第でございます。

御案内のように、今、地方自治を取り巻く環境は大変課題が山積しておりまして、いつきの猶予もない、そういう状況でございます。そして、今回の議会の中でもいろいろ御議論いただきましたように、今、地方の総合戦略を立てまして、これからのまちづくりをしっかりと強いものにしていく、そういう大きな課題が横たわっている状況でございます。そういう中におきまして、私どももこれまで皆さん方から賜りました御意見、御指導をしっかりと胸にとめまして、町民の負託に応える、そういうまちづくりを目指してまいりたいというふうと考えております。

とりわけ、町民の安心、安全に対します思いは日ごとに強くなっておりまして、きょうもお昼のニュースを見ますと浅間山が小噴火をしたというようなことで、本当にいつどういいう状況が生まれるか全く予測がつかない状況でございます。そういう中で、議会の皆様方、日々町民に一番身近に接しておられる皆さん方の御意見を私は大変ありがたく受けとめてきたところでございます。

今後におきましては、それぞれ皆さん方には思いを持って臨まれるものというふうに思います。いずれにいたしましても、健康でこれから過ごしていただけることが全ての基本でございます。どうか従来にも増して健康管理に御留意いただきまして、そして願わくば、またこのような姿で皆さんとともにまちづくりができることを心から願いまして、御挨拶とさせていただきます。

議長さん以下、本当に皆さん、大変御苦労さまでした。ありがとうございました。

---

#### ◎議 長 挨 拶

○議長（西村昭教君） 私のほうからも一言お礼を申し述べさせていただきます。

4年の任期の最後の定例会に当たりまして、一言皆様方にお礼を申し上げたいと思います。

それぞれ8月の任期まで4年間、皆さん方には議会活動の中で大変な御協力をいただきながら、住民の代表として行政にその思いを反映させるべく、それぞれの立場でいろいろな意見や、またいろいろなお叱りも出てまいりました。また、それを受けて理事者の皆さん方も、最大公約数で練った案に対して、その意見を反映させるべく努力をいただいて、この4年間だったと思います。

いろいろな思い出がある4年間でありました。また、私も議長として皆様方に大変温かい御支援と、また御協力をいただきまして、何とかその任を全うさせていただきますことを厚くお礼を申し上げます。またあわせて、管内の議長会の会長ということで、これもまた皆さん方の温かい御理解と御支援があったものと、心から厚くお礼を申し上げる次第であります。

議会議員の務めは、住民の声をいかに反映させていくかと。もう1点は、その思いをいかに高めていくかと。そして、それをいかに行政の中で実現化していくかということに尽きるのかなと思っております。そういう面では、議会は全体の合議体でありますから、それぞれいろいろな意見がありますけれども、決定するまではいろいろな意見がぶつかりあって当然でありますし、それがなければ、またうちの町の発展もないのかなと思っております。そういう

意味では、議会議員の役割というのは非常に重要でもありますし、それを常々痛切に感じた4年間でありました。これもまた皆様方の温かい協力のもとだったと思っておりますので、大変心から感謝を申し上げる次第であります。

また、そういう議会に対応して、町長以下、職員の皆さん方も温かく理解をいただきながら、それぞれの仕事を全うしながら、また議会のこの声を反映させて、いろいろな形で協力いただきましたことに厚くお礼を申し上げまして、一言お礼の御挨拶にかえさせていただきます。

本当に4年間、御苦労さまでございました。またあわせて、また情熱を持って8月以降にまちづくりに参加される方もおられますし、また、その情熱を違う立場でこのまちづくりに生かそうとされる方もおられるかと思えます。新しい方々も8月以降に出られると思いますけれども、それぞれどんな立場であろうとも、この町に住んで、この町に少しでもいろいろな立場でまた御尽力をいただければいいのかなと思っております。

本当に4年間、長い間、皆様方には、大変心から御苦労さまでございました。またあわせて、お世話になったことを厚くお礼申し上げまして、一言御挨拶にかえさせていただきます。

本当にありがとうございました。

---

#### ◎閉 会 宣 告

○議長（西村昭教君） これにて、全日程を終了いたしました。

平成27年第2回上富良野町議会定例会を閉会といたします。

午後 2時31分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

平成27年6月16日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署名議員 中 村 有 秀

署名議員 岩 崎 治 男